

# 福岡県公報

令和8年6月19日  
第704号

## 目次

### 告示(第416号-第419号)

○令和8年度福岡県家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催 (畜産課) …………… 1

○福岡県資源管理方針の変更 (水産振興課) …………… 2

○道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2

○指定納付受託者の指定 (企画総務課) …………… 2

### 公 告

○落札者等の公示 (防災企画課) …………… 2

○財政事情の公表 (財政課) …………… 3

○開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) …………… 52

○競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) …………… 52

○一般競争入札の実施 (警察本部会計課) …………… 53

○落札者等の公示 (警察本部会計課) …………… 56

○落札者等の公示 (警察本部会計課) …………… 56

○土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) …………… 57

○土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) …………… 57

○土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 57

○開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) …………… 58

### 監査委員

○監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課) …………… 58

○監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第一課) …………… 64

○監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第二課) …………… 67

○包括外部監査事務を補助する者の氏名、住所及び包括外部監査人の  
監査の事務を補助できる期間 (監査委員事務局総務課) …………… 70

○令和7年度包括外部監査結果の公表 (監査委員事務局総務課) …………… 70

### 公安委員会

○機械警備業務管理者講習の実施 (警察本部生活保安課) …………… 221

○警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) …………… 222

### 雑 報

○西日本宝くじの発売 (財政課) …………… 223

○西日本宝くじの発売 (財政課) …………… 224

○西日本宝くじの発売 (財政課) …………… 224

○西日本宝くじの発売 (財政課) …………… 225

○西日本宝くじの発売 (財政課) …………… 225

○西日本宝くじの発売 (財政課) …………… 225

○西日本宝くじの発売 (財政課) …………… 226

○西日本宝くじの発売 (財政課) …………… 226

○西日本宝くじの発売 (財政課) …………… 227

○西日本宝くじの発売 (財政課) …………… 227

○西日本宝くじの発売 (財政課) …………… 227

○西日本宝くじの発売 (財政課) …………… 228

### 再 掲

○特定危険薬物の指定 (薬務課) …………… 228

## 告 示

### 福岡県告示第416号

福岡県家畜改良増殖法施行細則(昭和25年福岡県規則第106号)第2条第2項の規定に基づき、次のように令和8年度福岡県家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催場所及び期日を告示する。

令和8年6月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

講習会開催場所	筑紫野市大字吉木1269番地 福岡県農林業総合試験場畜産研究棟
講習会開催期日	令和8年8月4日から同月31日まで (福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条に規定する休日及び令和8年8月14日を除く。)

### 福岡県告示第417号

漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第1項の規定に基づき定めた福岡県資源管理方針(令和2年11月福岡県告示第889号の3)の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年6月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

第6の1の(2)を次のように改める。

#### 第6 その他資源管理に関する重要事項

##### 1 漁獲量等の情報の収集

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告(法第58条において準用する法第52条第1項)、漁業権者による資源管理の状況等の報告(法第90条第1項)においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び福岡県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

### 福岡県告示第418号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年6月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	金櫛山線	前	大牟田市大字櫛野2856番1先から大牟田市大字櫛野2860番1先まで	7.4 ～ 9.6	38.0
			後	大牟田市大字櫛野2856番1先から大牟田市大字櫛野2860番1先まで	7.4 ～ 8.5	38.0

### 福岡県告示第419号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年6月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 指定納付受託者として指定する者の名称及び事務所の所在地

##### (1) 名称

楽天グループ株式会社

##### (2) 事務所の所在地

東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス

#### 2 指定した日

令和8年4月1日

#### 3 対象となる歳入

ふるさと寄附金

## 公 告

### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和8年6月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 落札に係る物品等の名称及び数量

水循環型シャワー設備及び手洗い設備

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

## (1) 部局の名称

福岡県総務部防災危機管理局防災企画課

## (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

## 3 落札者を決定した日

令和8年5月18日

## 4 落札者の氏名及び住所

## (1) 氏名

桜ホース株式会社福岡営業所

## (2) 所在地

福岡市博多区博多駅東二丁目5番11号コスギIビル5階

## 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

116,455,482円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告日

令和8年4月7日

---

**公告**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、福岡県財政事情（第154回）を次のとおり公表する。

令和8年6月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 目 次

第1 令和8年度当初予算の状況	
I 概要	3
II 一般会計	3
(1) 歳入予算	3
(2) 歳出予算	7
III 特別会計	15
第2 令和7年度下半期歳入歳出予算の状況	
I 概要	16
II 一般会計	17
(1) 歳入予算	17
(2) 歳出予算	21
III 特別会計	25
第3 県民負担の状況等	
I 県民負担の状況	27
II 一時借入金の状況	27
第4 公営企業会計の状況	
I 電気事業会計	28
II 工業用水道事業会計	32
III 工業用地造成事業会計	37
IV 病院事業会計	42
V 流域下水道事業会計	46

(注) 資料に掲載している表やグラフについて、計数の表示単位未滿を四捨五入しているため、積上げと合計が一致しない箇所があります。

## 第1 令和8年度当初予算の状況

## I 概要

令和8年度当初予算においては、国の経済対策を最大限活用した令和7年度12月補正予算及び令和7年度2月補正予算と合わせた16か月予算として、「チャレンジと安心！豊かな未来へ「翔」け上がる福岡県」をテーマに、「人を育て、すべての人の活躍を応援する」、「産業を育て、県経済を強くする」、「人を惹きつける元気なまちをつくる」、「健全な環境と、安全・安心なくらしを守る」の4つの柱に沿って施策を展開します。

併せて、財政改革プラン2022に沿って、財政の健全化を着実に推進します。

その結果、令和8年度の当初予算は、次表のとおり一般会計で2兆3,000億2,703万円、特別会計で1兆179億1,163万円、両会計合計で3兆3,179億3,866万円と、令和7年度当初予算と比較して34億8,292万円、0.1%の増となっており、一般歳出（一般会計歳出総額から、公債費、税関連市町村交付金等を除いたもの。）では1兆5,370億1,647万円と、前年度に比べ666億7,135万円、4.5%の増となっています。

## 令和8年度 歳入歳出予算総括表

会計区分	令和8年度(当初)歳入歳出予算(A)	令和7年度(当初)歳入歳出予算(B)	差引増減(A)－(B)	(単位：千円，%)	
				(A) × 100	(B)
一般会計	( 1,537,016,467 ) 2,300,027,028	( 1,470,345,119 ) 2,187,782,708	( 66,671,348 ) 112,244,320	( 104.5 ) 105.1	
特別会計	1,017,911,630	1,126,673,031	△ 108,761,401	90.3	
計	3,317,938,658	3,314,455,739	3,482,919	100.1	

(注) 一般会計の上段( ) 書は一般会計のうちの一般歳出（歳出総額から、公債費、税関連市町村交付金等を除いたもの。）である。

以下、令和8年度当初予算における各予算項目ごとに概要を説明します。

## II 一般会計

令和8年度の歳入歳出予算の状況は、総額において前年度当初予算に比べて、1,122億4,432万円、5.1%の増となっています。

## (1) 歳入予算

歳入予算の目的別分類は、次のとおりです。

## 令和8年度一般会計歳入予算

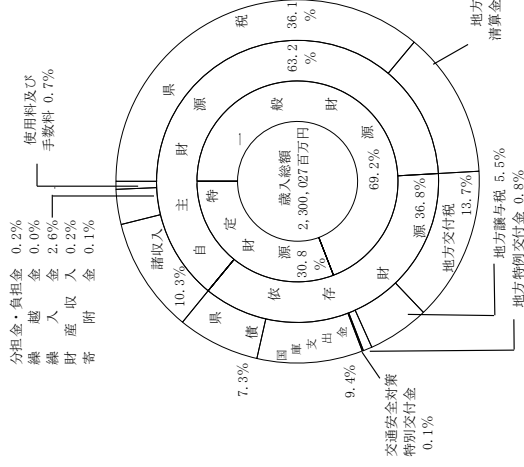
款 別	令和8年度		令和7年度		比 較	
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	(A)－(B)	(A) × 100
1. 県 税	830,805,619	36.1	798,923,736	36.5	31,881,883	104.0
2. 地方消費税清算金	298,598,935	13.0	270,086,586	12.3	28,512,349	110.6
3. 地方譲与税	126,605,150	5.5	115,177,731	5.3	11,427,419	109.9
4. 地方特例交付金	18,194,489	0.8	2,446,426	0.1	15,748,063	743.7
5. 地方交付税	314,283,866	13.7	307,066,365	14.0	7,217,501	102.4
6. 交通安全対策特別交付金	870,606	0.1	944,131	0.1	△ 73,525	92.2
7. 分担金及び負担金	4,672,914	0.2	4,650,719	0.2	22,195	100.5
8. 使用料及び手数料	16,556,525	0.7	16,473,515	0.8	83,010	100.5

9. 国庫支出金	217,166,261	9.4	202,939,755	9.3	14,226,506	107.0
10. 財産収入金	4,114,892	0.2	4,121,318	0.2	△ 6,426	99.8
11. 寄附収入金	1,662,764	0.1	769,978	0.0	892,786	215.9
12. 繰上収入金	60,781,278	2.6	60,954,134	2.8	△ 172,856	99.7
13. 繰上越収金	1	0.0	34,237	0.0	△ 34,236	—
14. 諸収入	236,989,228	10.3	249,231,477	11.4	△ 12,242,249	95.1
15. 県債	168,724,500	7.3	153,962,600	7.0	14,761,900	109.6
歳入合計	2,300,027,028	100.0	2,187,782,708	100.0	112,244,320	105.1

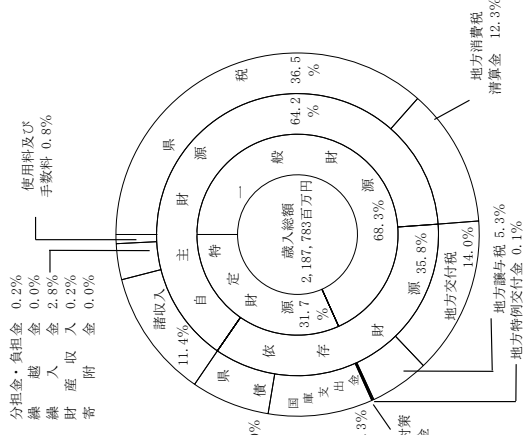
これを性質別に分類しますと次のとおりです。

### 歳入予算の性質別構成図

#### 令和8年度



#### 令和7年度



#### ○県税

県税は、県の行政活動を賄うための財源として最も大きいもので、地方税法及び県税条例に基づき県民及び県内に事務所、工場を有する法人等に納めていただくものです。本年度の予算額は、8,308億562万円で前年度当初予算に比べ、318億8,188万円、4.0%の増となっています。前年度に比べ増加したのは、民間消費の拡大に伴う地方消費税の影響等によるものです。

本県では、消費税率引上げに伴う地方消費税増収分約833億円を、子ども・子育てや高等教育の無償化、医療・介護などの社会保障施策の一部に活用しています。

#### 【主なもの】

- 子ども・子育て分野
  - ・ 保育所や放課後児童クラブの運営費支援
  - ・ 保育料無償化の実施
- 高等教育の無償化
  - ・ 県立公立大学法人や私立専門学校の授業料等減免
- 医療・介護分野
  - ・ 難病対策における医療費助成の対象疾病の拡大

なお、税目別内訳は次のとおりです。

### 令和8年度県税当初予算内訳

(単位：千円、%)

区分	令和8年度		令和7年度		比較	
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	(A) - (B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
普通	828,640,917	99.8	796,735,233	99.8	31,905,684	104.0
県民税	195,170,076	23.6	183,456,798	23.0	11,713,278	106.4
{個人	172,953,258	20.8	164,805,584	20.6	8,147,674	104.9
{法人	19,526,979	2.4	17,988,899	2.3	1,538,080	108.6
{子業	2,689,839	0.4	662,315	0.1	2,027,524	406.1
{個人	216,545,819	26.1	207,044,611	25.9	9,501,208	104.6
{法人	9,092,265	1.1	8,645,135	1.1	447,130	105.2
{地方	207,453,554	25.0	198,399,476	24.8	9,054,078	104.6
{消費	308,532,213	37.1	274,130,129	34.3	34,402,084	112.5
{取得	21,739,758	2.6	19,754,340	2.5	1,985,418	110.1
{不動産	6,607,997	0.8	6,642,105	0.8	△ 34,108	99.5
{たばこ	1,068,331	0.1	1,049,927	0.2	18,404	101.8
{ゴルフ	19,069,978	2.3	36,945,467	4.6	△ 17,875,489	51.6
{引取	59,901,155	7.2	60,357,125	7.6	△ 455,970	99.2
{軽自動車	5,340	0.0	4,951	0.0	389	107.9
{区的	250	0.0	7,349,780	0.9	△ 7,349,530	0.0
{旧法による税(自動車税)	2,164,702	0.2	2,188,503	0.2	△ 23,801	98.9
{狩猟	19,040	0.0	18,628	0.0	412	102.2
{産廃	193,582	0.0	205,560	0.0	△ 11,978	94.2
{宿泊	1,952,080	0.2	1,964,315	0.2	△ 12,235	99.4
合計	830,805,619	100.0	798,923,736	100.0	31,881,883	104.0

#### ○ 地方消費税清算金

地方消費税清算金は、平成9年4月1日から地方分権の推進や地域福祉の充実等を図ることを目的とし地方消費税が創設されたことに伴い、地方消費税が最終的に消費された都道府県の収入になるよう、いくつかの消費に関する指標に基づき都道府県間で清算を行い交付されます。  
本年の予算額は、2,985億9,894万円で前年度当初予算に比べ、285億1,235万円の増となっています。

#### ○ 地方譲与税

地方譲与税は、国税として収入した特定の税について、一定の基準により地方公共団体に譲与されるもので、本県関係では、特別法人事業譲与税、地方揮発油譲与税(地方道路譲与税)、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税及び航空機燃料譲与税(地方道譲与税)、石油ガス特別法人事業譲与税は、法人事業税の一部を分離し国税(特別法人事業税)とした上で、その収入額について人口を基準に都道府県に譲与するものとして、令和元年度に創設されました。これにより、令和8年度当初予算における法人事業税が988億4,924万円減少したのに対し、特別法人事業譲与税が1,226億6,533万円譲与されることとなっています。  
本年の予算額は、1,266億515万円で前年度当初予算に比べ、114億2,742万円の増となっています。

○地方特例交付金  
 地方特例交付金は、地方財政の運営上支障が生じないよう地方財政対策の中で講じられる補てん措置で、平成20年度から創設された住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン減税）の減収額と令和8年度から創設された軽油引取税や地方揮発油譲与税の当分の間税率廃止による減収額及び自動車税環境性能割の廃止による自動車税の減収額を補てんするための地方特例交付金があります。本年度の予算額は、181億9,449万円の前年度当初予算に比べ、157億4,806万円の増となっています。

○地方交付税  
 地方交付税には、普通交付税と特別交付税があります。普通交付税は、各地方公共団体について合理的かつ妥当な水準における行政を行うための一般財源所要額として算定された基準財政需要額が、同じくあるべき税収入として算定された基準財政収入額を超える場合に、その超える額を基礎として交付されます。  
 令和8年度地方財政計画においては、地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、令和7年度に引き続き、一般行政経費に「地方創生推進費」を1兆円計上しています。  
 一方、特別交付税は、災害の発生など、普通交付税の算定で捕捉されなかった特別な財政事情を考慮して交付されます。  
 本年度の予算額は、普通交付税3,102億8,387万円、特別交付税40億円、計3,142億8,387万円で、前年度当初予算に比べ、72億1,750万円の増となっています。

○国庫支出金  
 国庫支出金は、国と地方公共団体の経費の負担区分に従って支出される国の負担金、補助金及び委託金の総称です。  
 本年度の予算額は、2,171億6,626万円で前年度当初予算に比べ、142億2,651万円、7.0%の増となっています。その内容は、次のとおりです。

**令和8年度国庫支出金当初予算内訳**

(単位：千円，%)

区分	令和8年度		令和7年度		比	
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	(A) - (B)	(A)/(B) × 100
義務教育費負担金	42,119,512	19.4	37,420,442	18.4	4,699,070	112.6
生活保護費負担金	22,813,997	10.5	21,918,610	10.8	895,387	104.1
児童保護費負担金	6,381,722	2.9	5,576,055	2.8	805,667	114.4
普通建設事業費支出金	55,455,769	25.5	56,033,659	27.6	△ 577,890	99.0
災害復旧事業費支出金	7,096,726	3.3	11,115,884	5.5	△ 4,019,158	63.8
委託金	4,261,219	2.0	9,970,282	4.9	△ 5,709,063	42.7
その他	79,037,316	36.4	60,904,823	30.0	18,132,493	129.8
合計	217,166,261	100.0	202,939,755	100.0	14,226,506	107.0

前年度と比較して増加額の大きなものは、その他で181億3,249万円ですが、これは給食費負担軽減交付金の増によるものです。

○繰入金  
 繰入金とは、地方公共団体の一般会計、特別会計、基金等の会計間における現金の移動を表すものです。  
 本年度の予算額は、607億8,128万円の前年度当初予算に比べ、1億7,286万円の減となっています。

○県債  
 県債は、県が実施する公共施設の建設事業、災害復旧事業等の財源とするための長期の借入金です。  
 本年度の予算額は、1,687億2,450万円の前年度当初予算に比べ、147億6,190万円の増となっています。

なお、県債の目的別内訳は、次のとおりです。

### 令和8年度県債当初予算内訳

(単位：千円，%)

区 分	令和8年度		令和7年度		比 較	
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	(A) - (B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
1. 総務債	17,060,700	10.1	8,700,100	5.6	8,360,600	196.1
2. 保健債	8,385,800	5.0	5,004,600	3.2	3,381,200	167.6
3. 環境債	1,121,000	0.7	742,200	0.5	378,800	151.0
4. 生活労働債	6,121,800	3.6	2,696,600	1.8	3,425,200	227.0
5. 農林水産業債	18,066,800	10.7	16,516,800	10.7	1,550,000	109.4
6. 商工債	22,300	0.1	110,100	0.1	△ 87,800	20.3
7. 県土整備債	72,838,400	43.1	70,241,300	45.6	2,597,100	103.7
8. 警察債	6,462,200	3.8	12,880,400	8.4	△ 6,418,200	50.2
9. 教育債	21,210,800	12.5	20,911,200	13.6	299,600	101.4
10. 災害復旧債	3,147,000	1.9	3,530,100	2.3	△ 383,100	89.1
11. 転貸債	952,000	0.6	791,000	0.5	161,000	120.4
12. 臨時財政対策債	0	0.0	0	0.0	0	-
13. 調整債	13,335,700	7.9	11,838,200	7.7	1,497,500	112.6
合 計	168,724,500	100.0	153,962,600	100.0	14,761,900	109.6

前年度と比較して増加額の大きなものは、総務債で、83億6,060万円の増となっています。これは、新・県立美術館整備事業債の増によるものです。

一方、減少額の大きなものは、警察債で、64億1,820万円の減となっています。これは警察庁舎等整備事業債の減によるものです。

### (2) 歳出予算

歳出予算の目的別分類は、次のとおりです。

### 令和8年度一般会計歳出予算

(単位：千円，%)

款 別	令和8年度		令和7年度		比 較	
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	(A) - (B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
1. 議会費	3,486,312	0.2	3,231,084	0.1	255,228	107.9
2. 総務費	82,908,436	3.6	76,410,208	3.5	6,498,228	108.5
3. 保健費	262,386,609	11.4	251,415,480	11.5	10,971,129	104.4
4. 環境費	5,242,021	0.2	4,696,792	0.2	545,229	111.6
5. 生活労働費	220,418,786	9.6	204,893,997	9.4	15,524,789	107.6
6. 農林水産業費	62,190,045	2.7	59,012,267	2.7	3,177,778	105.4
7. 商工費	235,771,435	10.3	244,835,298	11.2	△ 9,063,863	96.3
8. 県土整備費	134,376,383	5.8	132,059,764	6.0	2,316,619	101.8
9. 警察費	149,322,584	6.5	149,140,580	6.8	182,004	100.1
10. 教育費	385,161,273	16.7	344,302,534	15.7	40,858,739	111.9
11. 災害復旧費	10,345,500	0.5	14,767,264	0.7	△ 4,421,764	70.1

12. 公債費	260,245,432 ( 39,364,974 )	11.3	252,799,775 ( 44,488,742 )	11.6	7,445,657 ( △ 5,123,768 )	102.9
13. 諸支出金	487,972,212	21.2	450,017,665	20.6	37,954,547	108.4
14. 予備費	200,000	0.0	200,000	0.0	0	100.0
歳出合計	( 1,851,419,790 ) 2,300,027,028	100.0	( 1,782,253,785 ) 2,187,782,708	100.0	( 69,166,005 ) 112,244,320	105.1

(注) 上段( )書は地方消費税清算金及び地方消費税交付金を除く場合である。

この表に示すとおり、構成比においては、諸支出金が21.2%で最も大きく、以下教育費16.7%、保健費11.4%、公債費11.3%、商工費10.3%、生活労働費9.6%の順になっています。  
前年度に比較して増加した主なものは、教育費408億5,874万円、諸支出金379億5,455万円であり、減少した主なものは、商工費90億6,386万円、災害復旧費44億2,176万円です。  
増加の主なものとしては、教育費は給与費、教職員等退職手当の増、諸支出金は地方消費税清算金の増が挙げられます。  
減少の主なものとしては、商工費は中小企業振興資金融資費の減、災害復旧費は耕地災害復旧費の減が挙げられます。

○総務費

この経費は、県の全般的な管理事務、地域振興及び県税の賦課徴収に要する経費のほか、市町村の振興や防災対策等に要する経費です。予算の内容は、次のとおりです。

総務費の内容

(単位：千円、%)

区分	令和8年度		令和7年度		(A)のうち主なもの
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	
1. 総務管理費	30,423,056	36.7	31,609,159	41.4	一般管理費 17,854,435 人事管理費 6,480,011 諸費 3,837,766
2. 企画費	7,248,549	8.7	6,507,090	8.5	企画総務費 1,950,592 広報費 554,887 情報化推進費 3,706,525 国際政策推進費 977,232
3. 徴税費	16,875,426	20.4	16,155,149	21.1	税務総務費 4,831,082 賦課徴収費 12,044,344
4. 市町村地域振興費	24,912,989	30.0	13,418,698	17.6	地域振興費 20,407,700
5. 選挙費	124,909	0.2	2,679,232	3.5	選挙管理委員会費 117,366
6. 防災費	1,599,154	1.9	1,407,286	1.8	防災総務費 1,170,160
7. 統計調査費	1,043,134	1.3	3,988,094	5.2	統計調査総務費 382,888 委託統計費 658,326
8. 人事委員会費	324,404	0.4	298,040	0.4	事務局費 314,294
9. 監査委員費	356,815	0.4	347,460	0.5	事務局費 333,531
合計	82,908,436	100.0	76,410,208	100.0	

## ○保健費

この経費は、県民の健康の保持増進を図るための経費で、主な経費は、医療及び介護保険制度の施行、医療確保対策及び精神保健対策等に要する経費です。予算の内容は、次のとおりです。

## 保健費の内容

(単位：千円，%)

区分	令和8年度		令和7年度		(A)のうち主なもの
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	
1. 保健企画費	15,811,295	6.0	12,158,562	4.8	保健総務費 7,035,306 保健環境研究所費 8,185,583
2. 健康対策費	10,192,464	3.9	9,543,277	3.8	健康対策総務費 2,432,095 保健栄養費 947,926 難病等対策費 6,059,713
3. 生活衛生費	1,974,975	0.8	1,652,469	0.7	生活衛生総務費 439,412 食品衛生指導費 254,996 結核感染症対策費 1,022,422
4. 医薬費	17,950,394	6.8	16,106,630	6.4	医薬総務費 540,021 医務費 15,592,737 保健師等指導管理費 1,536,998
5. 医療介護費	207,198,473	79.0	201,890,832	80.3	医療介護総務費 91,515,939 国民健康保険連絡調整費 47,713,092 介護費 67,969,442
6. 高齢者支援費	9,259,008	3.5	10,063,710	4.0	高齢在宅費 3,530,614 高齢施設費 5,394,939
合計	262,386,609	100.0	251,415,480	100.0	

## ○環境費

この経費は、環境保全等を図るための経費で、主な経費は、循環型社会の形成、公害対策及び廃棄物対策等に要する経費です。予算の内容は、次のとおりです。

## 環境費の内容

(単位：千円，%)

区分	令和8年度		令和7年度		(A)のうち主なもの
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	
1. 環境費	5,242,021	100.0	4,696,792	100.0	環境総務費 2,017,163 環境保全費 1,461,030 廃棄物対策費 1,112,769

○生活労働費

この経費は、福祉の充実、雇用対策等を図るための経費で、主な経費は、生活保護、障がい福祉、児童福祉、人材育成活躍推進、労働力需給の安定確保及び職業訓練等に要する経費です。予算の内容は、次のとおりです。

生活労働費の内容

(単位：千円，%)

区分	令和8年度		令和7年度		(A)のうち主なもの
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	
1. 人材育成 活躍推進費	3,569,670	1.6	3,533,256	1.7	人材活躍労働総務費 1,932,658 人材育成活躍推進費 1,637,012
2. 福祉企画費	8,309,786	3.8	5,984,653	2.9	福祉総務費 5,416,535 災害救助費 2,893,251
3. 児童家庭費	80,567,152	36.5	76,924,561	37.6	児童家庭総務費 14,679,756 児童措置費 58,184,969 児童福祉施設費 6,533,904
4. 障がい者福祉費	71,664,896	32.5	65,201,196	31.8	障がい総務費 1,861,476 障がい在宅費 13,629,625 障がい措置費 55,490,769
5. 生活保護費	34,409,864	15.6	33,039,866	16.1	生活保護総務費 3,410,655 扶助費 30,999,209
6. 社会福祉費	12,484,751	5.7	12,533,154	6.1	子ども等医療対策費 11,239,033
7. 労働企画費	918,650	0.4	838,389	0.4	労働福祉費 476,328
8. 職業訓練費	7,864,176	3.6	6,251,987	3.1	職業訓練総務費 1,465,449 職業訓練費 6,398,727
9. 失業対策費	401,437	0.2	357,369	0.2	雇用促進費 401,437
10. 労働委員会費	228,404	0.1	229,566	0.1	事務局費 162,622
合計	220,418,786	100.0	204,893,997	100.0	

○農林水産業費

この経費は、農業、林業、水産業の振興対策及び指導育成等に要する経費で、主な経費は、農業関係では、農業振興、農業改良普及、畜産振興及び土地改良等に要する経費、林業関係では、森林整備や治山事業に要する経費、水産業関係では、水産業振興や漁港建設に要する経費です。予算の内容は、次のとおりです。

農林水産業費の内容

(単位：千円，%)

区分	令和8年度		令和7年度		(A)のうち主なもの
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	
1. 農林水産業企画費	11,014,434	17.7	10,130,678	17.2	農林水産業総務費 5,790,398 農山漁村振興費 3,080,991
2. 農業費	12,283,414	19.8	12,340,064	20.9	農業総務費 4,495,174 園芸振興費 3,027,169 水田農業振興費 4,428,663

3. 畜産業費	4,117,912	6.6	2,446,469	4.1	畜産振興費	3,222,109
4. 農地費	14,924,955	24.0	14,659,365	24.9	農村整備費	13,252,136
5. 林業費	13,379,762	21.5	12,932,459	21.9	林業総務費 森林整備費 治山費 森林環境費	1,416,689 2,680,234 4,484,671 3,567,626
6. 水産業費	6,469,568	10.4	6,503,232	11.0	水産業総務費 水産業振興費 漁港建設費	1,078,301 3,777,598 837,919
合計	62,190,045	100.0	59,012,267	100.0		

## ○商工費

この経費は、商業、鉱工業及び観光の振興を図るための経費で、主な経費は、中小企業者への資金融資、小規模事業者の経営指導及び先端成長産業の育成・集積等に要する経費です。予算の内容は、次のとおりです。

## 商工費の内容

(単位：千円，%)

区分	令和8年度		令和7年度		(A)のうち主なもの
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	
1. 商業費	222,672,763	94.5	233,640,185	95.4	商業総務費 商業振興費
2. 工鉱業費	8,823,337	3.7	7,293,787	3.0	工鉱業総務費 工鉱業振興費
3. 観光費	4,275,335	1.8	3,901,326	1.6	企業立地対策費 観光費
合計	235,771,435	100.0	244,835,298	100.0	

## ○県土整備費

この経費は、生活環境関連社会資本の整備拡充及び県土保全を図るための経費で、主な経費は、道路新設改良、橋りょう新設改良、道路維持、河川改良、港湾建設、街路事業、公園整備、公営住宅の建設及び水資源対策等に要する経費です。予算の内容は、次のとおりです。

## 県土整備費の内容

(単位：千円，%)

区分	令和8年度		令和7年度		(A)のうち主なもの
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	
1. 県土整備企画費	5,001,157	3.7	4,241,896	3.2	県土整備総務費 建築総務費
2. 道路橋りょう費	60,639,480	45.1	60,957,745	46.2	道路橋りょう総務費 道路維持費 道路新設改良費 橋りょう維持費 橋りょう新設改良費

3. 河川海岸費	37,615,683	28.0	37,039,698	28.0	河川総務費 河川改良費 砂防費 海岸保全費	4,814,267 24,898,687 6,814,792 1,046,108
4. 港湾費	4,257,576	3.2	4,422,110	3.4	港湾建設費	3,450,529
5. 都市計画費	17,255,414	12.8	16,685,553	12.6	都市計画総務費 街路事業費 公園費 流域下水道事業費	3,098,908 7,206,055 4,155,754 2,236,424
6. 住宅費	6,575,861	4.9	5,883,641	4.5	住宅建設費	6,250,888
7. 県営埠頭施設整備運営事業費	2,805,137	2.1	2,551,421	1.9	県営埠頭施設整備運営事業費	2,805,137
8. 水資源対策費	226,075	0.2	277,700	0.2	水資源開発促進費	226,075
合計	134,376,383	100.0	132,059,764	100.0		

○警察費

この経費は、県民生活の安全を守り、公共の秩序を維持するために要する経費で、主な経費は、道路交通安全施設の整備及び警察行政等に要する経費です。予算の内容は、次のとおりです。

警察費の内容

(単位：千円，%)

区分	令和8年度		令和7年度		(A)のうち主なもの
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	
1. 警察管理費	145,098,855	97.2	145,514,512	97.6	警察本部費 装備費 警察施設費 運転免許費
2. 警察活動費	4,223,729	2.8	3,626,068	2.4	一般警察活動費 刑事警察費 交通指導取締費
合計	149,322,584	100.0	149,140,580	100.0	

○教育費

この経費は、小学校、中学校、高等学校、高等学校、特別支援学校、大学等の学校教育をはじめ、社会教育を含めた広範な教育振興を図るための経費で、主な経費は、小・中学校、高等学校等の教職員の人員費、教育内容充実のための教育施設の整備費、私立教育の振興や放課後対策を進めるための補助金等に要する経費です。予算の内容は、次のとおりです。

## 教育費の内容

(単位：千円，%)

区分	令和8年度		令和7年度		(A)のうち主なもの
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	
1. 教育総務費	42,915,215	11.1	41,152,872	11.9	事務局費 3,542,739 教職員人事費 20,576,875 教育振興費 18,128,446 福利厚生費 378,075 教育センター費 240,376
2. 小学校費	89,465,950	23.2	84,578,941	24.6	教職員費 89,465,950
3. 中学校費	52,276,508	13.6	48,974,431	14.2	教職員費 52,239,606
4. 高等学校費	74,054,552	19.2	68,462,511	19.9	高等学校総務費 51,401,630 全日制高等学校管理費 4,630,005 学校建設費 17,116,250
5. 特別支援学校費	26,850,967	7.0	27,753,237	8.1	特別支援学校費 21,355,873 教育振興費 2,964,483
6. 社会教育費	4,675,753	1.2	4,660,913	1.4	社会教育総務費 2,565,902 社会教育施設費 664,194 文化財保護費 589,606
7. 保健体育費	18,542,479	4.8	2,700,993	0.8	保健体育総務費 16,390,365 体育振興費 544,641 体育施設費 1,607,473
8. 大学費	5,687,830	1.5	5,932,860	1.7	女子大学費 1,612,615 歯科大学費 1,944,123 県立大学費 2,103,263
9. 私立学校費	70,256,209	18.3	59,716,530	17.3	私立学校振興対策費 70,246,012
10. 青少年費	435,810	0.1	369,246	0.1	青少年育成費 435,810
合計	385,161,273	100.0	344,302,534	100.0	

## ○災害復旧費

この経費は、耕地及び土木施設等の災害復旧に要する経費です。予算の内容は、次のとおりです。

## 災害復旧費の内容

(単位：千円，%)

区分	令和8年度		令和7年度		(A)のうち主なもの
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	
1. 農林水産施設災害復旧費	5,037,555	48.7	8,774,041	59.4	耕地災害復旧費 4,014,894
2. 土木施設災害復旧費	5,242,011	50.7	5,993,223	40.6	河川等災害復旧費 4,672,005
3. 庁舎復旧費等	65,934	0.6	—	—	庁舎等災害復旧費 65,934
合計	10,345,500	100.0	14,767,264	100.0	

○その他の経費

- (1) 議会費  
この経費は、県議会の議会活動に必要な経費です。
- (2) 公債費  
この経費は、県債の元利償還に要する経費、一時借入金の支払利息及び県債発行に要する経費です。
- (3) 諸支出金  
この経費は、北九州市及び福岡市に対する個人県民税所得割交付金5億2,706万円、市町村に対する利子割交付金15億4,705万円、市町村に対する配当割交付金53億4,289万円、市町村に対する株式等譲渡所得割交付金90億2,017万円、市町村に対する法人事業税交付金156億2,248万円、都道府県の地方消費税清算金2,931億3,818万円、市町村に対する地方消費税交付金1,554億6,906万円、ゴルフ場利用税交付金7億4,805万円、北九州市及び福岡市に対する軽油引取税交付金65億2,952万円、市町村に対する環境性能割交付金2,775万円等です。
- (4) 予備費  
この経費は、予算外の支出又は予算超過に充てるための経費です。

以上が目的別の経費の内訳ですが、これを経費の性質別に分類すると次のとおりです。

令和8年度一般会計歳出予算性質別内容

(単位：千円，%)

区 分	令和8年度		令和7年度		比 較	
	当初予算(A)	構成比	当初予算(B)	構成比	(A) - (B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
1. 人件費	429,115,011	18.7	397,873,481	18.2	31,241,530	107.9
2. 物件費	67,486,471	2.9	60,574,969	2.8	6,911,502	111.4
3. 維持補修費	4,620,041	0.2	4,210,510	0.2	409,531	109.7
4. 扶助費	62,424,448	2.7	59,945,521	2.7	2,478,927	104.1
5. 補助費	976,687,091	42.5	909,186,751	41.6	67,500,340	107.4
6. 投資的経費	232,727,410	10.0	228,125,820	10.4	4,601,590	102.0
(イ) 普通建設事業費	222,382,642	9.6	213,359,326	9.7	9,023,316	104.2
(ロ) 災害復旧事業費	10,344,768	0.4	14,766,494	0.7	△ 4,421,726	70.1
7. 公債償及び出資金	259,986,529	11.3	252,359,840	11.5	7,626,689	103.0
8. 投資及び立付金	1,911,504	0.1	340,956	0.0	1,570,548	560.6
9. 貸付金	15,293,891	0.7	14,258,061	0.7	1,035,830	107.3
10. 繰出金	215,744,823	9.4	227,426,399	10.4	△ 11,681,576	94.9
11. 繰出金	33,829,809	1.5	33,280,400	1.5	549,409	101.7
12. 予備費	200,000	0.0	200,000	0.0	0	100.0
合 計	2,300,027,028	100.0	2,187,782,708	100.0	112,244,320	105.1

主な区分の前年度当初予算との比較は、次のとおりです。  
 人件費は、給与改定に伴う給与費の増、定年引上げに伴う退職手当の増等により312億4,153万円の増となっています。  
 補助費等は、県税等の増収に伴う市町村に対する交付金の増等により675億34万円の増となっています。  
 普通建設事業費は、補助公共事業費、直轄事業負担金で8億940万円の減、県単独公共事業費で98億3,271万円の増となっています。

公債費は、県債元金償還金及び利子の増により、76億2,669万円の増となっています。

### Ⅲ 特別会計

令和8年度における地方公営企業法の適用を受けない特別会計は、14会計あります。これらの特別会計の予算状況は、次のとおりです。

#### 令和8年度特別会計予算

(単位：千円)

会 計 名	当 初 予 算		差 引 (A) - (B)
	令和8年度(A)	令和7年度(B)	
財政調整基金	451,898	411,141	40,757
公債管理	539,905,788	659,756,773	△ 119,850,985
市町村振興基金	54,137	34,210	19,927
国民健康保険	450,946,125	445,570,016	5,376,109
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	252,831	265,906	△ 13,075
災害救助基金	14,429	7,510	6,919
就農支援資金貸付事業	8,589	17,499	△ 8,910
県営林造成事業	308,125	308,854	△ 729
林業改善資金助成事業	30,779	33,623	△ 2,844
沿岸漁業改善資金助成事業	72,129	98,416	△ 26,287
小規模企業者等設備導入資金貸付事業	353,676	375,750	△ 22,074
公共用地先行取得事業	5,415	2,721	2,694
県営埠頭施設整備運営事業	18,641,534	12,920,291	5,721,243
住宅管理	6,866,175	6,870,321	△ 4,146
合 計	1,017,911,630	1,126,673,031	△ 108,761,401

## 第2 令和7年度下半期歳入歳出予算の状況

### I 概要

令和7年度上半期の財政状況につきましては、令和7年12月の「福岡県財政事情」で公表したところですが、今回は、令和7年度下半期の財政状況について説明いたします。  
令和7年度の歳入歳出予算は、次のとおりです。

#### 令和7年度予算の対前年度比較

(単位：千円，%)

区分	上半期予算額	下半期予算額	令和7年度 最終予算額(A)	令和6年度 最終予算額(B)	比	
					(A) - (B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
一般会計	2,352,030,815	164,788,569	2,516,819,384	2,500,481,619	16,337,765	100.7
特別会計	1,131,896,991	27,128,118	1,159,025,109	1,043,580,407	115,444,702	111.1
計	3,483,927,806	191,916,687	3,675,844,493	3,544,062,026	131,782,467	103.7

(注) 上半期予算額及び令和6年度最終予算額には、繰越明許費繰越額及び事故繰越額を含む。

令和7年度上半期予算額は、一般会計2兆3,520億3,082万円、特別会計1兆1,318億9,699万円でしたが、下半期において、予算の補正を3回行った結果、前年度からの繰越事業を含めた最終予算額は、一般会計2兆5,168億1,938万円、特別会計1兆1,590億2,511万円となり、前年度の最終予算額に比べ、一般会計で163億3,777万円の増、特別会計1,154億4,470万円、11.1%の増となりました。

なお、下半期における補正予算は、12月、2月の各定例県議会に提案し、議決のうえ成立したものです。1月の補正予算は急を要したため和事の専決処分によったものです。

12月補正予算では、令和7年8月大雨災害の復旧・復興対策に取り組みとともに、県民の安全・安心の確保、地域活性化に要する経費を措置しました。また、人事委員会の勧告に基づく給与改定により給与関係経費を増額しました。併せて、国の補正予算を最大限活用し、物価高により厳しい状況にある県民・事業者の負担軽減、医療・介護・障がい福祉分野や中小企業、農林業者の更なる賃上げ・所得向上の実現、消費喚起による地域経済の下支えに要する経費を措置しました。

1月補正予算では、衆議院の解散による衆議院議員の総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査並びにこれらの啓発に要する経費を措置しました。

2月補正予算では、国の補正予算を最大限活用し、令和8年度当初予算と一体となった経費を措置しました。併せて、ふるさと福岡県心援基金の設置に必要な経費を措置するとともに、令和7年度の最終補正予算として、年度内に措置する必要がある経費について補正を行いました。

## Ⅱ 一般会計

## (1) 歳入予算

令和7年度下半期における補正予算の状況は、次のとおりです。

## 令和7年度一般会計歳入予算

(単位：千円、%)

区分	上半期予算額 (A)	12月補正 (追加提案含む)	1月補正 (専決)	2月補正 (追加提案含む)	下半期予算額 (B)	最終予算額 (A) + (B)	構成比
1. 県 税	798,923,736	0	0	26,183,848	26,183,848	825,107,584	32.8
2. 地方消費税 清算金	270,086,586	0	0	4,691,972	4,691,972	274,778,558	10.9
3. 地方譲与税	115,177,731	0	0	3,748,950	3,748,950	118,926,681	4.7
4. 地方特例 交付金	2,446,426	0	0	4,912	4,912	2,451,338	0.1
5. 地方交付税	307,066,365	3,055,582	0	20,599,236	23,654,818	330,721,183	13.1
6. 交通安全対策 特別交付金	944,131	0	0	0	0	944,131	0.0
7. 分担金及び 負担金	4,759,809	0	0	252,950	252,950	5,012,759	0.2
8. 使用料及び 手数料	16,473,515	400	0	△ 350,407	△ 350,007	16,123,508	0.7
9. 国庫支出金	292,524,236	33,361,311	3,448,974	42,318,483	79,128,768	371,653,004	14.8
10. 財産収入	4,121,318	0	0	1,918,815	1,918,815	6,040,133	0.2
11. 寄附金	769,978	0	0	20,223	20,223	790,201	0.0
12. 繰入金	64,242,337	3,580,196	0	△ 4,761,011	△ 1,180,815	63,061,522	2.5
13. 繰越金	48,115,010	4,510,244	0	1,601,164	6,111,408	54,226,418	2.2
14. 諸収入	250,365,937	3,586	0	327,575	331,161	250,697,098	10.0
15. 県債	176,013,700	470,900	0	19,800,666	20,271,566	196,285,266	7.8
合計	2,352,030,815	44,982,219	3,448,974	116,357,376	164,788,569	2,516,819,384	100.0

(注) 上半期予算額には、繰越明許費繰越額及び事故繰越額を含む。

令和7年度一般会計歳入予算の対前年度比較

(単位：千円，%)

区分	令和7年度		令和6年度		比較	
	最終予算額(A)	構成比	最終予算額(B)	構成比	(A) - (B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
1. 県税	825,107,584	32.8	799,459,013	32.0	25,648,571	103.2
2. 地方消費税清算金	274,778,558	10.9	253,865,038	10.2	20,913,520	108.2
3. 地方譲与税	118,926,681	4.7	114,995,856	4.6	3,930,825	103.4
4. 地方特例交付金	2,451,338	0.1	13,478,365	0.5	△ 11,027,027	18.2
5. 地方交付税	330,721,183	13.1	325,347,085	13.0	5,374,098	101.7
6. 交通安全対策特別交付金	944,131	0.0	1,041,562	0.0	△ 97,431	90.6
7. 分担金及び負担金	5,012,759	0.2	6,532,490	0.3	△ 1,519,731	76.7
8. 使用料及び手数料	16,123,508	0.7	15,908,092	0.6	215,416	101.4
9. 国庫支出金	371,653,004	14.8	341,954,191	13.7	29,698,813	108.7
10. 財産収入	6,040,133	0.2	2,933,565	0.1	3,106,568	205.9
11. 寄附金	790,201	0.0	319,320	0.0	470,881	247.5
12. 繰入金	63,061,522	2.5	79,345,104	3.2	△ 16,283,582	79.5
13. 繰越金	54,226,418	2.2	54,332,433	2.2	△ 106,015	99.8
14. 諸収入	250,697,098	10.0	287,029,037	11.5	△ 36,331,939	87.3
15. 県債	196,285,266	7.8	203,940,468	8.1	△ 7,655,202	96.2
合計	2,516,819,384	100.0	2,500,481,619	100.0	16,337,765	100.7

その主な内容は、次のとおりです。

○県 税  
県税は、前年度より256億4,857万円増加し、最終予算は8,251億758万円となり、歳入予算総額の32.8%を占めています。これを税目別に前年度と比較すると、次のとおりです。

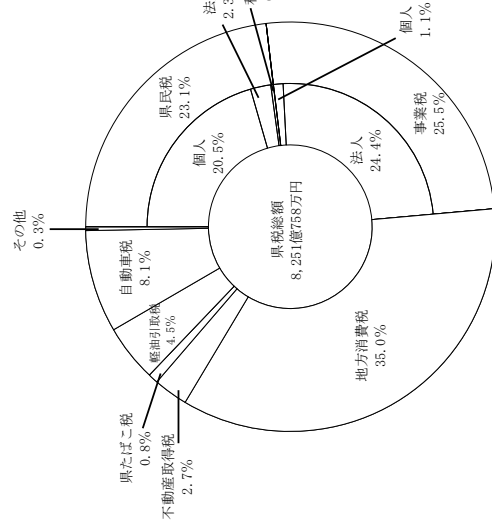
## 令和7年度県税予算状況

(単位：千円，%)

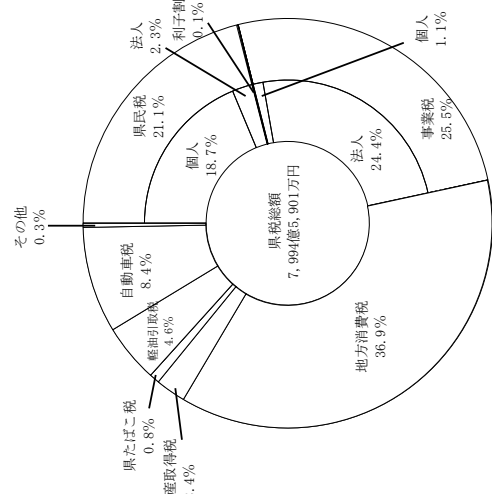
区 分	令和7年度		令和6年度		比 較	
	最終予算額(A)	構成比	最終予算額(B)	構成比	(A) - (B)	(A) (B) ×100
県 民 税	190,680,543	23.1	168,189,374	21.1	22,491,169	113.4
個 人 税	169,231,314	20.5	149,184,886	18.7	20,046,428	113.4
法 人 税	19,027,696	2.3	18,530,303	2.3	497,393	102.7
利 子 割 税	2,421,533	0.3	474,185	0.1	1,947,348	510.7
事 業 税	210,168,357	25.5	203,734,356	25.5	6,434,001	103.2
個 人 税	8,775,140	1.1	8,479,951	1.1	295,189	103.5
法 人 税	201,393,217	24.4	195,254,405	24.4	6,138,812	103.1
地 方 消 費 税	288,806,327	35.0	294,817,017	36.9	△ 6,010,690	98.0
譲 渡 割 税	172,907,494	21.0	173,343,278	21.7	△ 435,784	99.7
貨 物 割 税	115,898,833	14.0	121,473,739	15.2	△ 5,574,906	95.4
不 動 産 取 得 税	22,111,013	2.7	19,052,636	2.4	3,058,377	116.1
県 た ば こ 税	6,527,977	0.8	6,642,737	0.8	△ 114,760	98.3
ゴ ル フ 場 利 用 税	1,073,371	0.1	1,057,992	0.1	15,379	101.5
軽 油 引 取 税	36,849,574	4.5	36,977,275	4.6	△ 127,701	99.7
自 動 車 税	66,779,753	8.1	66,918,793	8.4	△ 139,040	99.8
鉦 区 税	5,349	0.0	4,949	0.0	400	108.1
( 普 通 税 計 )	823,002,264	99.8	797,395,129	99.8	25,607,135	103.2
狩 猟 税	19,040	0.0	18,612	0.0	428	102.3
産 業 廃 棄 物 税	183,056	0.0	194,973	0.0	△ 11,917	93.9
宿 泊 税	1,902,582	0.2	1,848,667	0.2	53,915	102.9
( 目 的 税 計 )	2,104,678	0.2	2,062,252	0.2	42,426	102.1
自 動 車 税	642	0.0	1,632	0.0	△ 990	39.3
( 旧 法 に よ る 税 計 )	642	0.0	1,632	0.0	△ 990	39.3
合 計	825,107,584	100.0	799,459,013	100.0	25,648,571	103.2

県税の構成状況

令和7年度



令和6年度



○ 地方交付税

地方交付税は、前年度より53億7,410万円増加し、最終予算は3,307億2,118万円となり、歳入予算総額の13.1%を占めています。その内訳は、普通交付税3,267億2,118万円、特別交付税40億円で

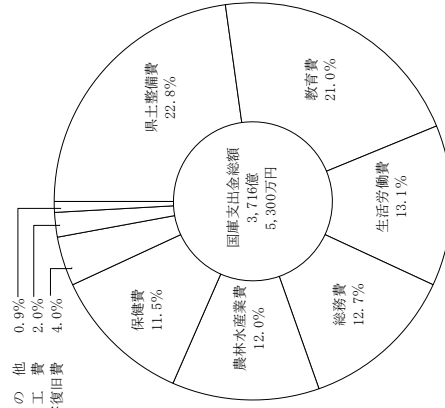
○ 国庫支出金

国庫支出金は、前年度より296億9,881万円増加し、最終予算は3,716億5,300万円となり、歳入予算総額の14.8%を占めています。

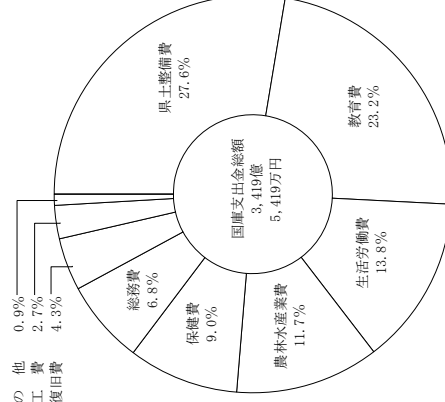
目的別構成を前年度と比較すると、次のとおりです。

国庫支出金の目的別構成状況

令和7年度



令和6年度



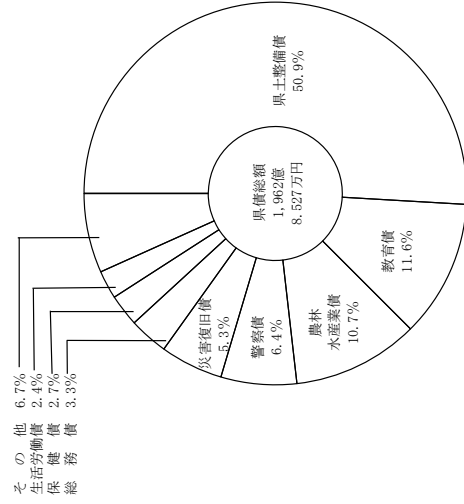
○県債

県債は、前年度より76億5,520万円減少し、最終予算は1,962億8,527万円となり、歳入予算総額の7.8%を占めています。

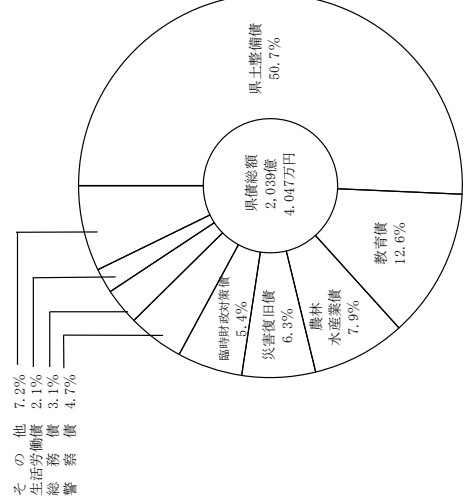
目的別構成を前年度と比較すると、次のとおりです。

県債の目的別構成状況

令和7年度



令和6年度



(2) 歳出予算

令和7年度下半期における補正予算の状況は、次のとおりです。

令和7年度一般会計歳出予算

(単位：千円，%)

区分	上半期予算額 (A)	1・2月補正 (追加提案含む)	1月補正 (専決)	2月補正 (追加提案含む)	下半期予算額 (B)	最終予算額 (A) + (B)	構成比
1. 議会費	3,231,084	19,720	0	△34,438	△14,718	3,216,366	0.1
2. 総務費	73,147,198	614,614	3,448,974	14,004,647	18,068,235	91,215,433	3.6
3. 保健費	267,723,717	15,911,304	0	4,640,275	20,551,579	288,275,296	11.4
4. 環境費	4,497,898	32,886	0	△328,133	△295,247	4,202,651	0.2
5. 生活労働費	216,568,735	3,527,233	0	19,101,004	22,628,237	239,196,972	9.5
6. 農林水産業費	82,035,339	1,784,505	0	13,590,787	15,375,292	97,410,631	3.9
7. 商工費	254,314,669	10,770,817	0	712,981	11,483,798	265,798,467	10.6
8. 県土整備費	211,545,017	1,344,874	0	33,164,430	34,509,304	246,054,321	9.8
9. 警察費	149,140,580	3,426,747	0	△182,214	3,244,533	152,385,113	6.1
10. 教育費	357,376,623	7,549,519	0	△1,405,013	6,144,506	363,521,129	14.4

11. 災害復旧費	29,432,515	0	0	△3,902,752	△ 3,902,752	25,529,763	1.0
12. 公債費	252,799,775	0	0	△649,527	△ 649,527	252,150,248	10.0
13. 諸支出金	450,017,665	0	0	37,645,329	37,645,329	487,662,994	19.4
14. 予備費	200,000	0	0	0	0	200,000	0.0
合計	2,352,030,815	44,982,219	3,448,974	116,357,376	164,788,569	2,516,819,384	100.0

(注) 上半期予算額には、繰越明許費繰越額及び事故繰越額を含む。

### 令7年度一般会計歳出予算の対前年度比較

(単位：千円，%)

区分	令和7年度		令和6年度		比較	
	最終予算額(A)	構成比	最終予算額(B)	構成比	(A) - (B)	(A)/(B) × 100
	1. 議費	3,216,366	0.1	3,034,708	0.1	181,658
2. 総務費	91,215,433	3.6	101,178,826	4.0	△ 9,963,393	90.2
3. 保健費	288,275,296	11.4	273,323,852	10.9	14,951,444	105.5
4. 環境費	4,202,651	0.2	3,676,376	0.1	526,275	114.3
5. 生活労働費	239,196,972	9.5	216,870,663	8.7	22,326,309	110.3
6. 農林水産業費	97,410,631	3.9	88,552,306	3.6	8,858,325	110.0
7. 商工費	265,798,467	10.6	298,996,375	12.0	△ 33,197,908	88.9
8. 県土整備費	246,054,321	9.8	259,015,532	10.4	△ 12,961,211	95.0
9. 警察費	152,385,113	6.1	143,873,586	5.8	8,511,527	105.9
10. 教育費	363,521,129	14.4	359,156,845	14.4	4,364,284	101.2
11. 災害復旧費	25,529,763	1.0	28,481,303	1.1	△ 2,951,540	89.6
12. 公債費	252,150,248	10.0	245,612,258	9.8	6,537,990	102.7
13. 諸支出金	487,662,994	19.4	478,508,989	19.1	9,154,005	101.9
14. 予備費	200,000	0.0	200,000	0.0	0	100.0
合計	2,516,819,384	100.0	2,500,481,619	100.0	16,337,765	100.7

その主な内容は、次のとおりです。

## ○総務費

下半期の補正額は、180億6,824万円の増で、最終予算額は、912億1,543万円となり、歳出予算総額の3.6%を占めています。これを前年度と比較すると、99億6,339万円、9.8%の減となっていますが、この主なものは、国庫支出金返納金の減によるものです。

## ○保健費

下半期の補正額は、205億5,158万円の増で、最終予算額は、2,882億7,530万円となり、歳出予算総額の11.4%を占めています。これを前年度と比較すると、149億5,144万円、5.5%の増となっていますが、この主なものは、保健環境研究所建設費の増によるものです。

## ○環境費

下半期の補正額は、2億9,525万円の減で、最終予算額は、42億265万円となり、歳出予算総額の0.2%を占めています。これを前年度と比較すると、5億2,628万円、14.3%の増となっていますが、この主なものは、県有施設太陽光発電設備整備費の増によるものです。

## ○生活労働費

下半期の補正額は、226億2,824万円の増で、最終予算額は、2,391億9,697万円となり、歳出予算総額の9.5%を占めています。これを前年度と比較すると、223億2,631万円、10.3%の増となっていますが、この主なものは、子育て世帯物価高騰対応支援費及び保育給付費負担金の増によるものです。

## ○農林水産業費

下半期の補正額は、153億7,529万円の増で、最終予算額は、974億1,063万円となり、歳出予算総額の3.9%を占めています。これを前年度と比較すると、88億5,833万円、10.0%の増となっていますが、この主なものは、農業共同利用施設機能強化支援費の増によるものです。

## ○商工費

下半期の補正額は、114億8,380万円の増で、最終予算額は、2,657億9,847万円となり、歳出予算総額の10.6%を占めています。これを前年度と比較すると、331億9,791万円、11.1%の減となつていますが、この主なものは、中小企業振興資金融資費の減によるものです。

## ○県土整備費

下半期の補正額は、345億930万円の増で、最終予算額は、2,460億5,432万円となり、歳出予算総額の9.8%を占めています。これを前年度と比較すると、129億6,121万円、5.0%の減となっていますが、この主なものは、浸水対策重点地域緊急事業費の減によるものです。

## ○警察費

下半期の補正額は、32億4,453万円の増で、最終予算額は、1,523億8,511万円となり、歳出予算総額の6.1%を占めています。これを前年度と比較すると、85億1,153万円、5.9%の増となっていますが、この主なものは、警察施設新営費の増によるものです。

## ○教育費

下半期の補正額は、61億4,451万円の増で、最終予算額は、3,635億2,113万円となり、歳出予算総額の14.4%を占めています。これを前年度と比較すると、43億6,428万円、1.2%の増となっていますが、この主なものは、ICT環境整備費の増によるものです。

## ○災害復旧費

下半期の補正額は、39億275万円の減で、最終予算額は、255億2,976万円となり、歳出予算総額の1.0%を占めています。これを前年度と比較すると、29億5,154万円、10.4%の減となっていますが、この主なものは、河川等災害復旧費の減によるものです。

○公債費

下半期の補正額は、6億4,953万円の減で、最終予算額は、2,521億5,025万円となり、歳出予算総額の10.0%を占めています。これを前年度と比較すると、65億3,799万円、2.7%の増となっていますが、この主なものは、県債元金償還金の増によるものです。

○諸支出金

下半期の補正額は、376億4,533万円の増で、最終予算額は、4,876億6,299万円となり、歳出予算総額の19.4%を占めています。これを前年度と比較すると、91億5,401万円、1.9%の増となっていますが、この主なものは、地方消費税交付金の増によるものです。

最終予算を性質的に分類し、前年度と比較すると、次のとおりです。

**令和7年度一般会計歳出予算対前年度比較**

(単位：千円，%)

区分	令和7年度		令和6年度		比較	
	最終予算額(A)	構成比	最終予算額(B)	構成比	(A) - (B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
人件費	412,379,912	16.4	406,777,663	16.3	5,602,249	101.4
社会的経費	385,973,420	15.3	373,411,306	14.9	12,562,114	103.4
公債費	251,823,125	10.0	245,351,000	9.8	6,472,125	102.6
小計	1,050,176,457	41.7	1,025,539,969	41.0	24,636,488	102.4
普通建設事業費	371,674,077	14.8	374,949,498	15.0	△ 3,275,421	99.1
投資的経費	25,655,636	1.0	28,480,575	1.1	△ 2,824,939	90.1
小計	397,329,713	15.8	403,430,073	16.1	△ 6,100,360	98.5
その他	1,069,313,213	42.5	1,071,511,577	42.9	△ 2,198,364	99.8
合計	2,516,819,383	100.0	2,500,481,619	100.0	16,337,764	100.7

### Ⅲ 特別会計

令和7年度における地方公営企業法の適用を受けない特別会計は、14会計があります。これらの下半期における補正予算の内訳は、次のとおりです。

#### 令和7年度特別会計予算

(単位：千円)

会 計 名	上半期予算額 (A)	12月補正	2月補正	下半期予算額 (B)	最終予算額 (A) + (B)
財政調整基金	411,141	0	11,647,037	11,647,037	12,058,178
公債管理	659,756,773	0	△ 351,727	△ 351,727	659,405,046
市町村振興基金	34,210	0	24,591	24,591	58,801
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	265,906	0	△ 5,592	△ 5,592	260,314
災害救助基金	7,510	0	86,206	86,206	93,716
就農支援資金貸付事業	17,499	0	0	0	17,499
県営林造成事業	308,854	0	0	0	308,854
林業改善資金助成事業	33,623	0	0	0	33,623
沿岸漁業改善資金助成事業	98,416	0	0	0	98,416
小規模企業者等設備導入資金貸付事業	375,750	0	△ 94,608	△ 94,608	281,142
公共用地先行取得事業	2,721	0	1,295	1,295	4,016
住宅管理	6,870,321	0	△ 105,335	△ 105,335	6,764,986
計	668,182,724	0	11,201,867	11,201,867	679,384,591
県営埠頭施設整備運営事業	18,144,251	0	△ 79,267	△ 79,267	18,064,984
計	18,144,251	0	△ 79,267	△ 79,267	18,064,984
国民健康保険	445,570,016	0	16,005,518	16,005,518	461,575,534
合計	1,131,896,991	0	27,128,118	27,128,118	1,159,025,109

(注) 上半期予算額には、繰越明許費繰越額を含む。

令和7年度特別会計予算の対前年度比較

(単位：千円，%)

会 計 名	令和7年度 最終予算額(A)	令和6年度 最終予算額(B)	比 較	
			(A) - (B)	$\frac{(A)}{(B)} \times 100$
財政調整基金	12,058,178	24,069,625	△ 12,011,447	50.1
公債管理	659,405,046	524,447,844	134,957,202	125.7
市町村振興基金	58,801	30,315	28,486	194.0
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	260,314	433,715	△ 173,401	60.0
災害救助基金	93,716	90,740	2,976	103.3
就農支援資金貸付事業	17,499	29,041	△ 11,542	60.3
県営林造成事業	308,854	314,595	△ 5,741	98.2
林業改善資金助成事業	33,623	89,148	△ 55,525	37.7
沿岸漁業改善資金助成事業	98,416	61,045	37,371	161.2
小規模企業者等設備導入資金貸付事業	281,142	305,106	△ 23,964	92.1
公共用地先行取得事業	4,016	439	3,577	914.8
住宅管理	6,764,986	6,851,990	△ 87,004	98.7
計	679,384,591	556,723,603	122,660,988	122.0
用地 の公 常公 企業業 会共非 計通				
県営埠頭施設整備運営事業	18,064,984	19,949,501	△ 1,884,517	90.6
計	18,064,984	19,949,501	△ 1,884,517	90.6
国民健康保険	461,575,534	466,907,303	△ 5,331,769	98.9
合計	1,159,025,109	1,043,580,407	115,444,702	111.1

### 第3 県民負担の状況等

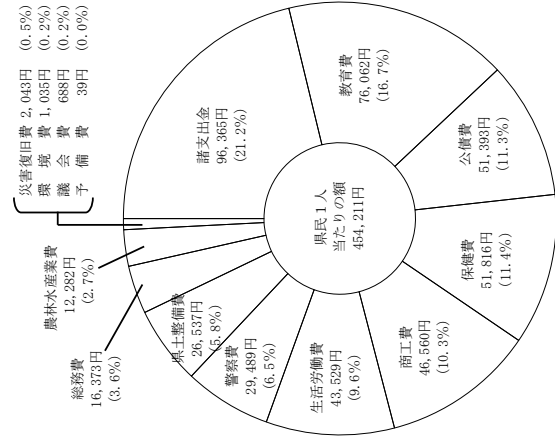
#### I 県民負担の状況

令和8年度一般会計歳入歳出予算の総額は、2兆3,000億2,703万円で県民1人当たりの額（人口は令和8年3月31日現在の住民基本台帳登録人口による。）にすると、454,211円となっています。県税の歳入予算額は、8,308億562万円で、県民1人当たりの税負担額は、164,067円となっています。

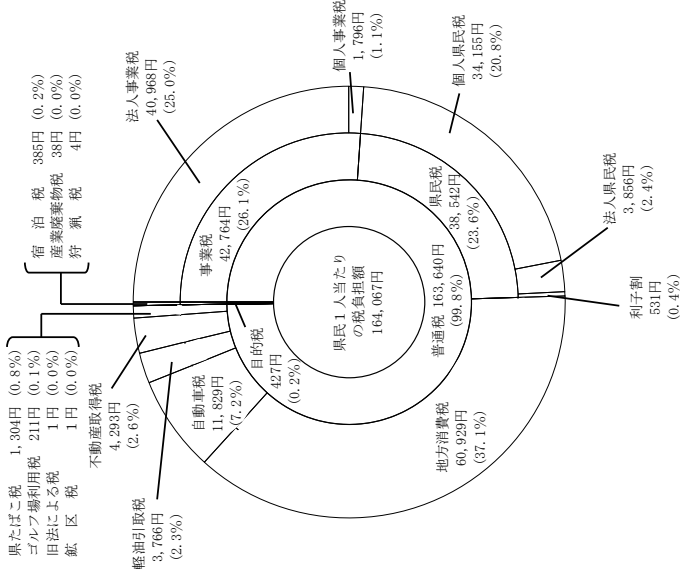
県民1人当たりの目的別支出額及び県税の負担状況は次のとおりです。

#### 令和8年度当初予算（一般会計）

##### 県民1人当たりの目的別支出額の状況



##### 県民1人当たり県税の負担状況



#### II 一時借入金金の状況

一時借入金金は、県税、国庫支出金等の収入が、これを財源とする事業費等の支出時期と必ずしも一致しないため、一時的に資金が不足することになる場合に、あらかじめ議会の議決を経た額の範囲内で金融機関などから年度内に返還することを条件に借り入れるものです。令和7年度下半期における各月末の一時借入金金の現在高は、次のとおりです。

#### 令和7年度下半期一時借入金金の状況

(単位：千円)

区分	一時借入金借入現在高	区分	一時借入金借入現在高
令和7年10月末現在	0	令和8年1月末現在	0
令和7年11月末現在	0	令和8年2月末現在	0
令和7年12月末現在	0	令和8年3月末現在	5,027,575

## 第4 公営企業会計の状況

### I 電気事業会計

#### (1) 事業の概況

##### (イ) 施設の概要

本県の電気事業は、矢部川水系の日向神ダム及び松瀬ダム並びに那珂川水系の南畑ダムの貯水を利用して、八女市黒木町の大淵発電所（最大出力7,500kW）及び木屋発電所（最大出力6,000kW）並びに那珂川市のちくし発電所（最大出力550kW）で、年間目標供給電力量45,602,000kW時の発電を行い、九州電力㈱に供給しています。

##### (ロ) 発電の概要

令和7年度下半期における発電の概要は、次表のとおりです。

#### 令和7年度 下半期月別発電実績表

(単位：kWh)

月別	発生電力量	所内消費電力量	供給電力量
10	2,508,269	30,071	2,478,198
11	391,084	3,542	387,542
12	442,409	5,235	437,174
1	1,609,380	25,468	1,583,912
2	925,914	13,314	912,600
3	1,050,828	19,348	1,031,480
計	6,927,884	96,978	6,830,906

#### 令和7年度 下半期業務量

(単位：kWh, %)

区分	目標供給電力量	発生電力量	供給電力量	達成率
令和7年10月1日から 令和8年3月31日まで	12,125,000	6,927,884	6,830,906	56.3

#### (2) 経理の状況

##### (イ) 経理の概要

令和7年度下半期における合計残高試算表は「別表1」、キャッシュ・フロー計算書は「別表2」のとおりです。

#### (3) 予算の概要

令和8年度福岡県電気事業会計の予算の概要は、次のとおりです。

収入		支出	
(収益の収入及び支出)		(資本の収入及び支出)	
第1款 電気事業収益	700,318千円	第1款 電気事業費	637,331千円
第1項 営業収益	688,817千円	第1項 営業費用	611,369千円
第2項 財務収益	10,976千円	第2項 財務費用	10千円
第3項 事業外収益	525千円	第3項 事業外費用	20,952千円
		第4項 予備費	5,000千円
第1款 資本の収入	0千円	第1款 資本の支出	286,005千円
		第1項 建設改良費	181,005千円
		第2項 投資	100,000千円
		第3項 予備費	5,000千円

### 「別表1」 合計 残高試算表

(令和8年3月31日現在)

借高	方		科	目	貸方	
	残高	合計			合計	残高
5,626,538,223	5,697,175,145		水力発電	設備	70,636,922	
	44,821,508		減価償却	累計額	3,746,327,032	3,701,505,524
2,378,139	2,378,139		業債	設備	1,926,247	1,926,247
31,874,356	178,143,535		減価償却	仮勘定	146,269,179	
100,000,000	100,000,000		建設	有価証券		
	240,000,000		投資	貸付金	240,000,000	
2,318,868,574	6,047,321,816		他会社	入金	3,728,453,242	
45,924,550	608,764,163		現金	未収入	562,839,613	
17,543,482	23,194,845		営業	未収入	5,651,363	
	13,660,500		前払	資産	13,660,500	
155,828	155,828		貯蓄	消費	45,003,482	
	45,003,482		退職	引当金	127,485,181	
	11,467,920		特別	修繕引当金	225,257,000	
			大規模	点検引当金	22,200,000	
	72,380,342		未払	費用	98,581,909	
	50,718,596		未償	賞与	52,372,840	
	9,787,000		賞与	引当金	18,639,732	
						116,017,261
						225,257,000
						22,200,000
						26,201,567
						1,654,244
						8,852,732

(単位：円)

1, 823, 000	法定福利費引当金	3, 764, 625	1, 941, 625
4, 676, 000	修繕引当金	24, 252, 288	19, 576, 288
33, 321, 842	預り消費税	33, 946, 211	624, 369
53, 436, 804	仮受前受金	53, 436, 804	58, 608, 942
50, 202, 473	長期前受金収益化累計額	58, 608, 942	58, 608, 942
	資本金	3, 253, 508, 654	3, 253, 508, 654
	国庫補助金	35, 928	35, 928
	その他の資本剰余金	56, 618, 565	56, 618, 565
	建設改良積立金	680, 908, 036	680, 908, 036
56, 383, 813	未処分利益剰余金	56, 383, 813	451, 191, 506
34, 610, 289	電力	485, 801, 795	32, 557, 106
13, 061, 000	電業雑収	45, 618, 106	2, 803, 000
	営業雑収	2, 803, 000	9, 364, 152
363, 699	受託運転	9, 727, 851	270, 182
	受取利息	270, 182	11, 223, 274
13	長期前受金戻入	11, 223, 287	702, 547
	雑収	702, 547	22, 163
429, 931, 407	特別利益	22, 163	545, 089
54, 611, 201	水力発電	545, 089	
5, 520, 516	一般管理費		
	雑損		
8, 683, 548, 749	計	13, 883, 482, 128	8, 683, 548, 749

## 「別表2」

## キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益		18,048,643
減価償却費		111,320,241
退職給付引当金の増加額		139,826
特別修繕引当金の増加額		29,967,000
大規模点検引当金の増加額		3,700,000
賞与引当金の減少額	△	934,268
法定福利費引当金の増加額		118,625
修繕引当金の減少額	△	4,676,000
長期前受金戻入額	△	270,182
固定資産除却損		3,160,487
受取利息	△	9,364,152
未収入金の減少額		6,089,767
未払金の減少額	△	1,843,229
未払費用の減少額	△	19,147,402
預り金の減少額	△	137,379
小計		136,171,977
利息の受取額		2,231,825
業務活動によるキャッシュ・フロー		138,403,802
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△	299,967,026
投資有価証券の取得による支出	△	100,000,000
他会計貸付金の返済による収入		240,000,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	159,967,026
資金減少額		21,563,224
資金期首残高		2,340,431,798
資金期末残高		2,318,868,574

**Ⅱ 工業用水道事業会計**

**(1) 事業の概況**

本県の工業用水道事業は、苅田、大牟田、鞍手・宮田及び田川の四事業で、令和7年度下半期におけるそれぞれの事業の概況は次のとおりです。

① 苅田工業用水道事業

(イ) 施設の概要

この事業は、行橋市を貫流する二級河川今川下流に取水堰を設けて、最大取水量1日当たり90,000m<sup>3</sup>を取水し、そのうち1日当たり15,000m<sup>3</sup>を湯水時に備えて殿川ダム（有効貯水量1,150,000m<sup>3</sup>）に貯水し、残りの1日当たり75,000m<sup>3</sup>を苅田町内の企業に対して工業用水を供給するもので、UBE三菱セメント(株)九州工場苅田第二地区ほか22社に対し、1日当たり48,130m<sup>3</sup>の供給を行いました。

(ロ) 給水の概要

令和7年度下半期における給水の実績は次のとおりです。

**令和7年度 下半期給水実績表**

給水能力 75,000m<sup>3</sup>/日（単位：m<sup>3</sup>）

月別	基本使用水量	超過使用水量	合計
10	1,540,160	2,307	1,542,467
11	1,395,770	1,382	1,397,152
12	1,443,900	887	1,444,787
1	1,540,160	911	1,541,071
2	1,443,900	1,046	1,444,946
3	1,347,640	264	1,347,904
計	8,711,530	6,797	8,718,327

② 大牟田工業用水道事業

(イ) 施設の概要

この事業は、有明・大牟田地区新産業都市建設促進のための基盤事業の一環として計画されたもので、熊本県を流れる一級河川菊池川下流白石地点から1日当たり80,000m<sup>3</sup>を取水し、大牟田地区に対し工業用水を供給するもので、三井化学(株)大牟田工場ほか17社に対し、1日当たり73,160m<sup>3</sup>の供給を行いました。

(ロ) 給水の概要

令和7年度下半期における給水の実績は次のとおりです。

**令和7年度 下半期給水実績表**

給水能力 74,400m<sup>3</sup>/日（単位：m<sup>3</sup>）

月別	基本使用水量	超過使用水量	合計
10	2,341,120	0	2,341,120
11	2,121,640	0	2,121,640
12	2,194,800	0	2,194,800
1	2,341,120	0	2,341,120
2	2,194,800	0	2,194,800
3	2,048,480	0	2,048,480
計	13,241,960	0	13,241,960

## ③ 鞍手・宮田工業用水道事業

## (4) 施設の概要

この事業は、地域振興整備公団から鞍手工業用水道及び宮田工業用水道の施設の譲渡を受け、平成15年4月から事業開始したもので、鞍手町に所在する木月池及び浮州池並びに宮若市の犬鳴ダムを水源として、中間市、宮若市、遠賀町、鞍手町に立地する企業に対し、1日当たり30,350m<sup>3</sup>の工業用水を供給するもので、トヨタ自動車九州㈱ほか12社に対し、1日当たり10,160m<sup>3</sup>の供給を行いました。

## (㍑) 給水の概要

令和7年度下半期における給水の実績は次のとおりです。

## 令和7年度 下半期給水実績表

給水能力 30,350m<sup>3</sup>/日 (単位：m<sup>3</sup>)

月別	基本使用水量	超過使用水量	合計
10	325,120	25	325,145
11	294,640	16	294,656
12	304,800	13	304,813
1	325,120	143	325,263
2	304,800	19	304,819
3	284,480	550	285,030
計	1,838,960	766	1,839,726

## ④ 田川工業用水道事業

## (4) 施設の概要

この事業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構から田川工業用水道の施設の譲渡を受け、平成26年4月から事業開始したもので、陣屋ダムを水源として、田川市、川崎町に立地する企業に対し、1日当たり10,000m<sup>3</sup>の工業用水を供給するもので、三好食品工業㈱ほか13社に対し、1日当たり7,370m<sup>3</sup>の供給を行いました。

## (㍑) 給水の概要

令和7年度下半期における給水の実績は次のとおりです。

## 令和7年度 下半期給水実績表

給水能力 10,000m<sup>3</sup>/日 (単位：m<sup>3</sup>)

月別	基本使用水量	超過使用水量	合計
10	235,840	12,402	248,242
11	213,730	16,102	229,832
12	221,100	13,557	234,657
1	235,840	5,899	241,739
2	221,100	3,926	225,026
3	206,360	3,512	209,872
計	1,333,970	55,398	1,389,368

## (2) 経理の状況

## (4) 経理の概要

令和7年度下半期における合計残高試算表は「別表1」、キャッシュ・フロー計算書は「別表2」のとおりです。

## (㍑) 企業債

企業債の現在高は、3,366,288,850円です。

**(3) 予算の概要**

令和8年度福岡県工業用水道事業会計の予算の概要は、次のとおりです。  
(収益的収入及び支出)

収入		支出	
第1款 工業用水道事業収益	2,437,982千円	第1款 工業用水道事業費	2,396,199千円
第1項 営業収益	2,087,762千円	第1項 営業費用	2,280,349千円
第2項 営業外収益	350,220千円	第2項 営業外費用	95,850千円
		第3項 予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

収入		支出	
第1款 資本的収入	1,000千円	第1款 資本的支出	663,003千円
第1項 負担金	1,000千円	第1項 建設改良費	505,017千円
		第2項 企業債償還金	147,986千円
		第3項 予備費	10,000千円

**「別表1」 合計残高試算表**

(令和8年3月31日現在)

借方		貸方	
残高	合計	合計	残高
267,296,568	472,160,029	723,834	
471,436,195	299,275	200,184,797	199,885,522
12,813,863,509	12,834,631,261	20,767,752	
8,948,533	8,948,533	5,362,034,529	5,353,085,996
3,318,759,139	3,472,679,301	153,920,162	
78,897,636	78,897,636	2,097,515,310	2,018,617,674
3,778,151	3,778,151		
17,211,957	17,211,957	2,977,062	2,977,062
6,771,603,150	6,790,636,363	10,050,317	10,050,317
10,468,436	10,468,436	19,033,213	
877,824,596	877,824,596	3,982,119,902	3,971,651,466
39,194	39,194	605,537,728	
587,514	587,514	39,194	
3,205,548	3,205,548	1,145,554	
11,172,202,163	11,172,202,163	377,135,724	
51,500	51,500		
500,000,000	500,000,000	2,000,000	
56,951,500	58,951,500	9,555,756,626	
5,035,231,038	14,590,987,664	1,919,123,161	
147,693,520	2,066,816,681	9,500,549	
46,390,714	55,891,263	278,605,894	
93,293,000	371,898,894	1,794,723	
	1,794,723		

(単位：円)



## 「別表2」

## キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	386,601,701
減価償却費	844,865,784
退職給付引当金の増加額	1,500,472
賞与引当金の増加額	1,960,849
法定福利費引当金の増加額	147,855
長期前受金戻入額	△ 290,072,987
雑収益	△ 39,841
固定資産除却費	80,931,081
雑支出	3,843,900
受取利息	△ 23,154,424
支払利息	7,513,988
未収入金の増加額	△ 370,416
未払金の増加額	132,321,425
未払費用の減少額	△ 94,469,359
貯蔵品の増加額	△ 2,625,000
前払費用の減少額	1,794,723
前受金の減少額	△ 254,976,714
その他預り金の減少額	△ 1,410,320
小計	<u>794,362,717</u>
利息の受取額	5,489,178
利息の支払額	△ 7,513,988
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>792,337,907</u>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 556,393,202
有形固定資産の売却による収入	2,817,073
投資有価証券の取得による支出	△ 500,000,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 1,053,576,129</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債の償還による支出	△ 169,410,357
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 169,410,357</u>
資金減少額	430,648,579
資金期首残高	5,465,879,617
資金期末残高	<u>5,035,231,038</u>

### Ⅲ 工業用地造成事業会計

#### (1) 事業の概況

本県の工業用地造成事業は、従来臨海部のみであったものを、平成4年度から内陸部においても実施しています。

現在までに、臨海部については、小波瀬地区臨海工業用地造成事業、白石地区臨海工業用地造成事業及び2号地区臨海工業用地造成事業（いずれも京都市郡苅田町）の3事業を、内陸部については、豊前東部工業用地造成事業（豊前市）、前原IC南地区工業用地造成事業（糸島市）、磯光地区工業用地造成事業（宮若市）及び久留米・うきは工業用地造成事業（久留米市）及びうきは市の4事業を実施してきました。現在、宮若北部工業用地造成事業（宮若市）、直方・鞍手工業用地造成事業（直方市及び鞍手郡鞍手町）及びうきはは西部工業用地造成事業（うきは市）を実施しています。

それぞれの事業の概要は次のとおりです。

#### ① 小波瀬地区臨海工業用地造成事業

昭和51年度に完成した埋立面積約202.6haのうち、道路・その他の公共用地を除く約182.7haを、日産自動車㈱外20社に全て売却しています。

#### ② 白石地区臨海工業用地造成事業

小波瀬地区臨海工業用地の背後地約47.3haを、小波瀬地区と一体として開発整備したもので、道路・その他の公共用地を除く約34.6haを、日産自動車㈱外4社等に全て売却しています。

令和7年度の事業費は、16,304千円です。

#### ③ 2号地区臨海工業用地造成事業

昭和62年度に完成した埋立面積約166.2haのうち、道路・その他の公共用地を除く工業用地、公共埠頭用地等約131.0ha及び岸壁900mを、日産自動車㈱外19社及び福岡県港湾管理者に全て売却しています。

#### ④ 豊前東部工業用地造成事業

平成7年度に完成した造成面積約23.4haのうち、道路・その他の公共用地を除く約18.9haを、フレゼニウス メディカル ケア ジャパン㈱外6社に全て売却しています。

#### ⑤ 前原IC南地区工業用地造成事業

前原ICの南側において、約16.4haを九州大学の研究成果を利用した研究・開発を行う研究機関等の受け皿となる用地として開発整備したもので、平成23年9月に完成した工業用地約7.8haのうち約6.7haを（公財）水素エネルギー製品研究試験センター外3社に売却し、約0.8haを（公財）福岡県産業・科学技術振興財団に貸付し、約0.3haの分譲を行っています。

令和7年度の事業費は、1,882千円です。

#### ⑥ 磯光地区工業用地造成事業

平成20年度に完成した造成面積約24.8haのうち、道路・その他の公共用地を除く約18.9haをエイリン開発㈱外5社に全て売却しています。

令和7年度の事業費は、1,569千円です。

#### ⑦ 久留米・うきは工業用地造成事業

令和5年度に完成した造成面積約32.5haのうち、道路・その他の公共用地を除く約26.5haを㈱資生堂外6社に全て売却しています。

令和7年度の事業費は、3,753千円です。

- ⑧ 宮若北部工業用地造成事業  
宮若市において、約21.2haを内陸型工業用地として開発整備するもので、令和2年度から事業を開始しています。  
令和7年度の事業費は、151,570千円です。
- ⑨ 直方・鞍手工業用地造成事業  
直方市と鞍手町にまたがる地域において、約23.0haを内陸型工業用地として開発整備するもので、令和3年度から事業を開始しています。  
令和7年度の事業費は、2,168,597千円です。
- ⑩ うきは西部工業用地造成事業  
うきは市において、約33.0haを内陸型工業用地として開発整備するもので、令和6年度から事業を開始しています。  
令和7年度の事業費は、1,690,638千円です。

**(2) 経理の状況**

## (イ) 経理の概要

令和7年度下半期における合計残高試算表は「別表1」、キャッシュ・フロー計算書は「別表2」のとおりです。

## (ロ) 企業債

企業債の現在高は、8,640,100,000円です。

**(3) 予算の概要**

令和8年度福岡県工業用地造成事業会計の予算の概要は、次のとおりです。  
(収益的収入及び支出)

	収入	支出	
第1款 造成事業収益	21,291千円	第1款 造成事業費	30,150千円
第1項 営業収益	21,291千円	第1項 営業費用	30,150千円
収入		支出	
第1款 資本的収入	4,139,362千円	第1款 資本的支出	5,081,488千円
第1項 工業用地造成事業収入	764,962千円	第1項 造成事業費	5,081,488千円
第2項 企業債	3,374,400千円		
収入		支出	
	(資本的収入及び支出)		

**「別表1」****合計残高試算表**

(令和8年3月31日現在)

(単位：円)

残高	借方		科目	目	貸方	
	合計	残高			合計	残高
40,300	40,300		無形固定資産	産地		
246,892,178	246,892,178		完成土	地		
4,714,641,710	5,624,176,690		未成土	地		
7,608,854,434	7,630		現金預入金	収入	909,534,980	2,407
	9,625,435,966		営業未収入	金	2,016,581,532	
598,229	34,363,090		営業外未収入	金	34,363,090	
268,615,735	796,607,329		前払	金	796,009,100	
	692,955,534		仮払消費税	金	424,339,799	
	127,425,603		企業債(固定負債)	税	127,425,603	
	240,000,000		他会計借入金(固定負債)	(金)	8,640,100,000	8,640,100,000
	1,713,171		退職給付引当金		240,000,000	
	358,700,000		長期前受金	金	73,050,028	71,336,857
	38,670,693		その他の固定負債	金	1,548,701,000	1,548,701,000
	5,466,070		企業債(流動負債)		19,417,320	19,417,320
	5,101,000		未払	金	358,700,000	
	991,000		未払費用	金	1,025,036,211	986,365,518
	2,902,522		賞与引当金	金	5,776,178	310,108
			法定福利引当金	金	9,342,808	4,241,808
			預り	金	1,834,925	843,925
					3,079,552	177,030

1,508,119,031	110	仮 資 土 未 営 雑	受 地 処 業 持 一 支 雑	消 本 成 積 欠 理 雑 収 管 管 利 支	費 立 損 收 理 理 利 支	税 金 金 金 益 益 費 費 息 出	110	2,329,172,802 736,229,721 21,291,090 13,079,401	2,329,172,802 736,229,721 21,291,090 13,079,401
14,371,268,987	19,333,075,287						計	19,333,075,287	14,371,268,987

## 「別表2」

## キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	10,863,121
退職給付引当金の増加額	1,461,815
支払利息	584,209
未払金の増加額	947,694,825
未払費用の減少額	△ 5,155,962
前払金の減少額	269,549,806
預り金の減少額	△ 2,490
未成土地の増加額	△ 2,605,019,607
小計	△ 1,380,024,283
利息の支払額	△ 584,209
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,380,608,492
2 財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	3,775,300,000
企業債の償還による支出	△ 358,700,000
他会計借入金返済による支出	△ 240,000,000
長期前受金による収入	796,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,972,600,000
資金増加額	2,591,991,508
資金期首残高	5,016,862,926
資金期末残高	7,608,854,434

**IV 病院事業会計**

**(1) 事業の概況**

地方公営企業法の財務に関する規定の適用を受け、精神医療センター太宰府病院を運営して  
います。

なお、精神医療センター太宰府病院は平成17年4月より公設民営化しています。

(4) 施設の状況等

(令和8年3月31日現在)

病 院 名	所 在 地	開 設 年 月 日	病 床 数		職 員 数
			一 般	精 神	
精 神 医 療 セ ン タ ー 太 宰 府 病 院	太 宰 府 市 五 条 三 丁 目	昭 和 6 . 1 1 . 2 5		3 0 0	3 0 0

(ロ) 患者の利用状況

(令和7年度)

区 分	利 用 状 況
病 床 数 (床)	3 0 0
入 院 延 患 者 数 (人)	9 1 , 2 7 4
外 来 延 患 者 数 (人)	3 3 , 3 1 7
延 患 者 数 計 (人)	1 2 4 , 5 9 1
病 床 利 用 率 (%)	8 3 . 4

**(2) 経理の状況****(イ) 経理の概要**

令和7年度の合計残高試算表は「別表1」、キャッシュ・フロー計算書は「別表2」のとおりです。

**(ロ) 企業債**

令和7年度末における企業債の現在高は、1,800,971,990円です。

**(3) 予算の概要**

令和8年度福岡県病院事業会計の予算の概要は、次のとおりです。

収 入		支 出	
(収益的収入及び支出)			
第1款 病院事業収益	2,769,248千円	第1款 病院事業費	2,763,969千円
第1項 医業収益	2,375,428千円	第1項 医業費用	2,677,609千円
第2項 医業外収益	393,223千円	第2項 医業外費用	81,883千円
第3項 特別利益	597千円	第3項 特別損失	3,477千円
		第4項 予備費	1,000千円
		(資本的収入及び支出)	
収 入		支 出	
第1款 資本的収入	579,581千円	第1款 資本的支出	1,007,554千円
第1項 企業債	287,000千円	第1項 建設改良費	555,230千円
第2項 負担金	292,581千円	第2項 企業債償還金	452,324千円

「別表1」 合計残高試算表

(令和8年3月31日現在)

(単位：円)

借方		科目	目	貸方	
残高	合計			合計	残高
392,632,863	392,632,863	土地建物	地物	137,695,640	
8,872,578,865	9,010,274,505	構築物	建築物	34,276,292	
391,747,909	426,024,201	器具	機械	75,335,138	
435,074,399	510,409,537	車			
12,669,361	12,669,361	減価償却	償却	6,756,596,540	6,732,441,935
844,936	24,154,605	電話加入権	加入権		
660,789,658	844,936	預金	預金	5,211,424,684	
857,723,328	5,872,214,342	医業	業未収	2,211,794,436	
49,897	3,069,517,764	医業	業未収	691,134	
	741,031	貸倒引当金	引当金	42,018,389	41,862,889
	155,500	前払	引当金	603,900	
	603,900	仮払消費税及び地方消費税	払	38,820,478	
1,000,000	38,820,478	その他流動資産	消費		
	1,000,000	企業債(固定負債)	債	1,800,971,990	1,348,648,206
	452,323,784	退職給付引当金	引当金	20,231,983	20,231,983
	888,509,632	企業債(流動負債)	債	1,340,833,416	452,323,784
	93,720,696	医業未払	未払	237,558,098	143,837,402
	1,208,000	医業外未払	未払	1,752,100	544,100
	261,954,180	その他未払	未払	450,135,705	188,181,525
	745,889	職員預り	預り	980,477	234,588
	760,000	その他預り	預り	4,581,100	3,821,100
	1,141,553	賞与引当金	引当金	2,411,256	1,269,703
	215,928	法定福利費引当金	引当金	460,324	244,396
	4,592,428	仮受消費税及び地方消費税	消費	4,592,428	
	721,548	その他流動負債	負債	721,548	
	287,202,000	長期前受	受	3,923,936,736	3,636,734,736
2,269,112,319	2,269,112,319	長期前受金収益化累計額	累計額		
		資本	本	1,198,745,643	1,198,745,643
		資本	本	916,790,677	916,790,677
		その他未処分利益剰余金変動額	剰余金	237,113,452	237,113,452
829,977,289	1,067,090,741	繰越欠損	損	237,113,452	
		医業	業	2,293,754,157	2,293,754,157
	300,724,000	医業	業	696,993,633	396,269,633
		特別	別	1,992,150	1,992,150
2,571,565,821	5,364,945,787	医業	業	2,793,379,966	
75,800,725	151,601,450	医業	業	75,800,725	
6,361,237	6,361,237	特別	別		
17,377,928,607	30,512,994,195	計		30,750,107,647	17,615,042,059

## 「別表2」

## キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	38,288,157
減価償却費	187,856,885
賞与引当金の増加額	128,150
法定福利費引当金の増加額	28,468
貸倒引当金の減少額	△ 155,500
固定資産除却費	2,676,895
長期前受金戻入額	△ 93,921,575
支払利息及び企業債取扱諸費	38,128,461
未収金の減少額	△ 235,373,498
未払金の増加額	80,481,175
預り金の増加額	1,933,328
小計	<u>20,070,946</u>
利息の支払額	△ 38,128,461
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 18,057,515
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 253,550,407
一般会計からの繰入金による収入	287,202,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>33,651,593</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	0
企業債の償還による支出	△ 444,254,816
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>444,254,816</u>
資金減少額	△ 428,660,738
資金期首残高	1,089,450,396
資金期末残高	<u>660,789,658</u>

**V 流域下水道事業会計**

**(1) 事業の概況**

本県の流域下水道事業は、御笠川那珂河川、多々良川、宝満川、宝満川上流、筑後川中流右岸、遠賀川下流、矢部川、遠賀川中流及び明星寺川流域（明星寺川流域については、県債の償還のみ）の9事業で、令和7年度下半期におけるそれぞれの事業の概要は次のとおりです。

**(イ) 施設の概要**

御笠川浄化センター、多々良川浄化センター、宝満川浄化センター、福童浄化センター、遠賀川下流浄化センター、矢部川浄化センター及び遠賀川中流浄化センターの7箇所で、汚水を処理しています。

**(ロ) 流入水量の概要**

令和7年度下半期における流入水量の実績は次のとおりです。

**令和7年度下半期流入水量実績表**

(単位：m<sup>3</sup>)

月 別	流入水量
1 0	10,026,131
1 1	9,274,780
1 2	9,843,598
1	9,700,425
2	8,857,373
3	9,982,506
計	57,684,813

**(2) 経理の状況**

**(イ) 経理の概要**

令和7年度下半期における合計残高試算表は「別表1」、キャッシュ・フロー計算書は「別表2」のとおりです。

**(ロ) 企業債**

企業債の現在高は、39,608,329,566円です。

**(3) 予算の概要**

令和8年度福岡県流域下水道事業会計の予算の概要は、次のとおりです。

収入		(収益的収入及び支出)		支出	
第1款 流域下水道事業収益	19,949,898 千円	第1款 流域下水道事業費	19,910,759 千円		
第1項 営業収益	10,919,452 千円	第1項 営業費用	19,512,543 千円		
第2項 営業外収益	9,030,446 千円	第2項 営業外費用	398,216 千円		
収入		(資本的収入及び支出)		支出	
第1款 資本的収入	13,120,450 千円	第1款 資本的支出	14,921,550 千円		
第1項 企業債	4,559,400 千円	第1項 建設改良費	10,225,188 千円		
第2項 他会計補助金	452,772 千円	第2項 企業債償還金	4,678,362 千円		
第3項 国庫補助金	5,777,517 千円	第3項 予備費	18,000 千円		
第4項 負担金	2,330,761 千円				

## 「別表1」

## 合計残高試算表

(令和8年3月31日)

借方		貸方		(単位：円)	
残高	合計	科目	目	合計	残高
17,581,976,124	17,581,976,124	土	地		
11,460,454,589	11,460,454,589	建物	物	2,701,245,193	2,701,245,193
103,372,260,357	103,372,260,357	構築物	構築物	19,708,728,681	19,708,728,681
86,781,976,943	87,202,966,301	構築物	構築物	420,989,358	
5,393,785	186,879,795	機械	及び	32,521,796,765	32,334,916,970
151,648,771	5,536,620	機械	搬	142,835	
1,974,945,922	154,180,132	車両運搬具	搬	775,387	775,387
14,230,055	2,241,008	工具器具	及び	2,531,361	
4,726,155,716	8,866,279,227	工具器具	減価償却累計額	88,774,361	86,533,353
549,311,449	14,230,055	建設	仮	6,891,333,305	
33,384,510	28,366,313,935	地	上	23,640,158,219	
32,978,169	10,862,863,793	現	金	10,313,552,344	
	10,815,292,067	営	業	1,781,907,557	
	10,199,569,962	営	業	10,166,591,793	
	1,493,295,222	そ	の	1,493,295,222	
	4,598,345,683	仮	払	39,608,329,566	35,009,983,883
	43,343,228	企業債	(固定負債)	63,660,886	20,317,658
	12,981,088	退職給付引当金	(固定負債)	190,969,000	190,969,000
	5,184,531,153	特別修繕引当金		12,981,088	
	2,159,971,761	長期預り金		9,782,876,836	4,598,345,683
	15,737,261	企業債	(流動負債)	3,987,246,986	1,827,275,225
	1,820,221,956	営業外未払金		15,778,049	40,788
	21,917,046	営業外未払金		3,565,898,353	1,745,676,397
	2,119,570	その他の未払金		44,050,863	22,133,817
	334,101,195	賞与引当金		4,367,666	2,248,096
	1,096,997,225	法定福利費引当金		642,474,880	308,373,685
	400,526,820	預り		1,096,997,225	
	47,301,705,373	仮受消費税及び地方消費税		4,811	4,811
	6,559,829,859	その他の流動負債		167,065,380,401	166,664,853,581
		長期前受金収益化累計額		15,189,058,522	15,189,058,522
		資本処	理		
		未	損		

17,601,518,247	560,551,550	営業外	収入	益	9,234,411,767
259,783,897	136,085,000	営業	費用	益	8,761,661,269
298,407,553,766	18,151,065,731	営業	費用	用	549,547,484
	259,783,897	営業	費用		
	370,244,154,583	計			370,244,154,583
					298,407,553,766

## 「別表2」

## キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	134,770,892
減価償却費	8,421,181,510
固定資産除却費	234,542,751
退職給付引当金の減少額	△ 22,506,623
特別修繕引当金の増加額	25,949,000
賞与引当金の増加額	216,771
法定福利費引当金の増加額	128,526
長期前受金戻入額	△ 7,161,885,280
支払利息及び企業債取扱諸費	259,698,618
未収金の減少額	76,911,929
未払金の減少額	△ 407,001,307
その他流動負債の増加額	163,995,946
小計	<u>1,726,002,733</u>
利息の支払額	△ 259,698,618
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>1,466,304,115</u>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 6,034,497,810
国庫補助金等による収入	3,527,794,040
市町からの建設負担金等による収入	1,176,047,671
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 1,330,656,099</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	4,362,300,000
一般会計からの繰入金による収入	382,585,459
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 5,184,531,153
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 439,645,694</u>
資金減少額	303,997,678
資金期首残高	5,030,153,394
資金期末残高	<u>4,726,155,716</u>

---

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年6月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

嘉麻市口春字楠木450番1、450番3から450番6まで、451番1から451番3まで、451番5、451番6、451番10、451番11、451番13から451番59まで、452番2の一部及び452番12から452番15まで並びに字五反田587番1、587番3から587番13まで、588番1から588番48まで、593番3、593番5から593番16まで、593番17の一部、594番2の一部及び594番3から594番14まで

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

直方市日吉町2番2号

株式会社プラス不動産

代表取締役 河島 大紀

---

**公告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和8年6月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

映像変換ソフトウェア賃貸借

## 2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

### 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

#### (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
  - タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
  - チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
  - ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）  
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間  
この公告の日から令和8年7月6日（月曜日）までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知  
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

#### (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和9年10月末日までとする。

#### (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和9年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年6月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名

映像変換ソフトウェア賃貸借

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和8年11月1日から令和13年10月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月福岡県告示第244号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和8年7月29日（水曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2244

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和8年6月19日（金曜日）から令和8年7月8日（水曜日）までの福岡県の休日 を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和8年7月29日（水曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

#### 10 開札の場所及び日時

##### (1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

##### (2) 日時

令和8年7月30日（木曜日） 午前10時30分

##### (3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

#### 11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度入札を行う。この場合において、再度入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

#### 12 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

##### (2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる

担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

#### 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

#### 14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入

札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
A leasing contract for Video conversion software
- (2) Time Limit of Tender  
5 : 45 P. M, July 29, 2026
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender  
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police  
Headquarters  
7 - 7, Higashi Koen, Hakata - ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan  
Tel 092 - 641 - 4141 (Ext. 2244)

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和8年6月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 落札に係る物品等の名称及び数量

検問用資機材賃貸借

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課
- (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号

## 3 落札を決定した日

令和8年5月18日

## 4 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名  
N X ・ T C リース&ファイナンス株式会社福岡支店
- (2) 住所  
福岡市博多区下呉服町1番1号

## 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

42,768,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札不落による随意契約

## 7 入札公告日

令和8年3月31日

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

令和8年6月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 落札に係る物品等の名称及び数量

福岡県警察統合サーバ賃貸借

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課

## (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

## 3 落札を決定した日

令和8年6月5日

## 4 落札者の氏名及び住所

## (1) 氏名

株式会社J E C C

## (2) 住所

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

## 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

672,540,000円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告日

令和8年3月27日

## 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年6月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
両筑土地改良区	令和8年6月10日

## 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年6月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
小郡土地改良区	令和8年6月10日

## 公告

大橋第二土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和8年6月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 退任理事

氏名	住所
水落 博喜	久留米市大橋町常持961番地1
秋永 一芳	久留米市大橋町常持1167番地1
園木 正広	久留米市大橋町合楽1069番地3
酒見 隆一	久留米市大橋町蜷川1207番地
芳野 實男	久留米市大橋町常持780番地3
古賀 高則	久留米市大橋町常持1068番地1
鹿毛 昇	久留米市大橋町合楽342番地1
柳瀬 茂	久留米市大橋町合楽136番地
柳瀬 淳嘉	久留米市大橋町合楽270番地1
中村 政登	久留米市大橋町蜷川1014番地2、1019番地1合併
井上 晃希	久留米市大橋町蜷川137番地3
鹿毛 克彦	久留米市大橋町蜷川1480番地

## 2 退任監事

氏名	住所

鹿毛 政利	久留米市大橋町蜷川1182番地2
木稲 隆明	久留米市大橋町蜷川422番地9
重松 寿幸	久留米市国分町171番地18

## 3 就任理事

氏名	住所
久保 剛幸	久留米市大橋町合楽384番地
秋永 宰	久留米市大橋町常持921番地1
中鶴 英喜	久留米市大橋町合楽169番地
草場 信行	久留米市大橋町蜷川1100番地
福島 保雄	久留米市大橋町常持793番地2
内山 郡章	久留米市大橋町常持1174番地3
合原 稔	久留米市大橋町合楽404番地
石井 隆義	久留米市大橋町合楽237番地
木稲 清一	久留米市大橋町蜷川349番地1
鹿毛 一	久留米市大橋町蜷川1492番地
益永 忠夫	久留米市大橋町蜷川1496番地5
益永 輝幸	久留米市大橋町蜷川422番地8

## 4 就任監事

氏名	住所
池邊 吉二	久留米市大橋町蜷川1085番地
古賀 輝男	久留米市大橋町常持935番地2
重松 寿幸	久留米市国分町171番地18

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

令和8年6月19日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字与原字浜淵1782番1、1782番3から1782番6まで、1783番、1786番3の一部、1787番、1788番、1791番、1792番、1793番1、1795番及び1797番、字小二先1798番、1799番、1800番、1801番、1803番1及び1803番3、字梅ノ木1802番2及び1802番3並びに字大浦1809番1から1809番5まで、1810番1、1810番2、1872番1から1872番5まで、1873番、1874番、1875番、1876番、1877番1から1877番4まで、1878番、1879番、1880番、1882番3及び1882番4並びにこれらの区域内の道路・水路である町有地の一部

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都郡苅田町与原二丁目11番地2

株式会社ワイズ不動産

代表取締役 沖永 義樹

## 監査委員

## 監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査の結果（令和8年3月26日7監総第1623号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年6月19日

福岡県監査委員 塩川 正一

同 世利 洋介

同 森 行一

同 渡辺 美穂

8 行マ第 679 号  
令和8年5月26日

福岡県監査委員  
同 殿  
同 正 一 殿  
同 利 洋 一 殿  
塩 世 森 行 美 殿  
森 渡 辺 穂 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和8年3月26日7監総第1623号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部 がん感染症疾病対策課	<p>履行延期を承認した債権（原爆被爆者援護法に基づく健康管理手当の過払い返納金）について、履行延期承認に伴う返済計画書のとおり毎月調定すべきところ、これが遅延し、一部の債権は未調定となっていた。</p> <p>また、未調定の債権について、担当者が交代した際に引継ぎがなされており、現在まで調定を行っていないかった。</p>	<p>所長は、職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未調定の債権については速やかに調定して回収を図る。</li> <li>・ 個々の履行延期承認債権についての管理表に加え、調定の失念を防ぐため、課内すべての履行延期承認債権について、一覧表を新たに作成する。</li> <li>・ 調定の起案に、会計事務チェックシート（収入）を添付し、その都度一覧表に記載の債権について、調定遅延・未調定がないか確認する。</li> <li>・ 決算や監査資料作成等の機会においても、改めて一覧表で進捗を確認する。</li> <li>・ 未完了事務などの懸案事項についてはリスト化し、引継ぎを確実に行うとともに、複数職員で共有する。</li> <li>・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li> </ul>

## 指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部 人権・同和対策局 調整課	証紙収入（その他証明手数料）について、関係資料一式が所在不明となっていた。	<p>所属長は、職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当者は、事務処理完了後、関係資料をファイルにとじ込み整理し、決められた書架に保管する。</li> <li>・ 担当者は、ファイルを新たに作成した際は、ファイル目録を作成する。</li> <li>・ 上司は、ファイル目録に新たに作成されたファイルの情報が入力された時点で、ファイル目録と現物とに相違がないか確認する。</li> <li>・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li> </ul>

## 注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
環境部	雑入（行政代執行に係る徴収金）の収入未済額が、前年度に比べて2,378,042円減少しているものの、依然として多額である。	<p>本件の収入未済は、産業廃棄物処理業者の不適正処理により生じた生活環境保全上の支障のおそれを除去するため実施した行政代執行費用に関するものである。</p> <p>行政代執行事案が新たに発生しないよう、不適正処理の未然防止、早期是正を図るため、保健福祉環境事務所とともに監視指導課職員も立入検査を行う機会を設けるなど産業廃棄物処理に対する監視指導体制を強化した。</p> <p>既に発生している収入未済については、滞納者の財産調査を実施し、新たに判明した財産の差押えや一括納付が困難な滞納者からの一部納付等により、収入未済縮減に努めている。</p>

## 注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
商工部	<p>小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金の収入未済額が、前年度に比べて41,502,000円減少しているものの、依然として多額である。</p>	<p>収入未済額の縮減に向けて以下の取組を引続き実施し、一層の回収を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業継続中の延滞先に対しては、担当者が定期的に経営状況を把握し、償還を指導することにより、回収額の増額を図る。</li> <li>事業を休廃止している延滞先に対しては、債権管理調査員を活用し、連帯保証人への督促や担保物件の処分を行うことにより、延滞債権の回収を図る。</li> <li>回収が困難な債権については、徴収停止措置や不納欠損処理による債権整理を遅滞なく行う。</li> </ul> <p>また、新たな収入未済の発生を防ぐため、定期的に貸付先の経営状況を把握し、貸付先に対して、以下の支援策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業診断士の診断結果を活用して経営改善を支援していく。</li> <li>返済条件の変更や履行期限の延期により、償還を継続できるよう支援していく。</li> </ul>

## 注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
建築都市部	住宅管理使用料の収入未済額が、前年度に比べて11,300,014円増加している。	<p>住宅管理使用料の債権回収については、引き続き以下の取組を行い、収入未済額の減少を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>入居者に対しては、家賃の滞納を未然に防止するため、入居説明会や、入居後に配布する県営住宅だよりを通じて、口座振替制度の周知を行い、その積極的活用を促進する。</li><li>家賃滞納者に対しては、文書に加え、夜間の電話や訪問による督促を実施するとともに、滞納者の事情に応じて分割納付を認め、滞納家賃の徴収に取り組む。</li><li>悪質な滞納者及び連帯保証人に対しては、滞納家賃の支払や明渡しを求める訴訟を提起するなど厳正に対処することとし、収入の確保及び滞納増加の防止に取り組む。</li><li>退去した滞納者の家賃回収については、業務を委託している弁護士法人の履行状況の把握を徹底し、回収強化に取り組む。</li></ul>

## 注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
環境部	<p>物品（キャビネット及びそのベース5セット）の購入について、1件の金額が10万円を超え、1件の金額が10万円を超える場合、見積書を徴し一括で契約すべきところ、1件の金額が10万円未満になるよう、発注を3回に分けて支払っていた。</p>	<p>所属長は、職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>課内の役付会議や所属研修の際に、発注金額を分割して発注することが不適正な事務であることを認識させ、併せて財務規則及び同運用要綱の遵守を徹底することを周知する。</li> <li>担当者及び上司は、財務規則及び同運用要綱の「発注金額を不当に分割して発注しないこと」の規定を遵守するとともに、疑義がある場合は制度所管課に確認を行う。</li> <li>支出担当職員は財務会計事務研修を受講する。</li> <li>担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートに今回の誤り及びその再発防止策を追記し、これに基づき事務処理を行う。</li> </ul>

監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査の結果（令和8年3月26日7監総第1623号）に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年6月19日

福岡県監査委員	塩川正一
同	世利洋介
同	森行一
同	渡辺美穂

8 教財第242号  
令和8年5月7日

福岡県監査委員

同

同

同

塩川正一 殿

世利洋行 殿

森行一 殿

渡辺美穂 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和8年3月26日7監総第1623号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、  
別紙のとおり、通知します。

## 別紙

## 注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育庁 教育振興部	地域改善奨学資金貸付金償還金の収入未済額が、前年度に比べて58,284,747円減少しているものの、依然として多額である。	<p>地域改善奨学資金貸付金償還金の債権回収については、戸別訪問や電話による督促等の取組を行ってきており、収入未済額が減少してきていることから、引き続き以下の取組を行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>奨学金相談員及び課職員による、滞納者への戸別訪問を実施し、個々に応じた返還計画の提案や指導及び免除・猶予制度の周知徹底を行うとともに、訪問時不在だった者に対しては、電話督促を実施するなど、返還の再開及び継続的な返還が行われるよう督促を行う。</li> <li>奨学金返還督促強調月間を設定し、8月と2月を中心に、担当者だけではなく、担当者が所属する係全員で電話督促を行う。また、これまで日中の戸別訪問で面接が出来なかった滞納者を中心に、訪問時間帯を夕方へ変更した戸別訪問を行う。</li> <li>長期滞納者に対しては、債務承認書を送付し回収を行うとともに、返還の督促及びび返還計画の提案を行う。</li> <li>県外に居住している滞納者に対しては、職員による戸別訪問を実施する。</li> </ul> <p>今後も、より効果的な取組を検討するなど、収入未済の解消に向け債権の回収の回収に努めることとした。</p>

---

**監査公表第18号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した教育委員会出先機関定期監査の結果（令和8年3月26日7監総第1623号）に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年6月19日

福岡県監査委員	塩川正一
同	世利洋介
同	森行一
同	渡辺美穂

8 教財第244号  
令和8年5月7日

福岡県監査委員	塩川正一 殿
同	世利洋介 殿
同	森行一 殿
同	渡辺美穂 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和8年3月26日7監総第1623号の監査結果の報告に基づき講じた措置について、別紙のとおり、通知します。

別紙

## 注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育委員会	特別支援教育就学奨励費の学校給食費について、支給額算定を誤ったため、支給不足となっていた。	<p>所属長は、関係職員に対し、今回の誤りを示した上で、同様の誤りを繰り返さないため、以下の取組を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当者は、「学校給食・寄宿舎食運営規定」に基づき欠食数等を把握し、表計算ソフトで作成している「学校給食費（寄宿舎食費）支給表及び現金受領台帳」の算定式が正確であるか確認を行うとともに、栄養教諭が別途作成している給食費返金額の表とを照合し、算定した学校給食費が正しいか確認する。</li> <li>・ 担当者は、学校給食費の支給の決裁時に、「学校給食費（寄宿舎食費）支給表及び現金受領台帳」等の関係資料を添付するとともに、副任者及び上司は、「事務処理状況確認用チェックリスト」を利用しチェックを確実に行う。</li> </ul> <p>また、教育委員会は、特別支援教育就学奨励費担当者説明会で、本事例を取り上げ、表計算ソフト等により学校で独自に關数を入力し処理している場合は、その関数に誤りがないかを含め確認するとともに、学校給食費を正確に算定するよう指導する。</p>

---

**福岡県監査委員告示第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年6月19日

福岡県監査委員	塩川正一
同	世利洋介
同	森行一
同	渡辺美穂

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

奥村 栄隆	熊本県熊本市中央区出水五丁目8番39号
橋本 愛	福岡県福岡市中央区薬院三丁目3番27-703号ブラントン薬院
柴田 翔吾	福岡県福岡市中央区薬院二丁目3番15-1105号
松本 さざり	福岡県福岡市南区長丘三丁目22番7号
六車 響子	福岡県福岡市早良区城西三丁目15番8号
簀原 妙子	福岡県福岡市東区筥松一丁目7番17号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和8年6月19日から令和9年3月31日まで

---

**監査公表第19号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人諏訪原功一郎から監査の結果に関する報告があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年6月19日

福岡県監査委員	塩川正一
同	世利洋介
同	森行一
同	渡辺美穂

令和7年度

福岡県包括外部監査の結果報告書

令和8年3月

福岡県包括外部監査人

公認会計士 諏訪原 功一郎

## 目次

<b>第1 包括外部監査の概要</b> .....	<b>1</b>
1. 外部監査の種類 .....	1
2. 選定した特定の事件 .....	1
3. 特定の事件として選定した理由 .....	1
4. 監査の方法 .....	2
5. 監査の実施期間 .....	2
6. 監査の実施者 .....	3
7. 利害関係 .....	3
<b>第2 監査対象の概要</b> .....	<b>4</b>
1. 我が国の防災に係る政策の概要 .....	4
2. 福岡県の地域強靱化計画 .....	7
3. 災害対策基本法の概要 .....	11
4. 監査対象 .....	15
<b>第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見</b> .....	<b>20</b>
1) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要 .....	20
(1) 監査の結果及び意見の一覧 .....	21
2) (総論) 監査の結果及び意見 .....	24
3) (各論) 監査の結果及び意見 .....	24
1. 私立学校耐震化促進費 .....	24
(1) 事業の概要 .....	24
(2) 事業の内容 .....	24
(3) 監査の結果及び意見 .....	27

2. 医療施設近代化施設整備費補助金	29
(1) 事業の概要	29
(2) 監査の結果及び意見	30
3. 災害福祉支援体制整備事業	32
(1) 事業の概要	32
(2) 監査の結果及び意見	33
4. 被災者住宅再建支援費	34
(1) 事業の概要	34
(2) 監査の結果及び意見	34
5. 災害救助費	35
(1) 事業の概要	35
(2) 監査の結果及び意見	35
6. 流域湛水減災対策費	36
(1) 事業の概要	36
(2) 事業の内容	36
(3) 監査の結果及び意見	38
7. ため池等整備費	40
(1) 事業の概要	40
(2) 事業の内容	40
(3) 監査の結果及び意見	49
8. 治山事業費	51
(1) 事業の概要	51
(2) 事業の内容	51
(3) 監査の結果及び意見	54
9. 災害関連緊急治山等事業費	56

(1) 事業の概要 .....	56
(2) 事業の内容 .....	56
(3) 監査の結果及び意見 .....	57
10. 直轄治山事業負担金 .....	58
(1) 事業の概要 .....	58
(2) 事業の内容 .....	58
(3) 監査の結果及び意見 .....	58
11. 耕地災害復旧事業費 .....	59
(1) 事業の概要 .....	59
(2) 事業の内容 .....	59
(3) 監査の結果及び意見 .....	63
12. 農地災害復旧緊急支援費 .....	65
(1) 事業の概要 .....	65
(2) 事業の内容 .....	65
(3) 監査の結果及び意見 .....	66
13. 道路管理情報の一元化事業費 .....	67
(1) 事業の概要 .....	67
(2) 事業の内容 .....	67
(3) 監査の結果及び意見 .....	68
14. 道路施設維持管理推進費 .....	69
(1) 事業の概要 .....	69
(2) 監査の結果及び意見 .....	69
15. 道路防災事業費 .....	70
(1) 事業の概要 .....	70
(2) 事業の内容 .....	70

(3) 監査の結果及び意見	71
16. 河川改修費	72
(1) 事業の概要	72
(2) 事業の内容	72
(3) 監査の結果及び意見	77
17. 河川災害関連等事業費	81
(1) 事業の概要	81
(2) 事業の内容	81
(3) 監査の結果及び意見	82
18. 土木災害復旧事業費	83
(1) 事業の概要	83
(2) 監査の結果及び意見	84
19. 流域治水推進費	85
(1) 事業の概要	85
(2) 監査の結果及び意見	85
20. 河川総合流域防災事業費	86
(1) 事業の概要	86
(2) 監査の結果及び意見	86
21. 直轄河川事業費負担金	87
(1) 事業の概要	87
(2) 監査の結果及び意見	87
22. 直轄河川災害復旧事業費	88
(1) 事業の概要	88
(2) 監査の結果及び意見	88

23. 海岸整備事業費	89
(1) 事業の概要	89
(2) 事業の内容	89
(3) 監査の結果及び意見	89
24. 港湾保安対策管理費	90
(1) 事業の概要	90
(2) 事業の内容	90
(3) 監査の結果及び意見	91
25. 砂防事業費	92
(1) 事業の概要	92
(2) 監査の結果及び意見	93
26. 砂防災害関連等事業費	100
(1) 事業の概要	100
(2) 監査の結果及び意見	101
27. 砂防総合流域防災事業費	105
(1) 事業の概要	105
(2) 監査の結果及び意見	105
28. 原子力災害対策費	106
(1) 事業の概要	106
(2) 監査の結果及び意見	107
29. 原子力防災ネットワーク運営費	108
(1) 事業の概要	108
(2) 監査の結果及び意見	108
30. 防災対策費	109

(1) 事業の概要 .....	109
(2) 監査の結果及び意見 .....	109
31. 防災情報発信強化費 .....	110
(1) 事業の概要 .....	110
(2) 監査の結果及び意見 .....	110
32. 防災行政無線業務費 .....	111
(1) 事業の概要 .....	111
(2) 監査の結果及び意見 .....	111
33. みんなで備える地震対策費 .....	112
(1) 事業の概要 .....	112
(2) 監査の結果及び意見 .....	113
34. デジタルでももる防災推進費 .....	114
(1) 事業の概要 .....	114
(2) 監査の結果及び意見 .....	115
35. 消防へリ応援体制強化費 .....	116
(1) 事業の概要 .....	116
(2) 監査の結果及び意見 .....	116
36. 救急業務高度化推進費 .....	118
(1) 事業の概要 .....	118
(2) 監査の結果及び意見 .....	119
37. 消防連絡調整費 .....	120
(1) 事業の概要 .....	120
(2) 監査の結果及び意見 .....	120
38. 救急医療情報センター運営費 .....	122

(1) 事業の概要 .....	1 2 2
(2) 監査の結果及び意見 .....	1 2 2
39. 原子力災害医療対策費 .....	1 2 4
(1) 事業の概要 .....	1 2 4
(2) 監査の結果及び意見 .....	1 2 4
40. 福岡県備蓄基本計画について .....	1 2 8
(1) 監査の概要 .....	1 3 0
(2) 監査の結果及び意見 .....	1 3 5

## 第1 包括外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づき包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件

#### (1) 監査のテーマ

防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について

#### (2) 監査の対象期間

原則として令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）を対象としている。必要に応じて、上記以外の期間も対象としている。

### 3. 特定の事件として選定した理由

福岡県は、従来より比較的、自然災害が少ない地域と思われていたが、平成17年3月に福岡県北西沖の玄界灘でマグニチュード7の西方沖大地震が発生し、防災の意識も高まった。その後は、局地的な大雨による水害が頻繁に発生するようになっていく。平成29年7月に、朝倉市や東峰村で記録的な豪雨が発生し河川の氾濫や土砂の流出等が県民の生活に甚大な被害をもたらした。その後、毎年のように局地的な大雨が発生し、令和3年に至るまで、5年連続で「大雨特別警報」が発表されている。このような事案は、他の県には見られない。特に、令和2年7月には、大牟田市や久留米市等で甚大な浸水被害が起きており、床上浸水が発生した戸も多く見られている。平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめとして、近年の大規模な災害に対応すべく、国は「国土強靱化基本法」を踏まえ、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」を閣議決定している。福岡県においても、上記基本計画との調和を行いながら本県の地域特性を考慮した県土の強靱化を図る「福岡県地域強靱化計画」を策定している。このような状況において、防災に関連する事業は、福岡県が2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間を対象として、県の行政運営の指針として作成している「福岡県総合計画」の4つの柱のうちの「感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる」という基本方向に大きく関わっており、身近な課題でもあることから、県民の関心は高いと考える。そのため、防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について検討し、包括外部監査人の立場において、合規性、有効性、経済性、効率性及び公平性の観点から検討することは意義があるものと考え、特定の事件（テーマ）として選定を行った。

#### 4. 監査の方法

##### (1) 監査の視点について

- ① 防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理は、関連する法令、条例、規則等に準拠して適切に行われているか。
- ② 防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理は、事業目的に適合し期待される目的を達成するために最適な執行を実施しているか。
- ③ 防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理が、少ない費用で効果を上げるように、経済性に配慮して遂行されているか。
- ④ 防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理が、同様の費用でより大きな効果を上げるように、効率性に配慮して遂行されているか。
- ⑤ 防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理が、公平性を十分に確保したうえで遂行されているか。
- ⑥ 国、他の地方公共団体及び関連団体との連携が十分に配慮されているか。

(該当ある場合)

過年度に実施された包括外部監査の指摘事項や意見に対する措置等は適切に行われ改善されているか。

##### (2) 監査の方法について

- ① 防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理は、関連する法令、条例、規則等に準拠して適切に行われているか。
- ② 防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理は、事業目的に適合し期待される目的を達成するために最適な執行を実施しているか。また、担当者からヒアリングを行った。
- ③ 防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理が、少ない費用で効果を上げるように、経済性に配慮して遂行されているか。
- ④ 防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理が、同様の費用でより大きな効果を上げるように、効率性に配慮して遂行されているか。
- ⑤ 防災に関連する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理が、公平性を十分に確保したうえで遂行されているか。
- ⑥ 国、他の地方公共団体及び関連団体との連携が十分に配慮されているか。

#### 5. 監査の実施期間

令和7年6月21日から令和8年3月31日まで

## 6. 監査の実施者

包括外部監査人	諏訪原功一郎	公認会計士
補 助 者	堀 芳 郎	公認会計士
補 助 者	外 山 啓 太	公認会計士
補 助 者	鈴 木 聡	公認会計士
補 助 者	清 水 剛	公認会計士
補 助 者	水 城 寛 司	公認会計士
補 助 者	佐 藤 陽 平	公認会計士
補 助 者	山 口 真 彦	弁 護 士

## 7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、包括外部監査人は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(本報告書の端数表記について)

本報告書の数値は、原則として、金額の単位未満及び比率の表示単位未満については、四捨五入している。そのため、文中や表中における内訳金額を加減した場合、合計金額と合致しない場合がある。また、公表されている統計資料等を使用する場合には、原則としてそのまま使用している。

## 第2 監査対象の概要

### 1. 我が国の防災に係る政策の概要

我が国の災害法制の歴史は、戦前は、防災対策としては、治山、治水事業が中心であり、全国的に大きな河川を中央政府が、その他の河川を地方庁（現在の都道府県）が、特に法的な裏付けなく管理を行っていた。

そのようななかで、各地で水害が発生し、1896年には全国的な大雨により、各地で大洪水が発生し、特に新潟県（信濃川流域）、岐阜県（木曾川、長良川、揖斐川等の流域）などで、大きな被害が生じている。

このような大きな被害が生じたことにより、1896年に河川法、翌年の1897年には砂防法と森林法といういわゆる「治水三法」が制定されている。一方で、被害者に対する救済策として、1880年に備荒儲蓄法、1899年には罹災救助基金法などが制定されている。これらの法は、被災者支援を担う地方庁に対する中央政府の財政支援や負担のルールが中心であり、被災者に対する支援の具体的内容は地方庁に委ねられていた。

上記のような縦割り型、個別対応型の災害法制は、その後も継続されていくが、以下のような2つの大きな災害を経て、その行政対応に限界が露呈してしまった。

#### (1) 災害救助法

1946年に紀伊半島沖を震源地とするマグニチュード8.0の昭和南海地震が発生した。この地震では大きな津波が発生しており和歌山、高知、徳島を中心に死者約1千3百人、全壊約1万1千棟など大きな被害をもたらしている。この災害に対して罹災救助基金法による被災者支援が行われているが、各都道府県の財政力の大小があり、また、救助に関する方針が各県まちまちであったりしたこともあり、支援がうまく実施されなかった。

このようなことから、円滑かつ迅速な救助を実施する救助内容と費用負担を明確にすることが求められ、1947年の災害救助法の制定につながった。

#### (2) 災害対策基本法

また、1959年に愛知県、岐阜県、三重県といった東海地方を中心に大きな被害をもたらした伊勢湾台風は死者約5千人、全壊約3万5千戸という大災害となった。当時の台風被害としては相当規模な被害であったが、名古屋市という大都市が被害にあったことの社会的影響が大きく、戦後しばらく基本的な事項を定めた法律は無かった。本の防災及び危機管理に関して、対応の見直し等の必要性が大きくなっていった。また、伊勢湾台風の被害からの復旧に関しては、従来の個別的対応では対応が出来ないものも多く、当時、迅速な復旧や防災体制整備のために、直接的には、「伊勢湾等高潮対策事業に関する特別措置法（昭和34年法律第172号）」など複数の特別法が制定されている。

しかし、1961年には「災害対策基本法」が公布された。当該法律では、国や地方公共

団体などの責務や組織に関して、また防災計画の作成の義務などが定められている。

この「災害対策基本法」は、日本の総合的な防災対策の基本法たる位置づけであるため、その根本的なところは維持されているが、その後発生した大規模な災害によりその教訓からしばしば改正されている。

#### 1) 阪神・淡路大震災

大都市の直下型地震であり神戸、芦屋、西宮などに大きな被害が発生した。この地震では死者の8割以上が木造住宅の倒壊による圧死や窒息死で亡くなっている。発生時期が真冬の早朝であったため、自宅にいる時間であったことから、建物倒壊による被害が大きくなったと言われている。上記の教訓から、建物の耐震補強を求める声が強くなっていった。

#### 2) 東日本大震災

東北地方で発生した大規模な地震であるが、かつての災害から高さ10mの二重の防潮堤を有していた岩手県の田老地区が大津波により乗り越えられ堤防を破壊されてしまったことは驚きであった。この大規模地震の教訓として、それまで市町村を中心として行われてきた防災行政を緊急時には県及び国が代行する権限を拡大するという流れになっていった。

参考までに、次ページに「令和7年版防災白書 付属資料6 主な災害対策関係法律の類型別整理票」を付ける。

付属資料6 主な災害対策関係法律の類型別整理票

類型	予防	応急	復旧・復興
<b>災害対策基本法</b>			
地震 津波	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模地震対策特別措置法</li> <li>・津波対策の推進に関する法律</li> <li>・地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律</li> <li>・地震防災対策特別措置法</li> <li>・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法</li> <li>・首都直下地震対策特別措置法</li> <li>・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法</li> <li>・建築物の耐震改修の促進に関する法律</li> <li>・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律</li> <li>・津波防災地域づくりに関する法律</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法</li> <li>・消防法</li> <li>・自衛隊法</li> <li>・災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全般的な救済援助措置&lt;&gt;</li> <li>・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律</li> <li>・被災者への救済援助措置&lt;&gt;</li> <li>・中小企業信用保険法</li> <li>・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法</li> <li>・災害弔慰金の支給等に関する法律</li> <li>・雇用保険法</li> <li>・被災者生活再建支援法</li> <li>・株式会社日本政策金融公庫法</li> <li>・自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律</li> <li>・災害廃棄物の処理&lt;&gt;</li> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸法</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧事業&lt;&gt;</li> <li>・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律</li> <li>・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法</li> <li>・公立学校施設災害復旧費国庫負担法</li> <li>・被災市街地復興特別措置法</li> <li>・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法</li> </ul>
火山	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動火山対策特別措置法</li> </ul>		
風水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川法</li> <li>・海岸法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防法</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防法</li> <li>・森林法</li> <li>・地すべり等防止法</li> <li>・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</li> <li>・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</li> <li>・宅地造成及び特定盛土等規制法</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険共済制度&lt;&gt;</li> <li>・地震保険に関する法律</li> <li>・農業保険法</li> <li>・森林保険法</li> <li>・災害税制関係&lt;&gt;</li> <li>・災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律</li> <li>・その他&lt;&gt;</li> <li>・特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律</li> <li>・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律</li> <li>・大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法</li> </ul>
豪雪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豪雪地帯対策特別措置法</li> </ul>		
原子力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害からの復興に関する法律</li> </ul>

出典：内閣府資料

## 2. 福岡県の地域強靱化計画

福岡県における「福岡県地域強靱化計画」の策定について、以下のように①計画策定の趣旨及び②計画の位置付けが記載されている。

### I 計画策定の趣旨

東日本大震災では、未曾有の被害が広範囲にわたり発生し、我が国の社会・経済システムの脆弱性が露呈した。また、近年の気候変動に伴い、全国各地で大型台風や集中豪雨による甚大な被害が発生しており、これまでの復旧・復興を中心とした「事後対策」ではなく、平常時からの「事前防災・減災」の重要性が認識されることとなった。

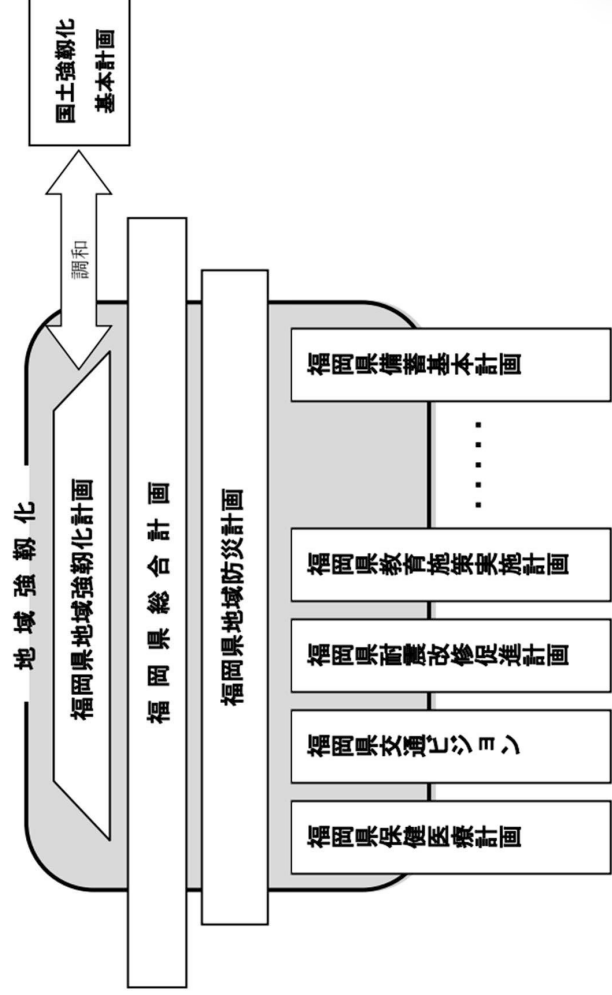
このようなか、国では、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が施行され、平成 26 年6月に「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が閣議決定された。（平成 30 年 12 月 14 日、基本計画の変更について閣議決定）

本県においても、基本計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に向けた「県土の強靱化」を推進するため、「福岡県地域強靱化計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものである。

### II 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国土強靱化に係る本県他の計画等の指針となるものである。すなわち、強靱化に関する事項については、地域防災計画はもとより、本県の様々な分野の計画等よりも「上位」に位置付けられるものである。

なお、本計画は、基本法第 14 条に基づき、基本計画との調和を図るものとする。



(出所：福岡県地域強靱化計画)

また、「地域防災計画」との関係についても以下のように触れている。

### 地域防災計画との関係

地域防災計画は、地震や風水害といった災害の種類ごとに、その対応を取りまとめたものである。このため、「地震・津波対策編」、「風水害対策編」など、災害ごとに計画が立てられている。

一方、地域強靱化計画は、いかなる大規模な自然災害が発生しようとも最悪の事態に陥ることがないよう、「強靱」な行政機能、地域社会、地域経済を平時から作り上げていこうとするものである。

そのため、まずは「起きてはならない最悪の事態」を想定して、そういう事態に陥らないために、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて、事前に取り組むべき施策を考えるところというアプローチがなされている。

(出所：福岡県地域強靱化計画)

「福岡県地域防災計画」においては、①その計画の目的及び②性格が記載されている。

### 第1節 目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき、福岡県の地域に係る防災(災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興)のうち風水害対策等に関し、福岡県・市町村・指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務及び業務について、総合的かつ計画的な大綱として福岡県防災会議が定めたものであり、県民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と県民福祉の確保に万全を期することを目的とする。

計画の実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害からの迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、県民一人一人の自覚及び努力を促すことよって、できるだけその被害を軽減していくべく、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した県民運動の展開が必要である。

計画に基づく災害対策は、以下の事項を基本理念として行うものとする。

一 本県の自然的特性にかんがみ、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。

二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。

四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

計画の推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行うものとする。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るべく、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するために、地方防災会議における委員の性別の偏りを是正する等、防災に関する政策・方針決定過程において、女性や高齢者、障がいのある人、外国人などの参画を拡大する。

なお、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に定める特別防災区域に係る防災については、同法第31条の規定に基づく福岡県石油コンビナート等防災計画による。

#### 第2節 計画の性格

この計画は、福岡県域の防災に関する基本計画であり、国の防災基本計画に基づいて策定したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が策定する防災業務計画に抵触することがないよう緊密に連携を図ったものである。また、この計画は市町村地域防災計画の指針となるものである。

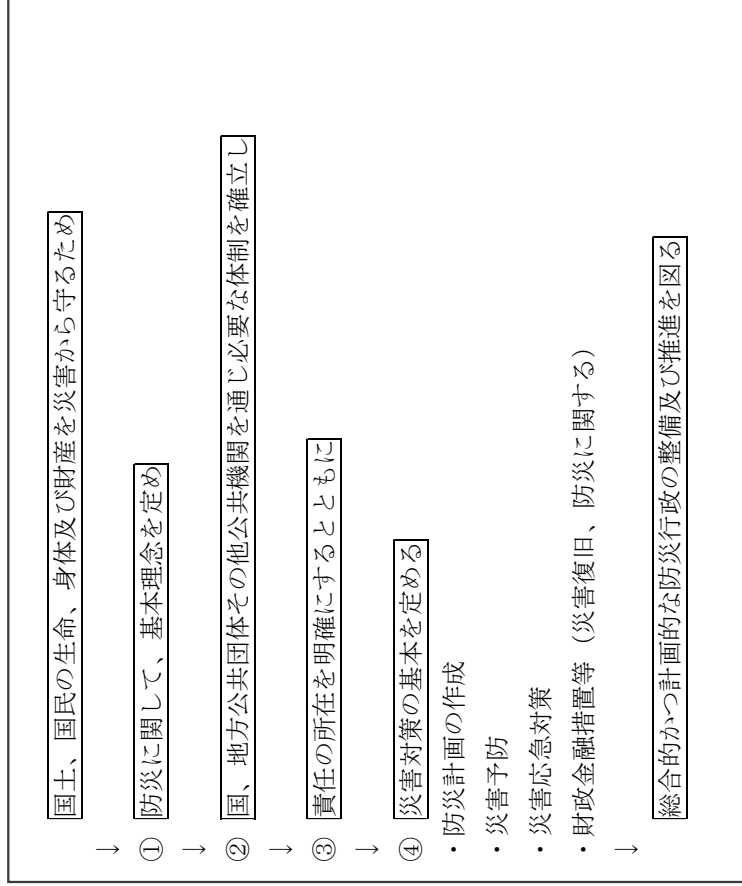
なお、本計画は、災害対策に関し、関係機関の防災業務の実施内容、責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示すもので、毎年、防災会議において検討を加え、所要の修正を行っていくべきものであるが、その実施細目等については、関係機関において別途具体的に定めるものである。

（出所：福岡県地域防災計画）

### 3. 災害対策基本法の概要

災害に関する法制は、災害対策基本法が災害に関する法令としてその目的をはじめとして国の責務、都道府県の責務、市町村の責務と続き、住民等の責務の記載があり、その後、災害予防から復旧活動にかけて総合的に規定されている。

目的には、「この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、**総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする**」と記載されている。つまり、以下のような構成になっているのである。



まず、「災害対策基本法」は、国土や国民の生命・身体のみでなく財産をも災害から守るための法であることが分かる。これは、被災後の生活も見据えて健康的な生活を行い得るよう定められていると思われる。

次に、災害対策に関して以下のような基本理念を定めている。

自国の自然的特性、社会経済情勢を踏まえて、災害の発生を想定して、災害発生時には被害の最小化を図り、迅速な回復を図ることや各公共機関の役割や相互の連携を確保し、住民自らの防災活動等も促進する。

その次には、確立すべき必要な体制に関して、第14条、第15条には、都道府県防災会議を置くことが定められており、都道府県知事を会長としてその他の委員をもって組織するとされている。

災害対策基本法の目的を達成する手段として「体制を確立し、責任の所在を明確にする」とあり、都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

上記のように、地方公共団体等の責務が記載されているが、本法には第7条に「住民等の責務」も規定されている。これは、災害時には、国や地方公共団体等のみでなく、国民、県民といった住民の責務も記載され、公助のみでなく住民も自主的に防災に対して寄与する責務があると考えられる。

災害対策基本法の目的を達成する手段として、「防災計画の作成」と記載があるが、福岡県地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、福岡県の地域に係る防災（災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興）対策に関し、福岡県・市町村・指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務及び業務について、総合的かつ計画的な大綱として福岡県防災会議が定めたものであり、県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と県民福祉の確保に万全を期することを目的としている。

(基本理念)

第二条の二

- 一 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組

織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。

四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

六 災害復旧及び災害からの復興に必要な準備をするともに、災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

#### （住民等の責務）

第7条 地方公共団体の区域内的の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

#### （都道府県防災会議の設置及び所掌事務）

第14条 都道府県に、都道府県防災会議を置く。

2 都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。  
二 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

三 前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。

四 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

<p>五 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</p> <p>(都道府県防災会議の組織)</p> <p>第15条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。</p> <p>2 会長は、当該都道府県の知事をもつて充てる。</p> <p>3 会長は、会務を総理する。</p> <p>4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員</p> <p>二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長</p> <p>三 当該都道府県の教育委員会の教育長</p> <p>四 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長</p> <p>五 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者</p> <p>六 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者</p> <p>七 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者</p> <p>八 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者</p> <p>6 都道府県防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。</p> <p>7 専門委員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、当該都道府県の知事が任命する。</p> <p>8 前各項に定めるもののほか、都道府県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の条例で定める。</p>	<p>(出所：災害対策基本法)</p>
--	---------------------

#### 4. 監査対象

##### (1) 監査対象の選定方法

福岡県総合計画（2022（令和4）年度→2026（令和8）年度）において、4つの基本方向のなかの1つに、「感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる」がうたわれている。そしてその基本方向のなかで、「災害からの復旧・復興、防災・減災、県土強靱化」が取組事項とされている。

上記の取組事項に対応する「災害からの復旧・復興、防災・減災、県土強靱化」にかかる令和6年度の当初予算の編成概要の中から、金額的重要性、事業内容等から、総務部（防災危機管理局防災企画課、防災危機管理局消防防災指導課）、人づくり・県民生活部（私学振興・青少年育成局私学振興課）、保健医療介護部（医療指導課）、福祉労働部（福祉総務課）、農林水産部（農村森林整備課）及び県土整備部（道路維持課、河川管理課、河川整備課、港湾課、砂防課）の以下の予算に関する業務を監査の対象とした。

##### 《令和6年度当初予算の編成概要 3. 感染症や災害に負けない強靱な社会をつくる》

担当課 (※監査対象には◎)	事項名	当初予算 (千円)
政策支援課 道路建設課	日田英彦山沿線地域振興費	349,134
社会活動推進課	多様な主体の協働による被災者支援体制機能強化費	3,745
私学振興課 ◎	私立学校耐震化促進費	351,582
健康増進課	医療施設近代化施設整備費補助金	474,911
医療指導課 ◎		
福祉総務課 ◎	災害福祉支援体制整備事業費	20,717
福祉総務課 ◎	被災者住宅再建支援費	33,000
福祉総務課 ◎	災害救助費	826,920
環境保全課	放射能測定体制強化費	141,011

担当課 (※監査対象には◎)	事項名	当初予算 (千円)
環境保全課	災害時大気環境観測体制強化費	12,080
廃棄物対策課	災害廃棄物処理体制整備費	249
農山漁村振興課	流域湛水減災対策費	175,646
園芸振興課		
農村森林整備課 ◎		
農山漁村振興課	農林災害対応体制強化事業費	40,536
農村森林整備課		
農村森林整備課 ◎	ため池等整備費	4,562,276
農村森林整備課 ◎	治山事業費	3,709,286
農村森林整備課 ◎	災害関連緊急治山等事業費	724,543
農村森林整備課 ◎	直轄治山事業負担金	418,167
農村森林整備課 ◎	耕地災害復旧事業費	5,217,022
農村森林整備課 ◎	農地災害復旧緊急支援費	24,477
企画課	ドローンとAIを活用した土木施設点検費	66,756
道路維持課 ◎	道路管理情報の一元化事業費	81,000
道路維持課 ◎	道路施設維持管理推進費	400,000
道路維持課 ◎	道路防災事業費	1,948,085
河川管理課	市町村洪水ハザードマップ充実支援費	4,389
河川管理課 ◎	河川改修費	8,600,087
河川整備課 ◎		
河川管理課 ◎	河川災害関連等事業費	11,739,878
河川整備課 ◎		

担当課 (※監査対象には◎)	事項名	当初予算 (千円)
河川管理課 ◎ 港湾課 ◎	土木災害復旧事業費	8,753,640
河川整備課 ◎	流域治水推進費	173,000
河川整備課 ◎	河川総合流域防災事業費	2,669,625
河川整備課 ◎	直轄河川事業費負担金	3,554,506
河川整備課 ◎	直轄河川災害復旧事業費	20,808
港湾課 ◎	海岸整備事業費	1,326,480
港湾課 ◎	港湾保安対策管理費	136,424
砂防課 ◎	砂防事業費	6,119,821
砂防課 ◎	砂防災害関連等事業費	681,180
砂防課 ◎	砂防総合流域防災事業費	808,767
都市計画課	都市計画基本方針等策定費	10,785
都市計画課	官民連携による公共空間の利活用費	15,000
都市計画課	盛土等規制区域指定調査費	11,800
都市計画課	盛土情報管理システム整備費	17,600
建築指導課	建築物地震対策事業費	14,932
建築指導課	民間施設ブロック塀安全対策費	14,600
住宅計画課	建築物耐震化促進費	43,137
住宅計画課	住宅被災者本再建支援費	2,200
防災企画課	地域防災計画強化費	1,328
防災企画課 ◎	原子力災害対策費	52,645

担当課 (※監査対象には◎)	事項名	当初予算 (千円)
防災企画課 ◎	原子力防災ネットワーク運営費	55, 219
防災企画課	災害対策本部強化費	1, 226
防災企画課 ◎	防災対策費	11, 994
防災企画課 ◎	防災情報発信強化費	22, 693
防災企画課 ◎	防災行政無線業務費	183, 230
防災企画課 ◎	みんなで備える地震対策費	60, 584
防災企画課 ◎	デジタルでまもる防災推進費	57, 135
防災企画課 ◎	消防へり応援体制強化費	90, 027
消防防災指導課	自主防災組織育成強化費	1, 032
消防防災指導課	個別避難計画作成促進費	2, 804
消防防災指導課	市町村受援計画改善促進費	2, 946
消防防災指導課	自主防災組織活性化事業費	4, 878
消防防災指導課 ◎	救急業務高度化推進費	17, 863
消防防災指導課	消防広域化推進費	124
消防防災指導課	消防団体加入促進事業費	1, 989
消防防災指導課	消防団加入促進強化費	11, 250
消防防災指導課 ◎	消防連絡調整費	137, 025
国際政策課	外国人地域防災力強化事業費	1, 878
健康増進課	災害派遣精神医療チーム整備費	5, 028
生活衛生課	ペット救援対策推進費	90
医療指導課 ◎	救急医療情報センター運営費	289, 644

担当課 (※監査対象には◎)	事項名	当初予算 (千円)
医療指導課	災害派遣医療チーム運営費	23,025
医療指導課 ◎ 薬務課	原子力災害医療対策費	59,415
薬務課	災害時緊急医薬品等備蓄事業費	1,308
薬務課	災害時の調剤支援事業費	314
警察本部	防災危機管理体制整備費	9,449
警察本部	原子力災害対策費	9,180
警察本部	災害対応力強化費	8,047

### 第3 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

#### 1) 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

当報告書では、「指摘事項」と「意見」とは、次のように定義している。

「指摘事項」現在の法令等（法律、条令、規則等）に照らして、合規制や正確性に大きな問題がある。または、それと同等の問題があると監査人が判断した事項。

「意見」経済性、効率性及び有効性等の観点から、監査の過程において、監査人が改善の提案として記載する事項。

## (1) 監査の結果及び意見の一覧

指摘事項及び意見の内容	指摘事項	意見
1. 私立学校耐震化促進費		
① 再度通知の実施や計画提出の要請等の検討について		○
② 個別面談の実施について		○
③ 小中学校、高等学校等に対する経営面も含めた深度ある対話の推進等について		○
2. 医療施設近代化施設整備費補助金		
① 福岡県共同利用施設整備事業費補助金の交付後のモニタリングについて		○
3. 災害福祉支援体制整備事業費		
4. 被災者住宅再建支援費		
5. 災害救助費		
① 備蓄物資の管理について		○
6. 流域治水減災対策費		
① 関係者一体の推進体制（協議体）の整備		○
② 低コストでの効果の見える化と理解促進		○
7. ため池等整備費		
① 端末利用方針の明確化		○
② 運用ルール・手続の整備		○
③ 職員への教育・周知の実施		○
8. 治山事業費		
① 中期計画の作成及び運用		○
9. 災害関連緊急治山等事業費		
10. 直轄治山事業負担金		
11. 耕地災害復旧事業費		
① デジタル化への提案		○
② ノウハウ蓄積共有、研修への展開		○
12. 農地災害復旧緊急支援費		
13. 道路管理情報の一元化事業費		
14. 道路施設維持管理費		
15. 道路防災事業費		
16. 河川改修費		
① 河川整備基本方針の作成について		○
② 押印と日付の記載漏れについて		○

③	工事打合せ簿の確認について			○
④	落札者提出書類の確認について			○
⑤	県産資材の不使用理由について			○
17.	河川災害関連等事業費			
①	委託先における保有個人情報取扱状況チェックリストについて			○
18.	土木災害復旧事業費			
①	特記仕様書の作成について		○	
19.	流域治水推進費			
20.	河川総合流域防災事業費			
①	後関の取扱いについて			○
21.	直轄河川事業負担金			
22.	直轄河川災害復旧事業費			
23.	海岸整備事業費			
24.	港湾保安対策管理費			
25.	砂防事業費			
①	文書の記載方法について			○
②	文書の記載方法について			○
③	文書の修正方法と記載方法について			○
④	文書の修正方法と記載方法について			○
⑤	委託先に対する個人情報取扱状況の確認について			○
⑥	不十分な内容の文書が承認されていることについて			○
26.	砂防災害関連等事業費			
①	文書の記載内容の修正方法について			○
②	保有個人情報取扱状況チェックリストについて			○
27.	砂防総合流域防災事業費			
28.	原子力災害対策費			
29.	原子力防災ネットワーク運営費			
30.	防災対策費			
31.	防災情報発信強化費			
32.	防災行政無線事業費			
33.	みんなで備える地震対策費			
34.	デジタルでまもる防災推進費			
35.	消防へり応援体制強化費			
①	防災消防へりについて			○

36. 救急業務高度化推進費			
37. 消防連絡調整費			
① 消防学校の給食業務の契約について			○
38. 救急医療情報センター運営費			
① 随意契約に係る業務の再委託に関する検討及び再委託の承認に関する決裁スケジュールについて			○
39. 原子力災害医療対策費			
① 資機材の運用及び管理について			○
② 決裁スケジュールについて			○
40. 福岡県備蓄基本計画			
① 情報の共有について			○

2) (総論) 各事業に共通して提出すべき意見等はなかった。

3) (各論) 監査の結果及び意見

1. 事項名) 私立学校耐震化促進費

(1) 事業の概要について

所管部署	私学振興課
事業の概要	学校法人が行う学校施設の耐震改修及び改築工事費用について国庫補助額に上乗せして補助を行う。

ア. 事業内容

- ・ 学校法人が行う校舎、体育館、寄宿舎等（国の補助制度の対象施設）の耐震改修・改築工事に要する経費について、国庫補助額に県費を上乗せして補助する。

- ・ 補助率：国が補助対象とした経費の6分の1以内。

- ・ 事業年数：令和6年度の1年間。

本事業は、国庫補助と一体となった財政支援を通じて、耐震化が遅れている私立学校施設の改修を後押しする役割を担っている。

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	決算額	当初予算	主な内容
289,545	640,727	351,532	48,567	・ 高等学校3校(3法人)、幼稚園1園(1法人)に対し、補助を実施。

(2) 事業の内容

1) 私立学校施設の耐震化の現状と全国における位置付け

①全体状況 (幼・小・中・義務・高・中等・特別支援)

文部科学省の「私立学校施設の耐震改修状況等調査」(令和6年4月1日現在)によると、福岡県内の私立学校施設は全840棟のうち754棟が耐震性ありとされ、耐震化率は89.8%で全国37位にとどまっている。同調査では、全国平均の耐震化率は93.6%と

されており、福岡県は全国平均を下回っている状況にある。なお、福岡県における耐震性が無い又は耐震診断未実施の棟数は86棟であり、そのうち耐震化完了や取壊し等の予定が示されていない棟が65棟と多くを占めている。

## ②幼稚園

幼稚園については、全398棟のうち351棟が耐震性あり、耐震化率は88.2%（全国33位）である。一方で、耐震性が無い又は耐震診断未実施の棟数は47棟（38法人）であり、件数は神奈川県（55棟）、千葉県（49棟）に次いで全国3番目に多い。

## ③小・中・義務・高・中等・特別支援学校

小・中・高等学校等については、全442棟のうち403棟が耐震性あり、耐震化率は91.2%（全国35位）である。

しかし、耐震性が無い又は耐震診断未実施の棟数は39棟であり、その数は北海道（60棟）に次いで岡山県と並び全国で2番目に多い。

## 2) 県のこれまでの取組状況

### ①幼稚園に対する取組

幼稚園においては、実地検査や「私立学校施設整備費補助金」の募集案内等の機会を通じて、耐震性の重要性を周知するとともに、補助金の活用を個々の園に促し、耐震化の推進を依頼している。

※幼稚園では、経常費補助金の審査を書面審査で対応しており、各園との個別の面談の機会は概ね実地検査時に限られている。また、園数は365園と非常に多い一方、担当職員数が限られていることから、未対応園に対する個別面談等は実施していない。

### ②小・中・高等学校等に対する取組

小中高等学校係においては、学校に対して交付する経常費補助金について、その審査が複雑であり、且つ、内容も多岐に渡ることから、原則として、県庁舎において対面で審査を実施しており、その際に合わせて耐震診断未実施校に対して、確認を行っている。なお、県内の小中高等学校数は99校である。ヒアリングでは、取壊しや代替施設の検討、施設統合の検討状況等について各学校法人から回答を得ているほか、経営状況についても一部学校に対して確認している。

また、資金面での課題がある学校に対しては、今後もヒアリングを継続し、法人内での耐震化計画の策定を早急に進めるよう依頼するとともに、補助金の活用を促していく方針が示されている。

### ③事業実績の推移

法人の耐震化計画に基づく将来推計では、福岡県の私立学校施設の耐震化率は、令和6年度末には90.1%、令和8年度末には91.6%へと上昇する見込みとされているが、全国平均（令和8年度末94.8%）との乖離は残ると見込まれている。

#### 3) 監査において把握された課題

##### ①耐震施設数について

前述のとおり、福岡県は、耐震性がない又は診断未実施の棟数が多く、全国的な水準へのギャップアップの課題がある。

##### ②個別園・学校との対話の必要性

###### i) 幼稚園

幼稚園については、実地検査や補助金説明の場での周知は行われているものの、未耐震の園に対する個別面談や継続的なフォローアップは実施されていない。

そのため、耐震化を進めるための課題（園児数の動向、法人全体の経営状況、借入余力など）を確認・共有化し、共に耐震化について考える機会が限られる。

###### ii) 小中高等学校等

小中高等学校等については、経常費補助金の審査に伴う対面の場合を活用してヒアリングが実施されているものの、資金不足の具体的内容にまで踏み込んだ対話が十分でない事例が見られる。このことから、耐震化を阻害している要因（将来投資計画、借入制約、他施設整備との優先順位等）を踏まえた対話が十分とはいえない状況がうかがえる。

##### ③他道府県の先進事例の把握・活用

文部科学省調査では、様々な取組が紹介されており、また、各都道府県の取組も具体的にホームページ等で公表されており、これらの情報を十分活用し参考にする必要がある。

#### ④人的体制の課題

県の担当職員数が限られることもあり、個別面談や詳細なフォローアップが困難であるのが実情と認識されている。

#### 4) 私立学校耐震化促進費の活用に関する論点

私立学校耐震化促進費は、国庫補助に対する上乗せ補助として位置付けられており、耐震化に取り組む学校法人にとっては重要な財政支援である。他方で、

- ・ 県としては起債を活用しているものの、県単独補助率の更なる引上げ等、財政負担の増加には限界があるとの認識が示されている。
- ・ 補助制度の存在を知らながらも、資金繰りや学校運営方針の検討に時間を要し、耐震化に踏み出せない学校も存在する。

このことから、耐震化促進費の効果を最大化するためには、単に補助制度を用意するだけでなく、個々の学校法人の課題に応じた計画策定支援や情報提供を行うとともに、他県の好事例を本県の実情を踏まえて検討し取組みが必要であると考える。

#### (3) 監査の結果及び意見

災害時の園児児童生徒の安全確保や地域の防災力向上のためにも、全国に比べ耐震化が遅れている現状を踏まえ、私立学校施設の耐震化の一層の推進に向けた以下のような取組が必要と考える。

##### 1) 幼稚園

#### ① 再度通知の実施や計画提出の要請等の検討【監査意見1】

文部科学省の調査結果公表後、各学校法人へ耐震化の早期実施に努めるよう再度通知を行う取組や耐震化未実施の法人に計画の提出を求める取組などの他都道府県の好事例を参考に、福岡県においても再度通知の実施や計画提出の要請を検討すること。

#### ② 個別面談の実施【監査意見2】

人的体制の課題も踏まえつつ、可能な限り、未耐震又は診断未実施の47棟(38法人)について、園児数や建築年数などを踏まえ、優先度の高い園から順に個別面談を行うことを検討すること。例えば、オンライン面談の実施なども考えられる。

- 2) 小・中・高等学校等に対する経営面も含めた深度ある対話の推進等

【監査意見3】

経常費補助金審査時のヒアリングを、耐震化促進の機会として活用し、耐震化が進まない要因を財務状況（資金不足の要因を含む）、生徒数の推移、学校運営方針等から構造的に把握した上で、学校と深度ある対話を行うことが必要と考える。あわせて、長期的な施設整備計画における耐震化の位置付けを共有し、今後の実施計画の策定・提出を求める運用について検討することが望まれる。

県においては、以上の点を踏まえ、個別園・学校との対話及び計画的なフォローアップを一層充実させるなどにより、私立学校施設の耐震化の推進に努めていただきたい。

## 2. 事項名) 医療施設近代化施設整備費補助金

(1) 事業の概要について

所管部署	医療指導課
事業の概要	施設整備、設備整備等に要する経費に充てるために交付する補助金であり、もって、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の養成立の充実度を図る。

ア. 事業内容

### 【地球温暖化対策施設整備事業】

・地球温暖化対策に資する医療施設の整備を補助し、病院等における地球温暖化対策の取組みを推進する。

(対象経費) 地球温暖化対策に資する医療施設の整備に必要な工事費又は工事請負費

### 【医療施設等耐震整備事業】

・医療施設等の耐震化又は補強等を行うことにより、地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図る。

(対象経費) 医療施設等耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費

### 【共同利用施設整備事業】

・地域医療支援病院における共同利用部門の体制を整備し、共同利用施設として地域の医療機関相互の密接な連携と機能分担の促進、医療資源の効率的活用を図り、もって地域の医療水準の向上に資する。

(対象経費) 共同利用施設又は地域医療支援病院の共同部門として必要な新築、増改築に要する工事費又は工事請負費

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	決算額	当初予算	決算額
185,050	394,927	185,385	106,424	主な内容 ・医療施設等耐震整備事業 ・地球温暖化対策施設整備事業 ・共同利用施設整備事業

※監査対象所属のみの記載であるため、令和6年度当初予算の編成概要に記載の金額と異なる。

## (2) 監査の結果及び意見

## 福岡県共同利用施設整備事業補助金の交付後のモニタリングについて【監査意見4】

## (交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(5)事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、福岡県補助金等交付規則第20条の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

## (実績報告)

12 補助事業者は、様式第3号による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して一月を経過した日(7の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して一月を経過した日)又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

## (補助金の返還)

13 知事は、補助事業者が7に定める交付の条件に違反した場合には、期限を定めて、この補助金の全部又は一部について県に返還をすることを命ずるものとする。

(出所：福岡県共同利用施設整備事業補助金交付要綱)

## (財産の処分の制限)

第二十条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、知事の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、第五条第二項の規定による条件に基づき、補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 一 不動産及びその従物
- 二 機械、重要な器具その他重要な資産で知事が定めるもの及びその従物

(出所：福岡県補助金等交付規則)

上記のように「福岡県共同利用施設整備事業補助金交付要綱」及び「福岡県補助金等交付規則」では規定されているが、補助金交付後のモニタリングは事業完了時の実績報告のみであり、それ以降のモニタリングについては要綱に規定されておらず、実績報告後の使用状況の確認までは行われていない状況である。

当該補助金は、地域医療の確保や医療機関間の機能分化・連携を推進するため、地域の医療機関が共同で利用する施設設備の整備に補助を行うものであるため、たとえば年数の経過に伴って共有の趣旨が薄れ、設置病院により占有的に使用されるといった状況を招かないように、一定期間は使用状況のモニタリングが必要である。

3. 事項名) 災害福祉支援体制整備事業費

(1) 事業の概要について

所管部署	福祉総務課
事業の概要	災害時の福祉支援の中核となる(社福)福岡県社会福祉協議会に災害福祉支援センターを設置し、当該センターによる災害派遣福祉チームの組成・育成を支援することで、要配慮者への的確な支援を行う。

ア. 事業内容

- ・連携及び体制機能の強化  
関係団体による災害福祉支援ネットワーク会議を開催する。  
災害時の派遣体制について協議を行い、団体間の連携体制を強化することにより、本県の災害体制向上を図る。  
厚生労働省が毎年開催している「災害福祉広域支援ネットワーク構築セミナー」へ参加することにより、団体間の連携強化の方法について検討する。  
各団体の派遣リスト登録者を対象とした研修会を年2回開催する。  
災害福祉支援コーディネーター(仮)を設置し、災害時医療チームとの連携を図る。

- ・派遣体制の整備

福祉避難所等における人材確保対策として、災害時に専門人材の派遣を行うための仕組みを構築する(下記表の各団体の専門人材を派遣)。

災害発生時に専門人材を派遣する際、派遣先での事故等に備え、派遣者を対象に傷害保険に加入するための保険料を負担する。

毎年、年度当初に加入し、災害発生時に迅速に派遣できる体制としておく。

当保険は、想定した人数以下の利用の場合、保険を利用しなかった人数分の保険料は返金となる仕組みとする(保険利用0人の場合、事務手数料の支払いのみ)。

派遣人数が想定を超過した場合は、補正予算により対応する。

災害発生に伴い、実際に人材派遣を行った際に必要となる日当、交通費等について、必要な場合は、災害発生後に補正予算により対応する。

(表：各専門団体)

施設団体 (11 団体)	職能団体 (9 団体)	その他 (2 団体)
福岡県乳児院協議会	福岡県介護支援専門員協会	福岡県社会福祉協議会
福岡県児童養護施設協議会	福岡県介護福祉士会	福岡県
福岡県母子生活支援施設協議会等 (他 8 団体)	福岡県言語聴覚士会等 (他 6 団体)	

・地域協働型災害ボランティアセンター（以下、「VC」という。）運営体制の構築  
 県社協が実施する平時の研修・訓練、応援職員派遣団体の開拓、及び災害時の災害  
 VC運営支援に対して助成を行う。  
 ・被災者見守り・相談支援の実施  
 見守り・相談支援実施の手引き作成や市町村に対して見守り・相談支援研修を実施  
 する。

イ. 予算の推移及び決算額 (単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	決算額	当初予算	決算額
12,080	14,463	17,978	20,717	主な内容 ・DWATの体制整備 ・市町村災害ボランティア センターの運営支援 ・被災者見守り・相談支援 の実施

(2) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒア  
 リング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項  
 はなかった。

4. 事項名) 被災者住宅再建支援費

(1) 事業の概要について

所管部署	福祉総務課
事業の概要	災害により被害を受けた県民に対し、早期の生活再建を図り、被災地の早期復興を後押しするため、金銭的な救済等を行う。

ア. 事業内容

県内において被災者生活再建支援法が適用された災害により、住居が被災し、県内で住宅再建するために金融機関等から融資を受けた者に対し、利子相当額を支援する。

イ. 予算の推移及び決算額 (単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	決算額	当初予算	決算額
36,000	33,000	33,000	6,000	・被災者住宅再建支援事業 補助金の交付

(2) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

## 5. 事項名) 災害救助費

(1) 事業の概要について

所管部署	福祉総務課
事業の概要	災害により被害を受けた県民に対し、金銭的な救済等を行う。

## ア. 事業内容

- ・災害救助法に基づく救助に係る費用の救済を行う。  
(過年度災害対応分) 賃貸型応急住宅の供与  
(令和6年度発生 of 災害対応分) ①応急仮設住宅の供与、②物資の購入等

## イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	決算額	当初予算	決算額
831,918	825,050	826,920	62,937	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年7月7日からの大雨災害及び令和6年台風第10号の被災者に対する賃貸型応急住宅の供与等</li> <li>・令和6年能登半島地震の求償経費</li> </ul>

## (2) 監査の結果及び意見

## ①備蓄物資の管理について【監査意見5】

備蓄物資について、県本庁舎、消防学校、各地区の総合庁舎に備え置いている。令和3年度の行政監査の結果に記載されていた「各備蓄拠点の品目ごとに、その受払いがわかる台帳を作成されたい」に対して「備蓄品ごとに台帳を作成し、各備蓄品の受払を明記することとした」と措置が実施されている。

当該備蓄物資について、確認を行ったところ、備蓄品目ごとに備蓄物資台帳にて管理を行い、定期的な棚卸は実施されていた。しかし、棚卸に関する報告書がないため、実施日、実施者が確認できなかった。備蓄物資については、使用可否の判断を含め定期的な棚卸を行い、実施日及び実施者を記載した報告書を作成すべきである。

6. 事項名) 流域治水減災対策費

(1) 事業の概要について

所管部署	農村森林整備課
事業の概要	下記参照

ア. 事業内容

下記参照
------

イ. 予算の推移及び決算額 (単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度	
		当初予算	決算額
90,000	135,000	113,363	112,917

※監査対象所属のみの記載であるため、令和6年度当初予算の編成概要に記載の金額と異なる。

(2) 事業の内容

1) 流域治水減災対策の取組

① 流域治水の推進

平成29年7月九州北部豪雨をはじめ、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨など、近年、全国各地において激甚な水災害が頻発しており、さらに、今後、気候変動による降雨量の増大や水災害の激甚化・頻発化が予測される。このような水災害リスクの増大に備えるため、福岡県ではこれまでの河川整備に加え、流域内のあらゆる関係者と一体となって、流域全体で水災害を軽減させる「流域治水」を推進している。

② 流域治水プロジェクト

これまでの河川整備に加え、あらゆる関係者が重点的に実施する治水対策（1）氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、（2）被害対象を減少させるための対策、（3）被害の軽減、早期復旧・復興のための対策）の全体像をとりまとめた「流域治水プロジェクト」を公表。

「流域治水プロジェクト」は、様々な対策とその実施主体を「見える化」した【位置図】、対策の実施時期を示した【ロードマップ】等で構成している。なお、ロードマップの工程において、短期は概ね5年、中期は概ね10～15年、中長期は概ね20年～30年を目標としている。

流域治水プロジェクトを支援する事業の一つとして、「農地治水対策事業費」が予算化されており、事業の概要は以下のとおりである。

## 2) 農地湛水対策事業費

## (事業の目的)

大雨時における内水による施設園芸作物を中心とした湛水被害を解消するための、効果的な対策として事業計画を策定した上で、施設等の整備を実施する。  
また、県下全域における「田んぼダム」や、基幹的水利施設が「平地ダム」として機能している地域における「先行排水」を実施するための取組みを推進するとともに、必要な施設整備を実施する。

## (事業の概要)

区分	事業主体	事業内容
流域湛水減災対策	県・市町村等	大刀洗川、陣屋川、山ノ井川、飯江川及び大根川、桂川流域の内水による農地湛水の解消のための対策を実施する。 (1)事業計画策定業務 湛水解消に向けた事業計画策定等を実施する。 (2)対策工事 (1)の事業計画策定に基づく対策工事を実施する。
先行排水広域化推進	県・市町村等	筑後川下流域において先行排水を広域的に推進するとともに、先行排水の推進に必要な施設整備を実施する。 (1)事業計画策定業務 先行排水の広域的な推進に向けた事業計画策定等を実施する。 (2)対策工事 (1)の事業計画策定に基づく対策工事を実施する。
田んぼダム導入支援	市町村等	田んぼダムの導入に必要な施設整備の経費について、県が支援する。 (1)通常型 地区の50%以上で田んぼダムを実施するために必要な施設整備を支援するもの。 (国事業活用地区) (2)小規模型 地区の25%以上で田んぼダムを実施するために必要な施設整備を支援するもの。

本事業の主な取組について、以下に示す。

## ① 流域湛水減災対策の取組

令和6年度においては、流域治水プロジェクトの一環として、大刀洗川・陣屋川流域地区における降雨シミュレーション※の結果に基づく基本計画・経済効果算定等を踏まえ、排水機場整備のための実施設計、山ノ井川流域地区・飯江川・大根川流域地区における降雨シミュレーションの結果に基づく基本計画策定・経済効果算定が行われている。

※降雨シミュレーション…地域の地形や降雨の状況を考慮して、想定される降雨によって浸水が発生する場所、深さ、時間を予測するもの。

② 田んぼダム導入支援の取組

田んぼダムとは、水田に雨水を通常の管理水位以上に一時貯留することにより、水路・河川への流出を抑制し、下流域の急激な水位上昇を緩和する取組である。下流域の浸水被害の低減に資することから、流域治水の観点で、排水機場等のハード対策を補完するソフト対策として位置付けられる。

本事業は令和5年度に創設され、初年度は豪雨災害を契機に意欲が高まった農業法人について、普及指導センターから紹介を受け、直接訪問して事業内容の説明を行った。令和6年度は、市町村担当者が参集する会議において事業説明を行い、市町村を通じた周知を図るなど、田んぼダムの普及に取り組んでいる。しかし、令和6年度は予算36,363千円（小規模型34,285千円、通常型2,078千円）に対し、実績433千円に留まっている。

この理由として、田んぼダムは、効果の受益が下流域に現れやすい一方で、上流域の実施主体（農家・農業法人等）にとっては直接的な便益が見えにくい性質を有する。このため、導入には農家の理解と協力が不可欠である。加えて、専用の堰板設置や、増水時の水位に耐え得る畦畔の整備等が必要となり、地元負担や維持管理負担が生じ得る。農業生産法人への事業推進を図るに当たり、「高齢化が進んでおり新たな取組を行える組織ではないため断りたい」「管理費への支援があれば取り組みやすい」との声もある。

本県は園芸農業が盛んであり、田んぼの中にもハウスが点在している。田んぼダムの効果を発揮させるためには、まとまった地域での取組が必要であるが、園芸農業との兼ね合いから、実施に適した地域に限られるため、可能な範囲で農家の賛同を得て実施できるソフト対策として田んぼダムの導入を図ることは合理性がある。県は引き続き、市町村と連携しつつ、過去に浸水被害を受けた地域等を中心に、導入効果、支援制度、先行事例の紹介等を通じて、更なる導入を働きかけ、田んぼダムを活用した流域治水の取組を推進する方針としている。

(3) 監査の結果及び意見

① 田んぼダムの事業促進について

本事業は令和5年度から開始した施策であるが、令和6年度の執行は予算に対して実績が低水準に留まっている。田んぼダムは、排水機場等のハード対策を補完するソフト対策として、比較的安価に着手し得る可能性があり、下流域の浸水被害低減という公共的利益が期待できる。また、多数の農家、市町村、県、関係団体が協働することで、災害リスクや水管理に関する認識共有が進み、地域一体となった災害対応にもつながり得る点で意義があると考ええる。

一方で、上流域の実施主体にとって直接的な便益が見えにくいこと、堰板・畦畔等の整備や維持管理、降雨時対応の作業負担、収量・品質への影響懸念等が導入障壁となり得ることから、現状の周知・協力依頼のみでは、実施主体の納得感が十分に形成されない可能性がある。したがって県は、単なる「協力依頼」にとどまらず、「自分たちの圃場管理や地域の安全にどう役立つのか」を農家が具体的にイメージできるよう、導入障壁の低減と便益の可視化に重点を置いた普及手法へ転換することが望まれる。具体的には、次の取組を検討することが望まれる。

#### 1. 関係者一体の推進体制（協議体）の整備【監査意見6】

田んぼダムは、複数の農家・関係機関の協力のもとで効果が発現する取組であることから、関係者が継続的に情報を共有し、課題を整理・改善していく体制づくりが重要である。他県の事例として、農家・県・市町村等で構成する協議体を設け、田んぼダムの推進に係る情報共有や課題検討を継続的に行う取組は有効と考えられる。個別訪問や単発の説明会に依存するのではなく、地域一体となって災害対応に継続的に取り組む仕組みを構築することが望ましい。

#### 2. 低コストでの効果の見える化と理解促進【監査意見7】

田んぼダムを推進するに当たっては、取組が具体的にどのような地域防災に貢献し得るのかを分かりやすく示し、関係者の納得感を高めることが不可欠である。そのため、効果の見える化（効果測定）は重要な要素となる。ただし、効果測定に過度な費用を要する手法を前提とするのではなく、国が無料で提供する試算ツール（例：水田流出の簡易計算ツール等）を活用し、重点地区の代表的な条件に基づいて「田んぼダム有／無」の比較（流出量や水深の推移等）を簡便に提示するなど、低コストで実施可能な方法を採用することが現実的である。

併せて、国が提供する「田んぼダムの手引き」を共通教材として活用し、先行事例や留意点（作業負担、収量・品質への影響、設備維持管理等）を関係者間で共有することも有効である。さらに、解説動画・実験動画等をホームページ等で公開し、仕組みを分かりやすく周知している他県の取組も参考になる。

以上を踏まえ、協議体を通じた継続的な合意形成及び運用改善を推進の基盤とし、国の無料ツールや「田んぼダムの手引き」等を活用した低コスト効果の見える化により、実施主体の理解促進に資する説明材料を整備した上で、得られた知見を横展開することにより、田んぼダム事業の促進を図ることが望まれる。

7. 事項名) ため池等整備費

(1) 事業の概要について

所管部署	農村森林整備課
事業の概要	下記参照

ア. 事業内容

下記参照
------

イ. 予算の推移及び決算額 (単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	当予算	決算額	主な内容
3,840,008	4,100,247	4,562,276	2,937,804	・地震・集中豪雨等による 災害を未然に防止するた めのため池・用排水路・ 井堰等の農業用水利施設 を改修

(2) 事業の内容  
ため池等整備費

1) 福岡県地域防災計画におけるため池対策方針

福岡県地域防災計画において、ため池対策として、以下の方針等が策定されている。

① ため池施設整備の実施方針

ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、堤体、余水吐、樋管等の整備を必要とするため池について、市町村等からの申請に基づき、県営ため池等整備事業、団体営ため池等整備事業等で、整備を推進する。

また、緊急を要するものについては適切な措置を講ずる。特に、防災重点農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(以下「法」という)」第5条の規定に基づき、防災工事等推進計画を策定・公表しており、本計画に基づいて防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図る。

※防災重点農業用ため池：決壊による水害その他の災害により周辺区域の住宅等に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池

② 安全対策の指導及び防災情報連絡体制の整備

県は、ため池の管理者である市町村及び水利組合等と連携してため池を調査し安全対策の指導及び防災情報連絡体制の整備を図る。

市町村は、ため池に関するハザードマップの作成にあたっては、ワークショップを開催するなど十分に地域と連携するとともに、作成後においては、説明会や防災学習などの場などを通じて継続的な住民への分かりやすい周知に努める。

## 2) 福岡県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

福岡県地域防災計画に記載のある「防災工事等推進計画」について、「福岡県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」を定め、防災工事等の推進に関する基本的な方針として、以下が掲げられている。

### ①防災工事等の推進に関する基本的な方針

#### i) 福岡県における農業用ため池の概要

県内には、農業用ため池が 4,738 箇所存在し、その内、「法」第4条に基づき、県が指定した防災重点農業用ため池は 3,469 箇所である。しかし、その多くの防災重点農業用ため池が造成時からの改修歴がなく、堤体、洪水吐、取水施設等の老朽化が進んでおり、また地震や豪雨に対する耐性の有無が不明である。このことから、ため池の決壊による被災を未然に防止するため、以下の方針に基づき、法の有効期間内に、ため池の防災減災対策を推進する。

#### ・劣化状況評価

劣化状況評価については、改修歴があり必要な地震・豪雨耐性を有する、又は廃止工事を実施するため池を除き、法の有効期間内に全ての防災重点農業用ため池に対し、評価を実施する。

#### ・地震・豪雨耐性評価

地震・豪雨耐性評価については、改修歴があり必要な地震・豪雨耐性を有する、又はこれまででの評価によって必要な地震・豪雨耐性を有することが明らかならため池を除き、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針（以下、「指針」）に示す実施要件に該当するため池に対し、評価を実施する。なお、実施要件に該当しないため池についても劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたため池については、地震・豪雨耐性評価を併せて実施する。

#### ・防災工事

上記のため池に対する評価（法の有効期間以前に実施した評価を含む）の結果、防災工事が必要であると判断されたため池については、防災工事の優先順位を明らかにした上で、防災工事を集中的かつ計画的に推進する。優先順位は、決壊した場合の下流への影響度（ため池貯水量と浸水区域の家屋や公共施設等との距離に応じた影響の大きさ）及び浸水区域内に存する公共施設の重要度、劣化の程度、地震・豪雨に対する耐性の有無、又は地域の事情（地域の推進体制が整っている等）を踏まえて決定する。

また、防災工事等を計画的に実施するため、県・市町村等の役割分担（事業主体）を明確にする。

- ・管理対策

防災工事までに一定の期間を要する防災重点農業用ため池においては、応急的な防災工事の実施及び管理・監視体制の強化を図り、ソフト対策を実施することで、緊急時の避難行動につなげる。

### 3) 福岡県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画の現状について

「法」の有効期限が現時点で令和12年度までとされているため、計画的に事業が推進されている。

「劣化状況評価」については、国の担当者会議等で、令和10年度末までに完了するよう指導を受けていることから、当初計画よりも順調に進んでいる。

また、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であるものの、変状等が認められ経過観察が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、福岡県ため池管理保全支援センターや市町村等で経過観察を行っている。定期（日常）点検については、地震や豪雨等により防災重点農業用ため池の劣化が進行する等の不測の事態が生じるおそれがあることから、防災工事が完了したのものも含め、防災重点農業用ため池については、管理者が行う定期的な点検（日常点検）により、決壊の危険性を早期に把握するようにしている。

「地震・豪雨耐性評価」については、1箇所あたりの作業期間がかかる（ボーリング調査）ことや営農計画により落水ができない等、地元調整に時間を要している。ただし、重要度が高いため池に関して、令和12年までに完了するよう計画している。

「防災工事」については、「法」の有効期間内を前期及び後期に区分し、ため池が決壊した場合の影響度等による優先順位を「福岡県防災重点農業用ため池総合判定指標」として取り纏め、福岡県、各農林事務所、市町村と情報共有を図り、計画的に防災工事を実施する方針にしている。地元との合意形成がはかれているため池に関しては、防災工事を実施し、すぐに対応ができないため池に関しては、ソフト対策（ハザードマップ作成や低水管理等）を実施するなどにより対応している。総合的なリスクが相対的に高いにも関わらず、ハザードマップが未作成の箇所も一部あるが、ワークショップの開催等で、地元調整が整わないこと等が原因と考えられる。未作成期間中の各市町村の代替的な取組み、今後の予定などについても、リスクの程度も踏まえ各市町村との情報共有、対話を図り、適切に事業管理を行うことに留意されている。

また、ため池数が多いなか、各市町村でも「予算不足」、「技術職員不足等」の課題があり、防災工事の実施が思うように進まない場合があるが、特に技術者不足等については県への期待も大きいと思われ、引き続き可能な支援を継続し、強化することが望ましい。

4) 安全対策の指導及び防災情報連絡体制の整備の現状について  
福岡県地域防災計画にある「安全対策の指導及び防災情報連絡体制の整備」の具体的な取組は以下の通り。

①安全対策の指導：令和元年7月に「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定され、ため池の適正管理を進めていくなかで、福岡県ため池管理保全支援センター業務を福岡県土地改良事業団体連合会へ委託し、本業務のなかで、市町村やため池管理者等に向けて、研修会を実施している。

②防災情報連絡体制：防災情報連絡体制表を農林事務所毎に作成。また、国のため池防災支援システムで、大雨特別警報時等の農業用ため池緊急点検を国の要領に基づき、ため池の被害報告を実施している。また、同システムと連動している「ため池管理アプリ」の利用者について、登録者管理を行っている。

以上の計画を達成するために、令和6年度予算において、ため池等整備費として、「災害に強いため池等整備事業費」、「県営ため池等整備事業費」、「団体営ため池等整備事業費」が計上されている。各事業の目的、概要は以下の通り。

1) 災害に強いため池等整備事業費  
(事業の目的)

ため池が被災すると、農業用水の確保が困難となるうえ、下流の家屋等にも被害を及ぼすため、工期延長や着工凍結は許されない。このため、ため池等改修が計画どおり進むように県単事業を構築し、国庫削減の影響を受けない計画的な防災対策を図り、ため池等の災害発生を防止する。

(事業の概要)

県営事業として国の採択基準を満たす規模で、決壊の恐れのあるため池等の改修事業を実施する。

区分	事業主体	事業内容
ため池等整備工事	県	<p>農業用ため池等の改修又は廃止 【R6 実施地区数:14】</p> <p>(1) 受益面積:10ha 以上 総事業費:800 万円以上 負担割合:県 80% (85) 市町村・地元 20% (15) ( ) 書きは中山間地域等</p> <p>(2) 農山漁村地域整備交付金実施要綱第 3 に定める農山漁村地域整備計画を策定している地区であって、農山漁村地域整備交付金実施要領に定める農地防災事業及び農地の改良又は保全事業に該当するもの 負担割合:県 75%、市町村 25%</p>

<p>農業用河川 工作物応急 対策事業</p>	<p>県</p>	<p>国及び県が管理する河川区域内に設置してある農業用河川工作物のうち、前後一連の区間に對して、治水機能が劣っている工作物の改修及び陸止 【R6 実施地区数：1】 総事業費：800 万円以上 負担割合：県 92% 市町村・地元 8%</p>
<p>クレーク防 災機能保全 対策事業</p>	<p>県</p>	<p>湛水被害及び水路機能障害が発生する恐れのある農業用排水路(クレーク)の整備 【 R6 実施地区数:0】 ①受益面積：概ね 20ha 以上 ②湛水被害及び水路機能障害が発生しているか又は発生する恐れのあるもの 負担割合：県 95% (90)・市町村 5% (10) ( ) 書きは小規模・受益面積 20ha 以上 100ha 未満</p>
<p>農業用排水 路整備事 業</p>	<p>県</p>	<p>湛水被害及び水路機能障害が発生する恐れのある農業用排水路等の整備 【 R6 実施地区数:12】 農山漁村地域整備交付金実施要綱第 3 に定める農山漁村地域整備計画を策定している地区であつて、農山漁村地域整備交付金実施要領に定める農業用排水施設整備事業及び農業集落排水施設整備事業に該当するもの 負担割合：県 75%、市町村 25%</p>
<p>湛水防除事 業</p>	<p>県</p>	<p>既存施設の立地条件の変化や機能低下により湛水被害が生じる恐れのある地域で、予想される被害を未然に防止するため、排水機、樋門、排水路の新設又は改修更新 【R6 実施地区数:0】 ①受益面積：30ha 以上、事業費：50, 000 千円以上 ②排水改良事業実施後においてその耐用年数内での立地条件の変化により著しく排水不良となった地域。 ③受益戸数中農家戸数以外の戸数が占める割合又は受益面積中農地以外の土地の面積が占める割合が 5 分の 1 以上である地域。 ④地盤沈下等により著しく排水不良となった地域。 負担割合：県 95% (90)、市町村 5% (10) ( ) 書きは小規模、受益面積 400ha 未満</p>
<p>農業水利施 設保全対策</p>	<p>県</p>	<p>国営又は県営土地改良事業により造成された農業水利施設の老朽化による機能低下停止に對する補修・更新【 R6 実施地区</p>

事業		数:12】 ①県の基幹的農業水利施設の機能不全に関する実施方針の対象施設であること ②対象施設の機能保全計画に基づく対策工事である又は、対象施設の突発的事故に対する緊急補修工事であること 負担割合:県 75% (80), 市町村 25% (20) ( ) 書きは中山間地域等
海岸堤防等 老朽化対策 事業	県	海岸保全区域内の海岸保全施設において、機能低下した施設の対策工事又は、緊急補修工事を行う事業【R6 実施地区数:3】 ①海岸保全区域内の海岸保全施設であること。 ②対象施設の機能保全計画に基づく対策工事である又は、対象施設の突発的事故に対する緊急補修工事であること 負担割合: 県 100%
現場技術業務 事業	県	災害の発生等により工事の適正な執行が困難であると認められる場合における工事等の現地確認や検測等の補助的業務 【R6 実施地区数:0】 負担割合: 県 100%

## 2) 県営ため池等整備事業費

(事業の目的)

ため池・用排水路・井堰等の農業用水利施設を改修することにより、地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の総合的な防災・減災対策の推進を目的とする。

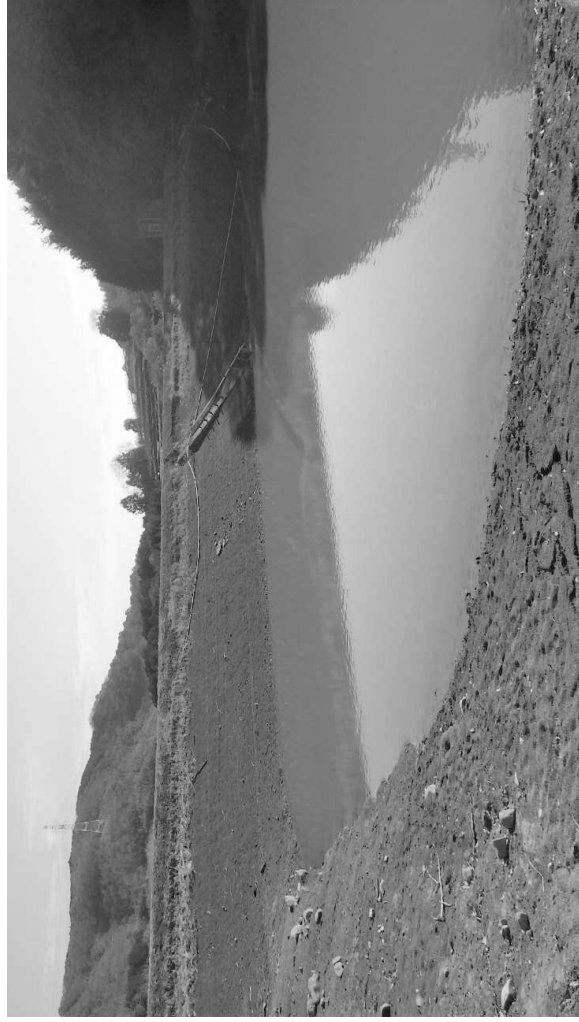
(事業の概要)

区分	事業主体	事業内容
ため池整備 事業	県	R6 実施地区数 48 地区 農業用ため池の改修又は廃止 受益面積:2ha 以上 総事業費:800 万円以上 負担割合:国 50% 県 30% 市町村・地元 20% (55%) (15%) ( ) 書きは農村地域防災減災事業における中山間地域等
用排水施設 整備事業	県	R6 実施地区数 6 地区 農業用排水施設の改修 受益面積:20ha 以上

		<p>総事業費:800 万円以上 負担割合:国 50% 県 30% 市町村・地元 20% (55%) (15%) ( )書きは農村地域防災減災事業における中山間地域等</p>
<p>農業用河川 工作物 急対策事業</p>	<p>県</p>	<p><b>R6 実施地区数 5 地区</b> 国・県の管理河川区域内に設置してある農業用河川工作物のうち、前後の区間に対して、治水機能が劣っている工作物の改修・廃止 総事業費:800 万円以上 負担割合:国 50% 県 42% 市町村・地元 8% (55%) (37%) ( )書きは大規模 総事業費 10,000 万円以上及び農村地域防災減災事業における中山間地域等</p>
<p>実施計画策 定等事業</p>	<p>県</p>	<p><b>R6 実施地区数 3 地区</b> 事業に係る施設の諸条件等についての調査及び事業に係る実施計画の策定 負担割合:国 100%</p>
<p>農業水路等 長寿命 化・防災減 災事業</p>	<p>県</p>	<p><b>R6 実施地区数 2 地区</b> 農業水利施設の長寿命化を図るほか、施設の機能低下による災害の発生を未然に防ぐための対策等の実施 ①長寿命化対策 ②防災減災対策 ③ため池の保全・避難対策 負担割合 ①②:国 50 (55) % 県 30% 市町村・地元 20 (15) % ③:国 100% ( )書きは農業水路等長寿命化・防災減災事業における中山間地域等</p>

**(事例紹介)**

本事業の最近の事例で、田代地区（うきは市）を紹介する。

**【整備前】****【整備後】**

3) 団体営ため池等整備事業費

(事業の目的)

農業用ため池、農業用排水施設を改修し、農用地、農業用施設、公共施設、人命等に対する災害を未然に防止することを目的とする。また、これらの改修により、農業用水の安定的供給を図る。

(事業の概要)

区分	事業主体	事業内容
1. 農地防災事業 【補助金】 【交付金】	市町村・ 土地改良 区等	<p>ため池整備 事業対象:受益面積 2ha 以上かつ総事業費 800 万円以上 負担割合: (防災重点ため池)国 50(55)% 県 25% 市町村・地元 25(20)% (その他のため池)国 50(55)% 県 10% 市町村・地元 40(35)% ( )は国庫の農村地域防災減災事業における中山間地域等 R6 実施地区数 2 地区</p> <p>用排水施設整備・河川工作物等応急対策 事業対象:受益面積 20(10)ha 以上かつ総事業費 800 万円 以上 負担割合: (用排水施設整備)国 50(55)% 県 10% 市町村・地元 40(35)% (河川工作物等応急対策)国 50(55)% 県 32% 市町村 18(13)% ( )は国庫の農村地域防災減災事業における中山間地域等 R6 実施地区数 0 地区</p> <p>調査設計 ①事業計画策定 ②防災重点農業用ため池の劣化状況評価 ③防災重点農業用ため池の耐震状況評価 ④所有者確定に関する調査測量 負担割合:①～③国 定額、④ 国 50(55)% 市町村・地元 50(45)% ( )は国庫の農村地域防災減災事業における中山間地域等 R6 実施地区数 69 地区</p>

農業水路等 長寿命化・防 災減災事業 【非公共】	市町村・ 土地改良 区等	ため池の防災減災対策 ①ため池整備 ②危機管理システム等整備 ③地域防災上のリスク除去 事業対象:受益面積 2ha 未滿かつ総事業費 200 万円以上 負担割合: ①(防災重点ため池)国 50 (55) % 県 25% 市町村・地元 25(20) % (その他のため池)国 50 (55)% 市町村・地元 50(45) % ( )は国庫の農業水路等長寿命化・防災減災事業における中山 間地域等 ②③ 国 定額 R6 実施地区数 17 地区
		調査設計 ①事業計画策定 ②ハザードマップ作成 ③耐震性点検・調査 負担割合: 国 定額 R6 実施地区数 24 地区

(3) 監査の結果及び意見  
「防災情報連絡体制の課題」について

### 1 現状

防災情報連絡体制として、国立研究開発法人農研機構が提供する「ため池防災支援システム」により、大雨特別警報時等の農業用ため池緊急点検を国の要領に基づき実施し、ため池の被害報告を行っている。担当職員等は、同システムと連動する「ため池管理アプリ」を私用スマートフォン等に導入し、現地で災害状況を撮影し、アプリ内で撮影した写真等をサーバーに送信することで、国・県・市町村等の登録者間で災害情報を共有している。迅速な情報共有は、初動対応の精度向上や関係機関の連携強化に資するものであり、当該アプリが実務上重要であることは理解できる。また国が利用を推奨していることから、アプリおよびサーバー側で一定の安全対策が講じられている前提があると考えられる。

一方、県の情報セキュリティ対策基準では「業務のために私物のパソコン等を用いて、情報処理作業を行ってはならない」とされているところ、私用端末で業務アプリを利用する場合の方針、端末要件、承認手続等のルールは明確に整備されていない。

## 2 問題点・リスク

国が推奨するアプリであるとしても、リスクはアプリそのものより「私用端末で利用すること」に起因することが考えられる。具体的には、端末の紛失・盗難、OS 更新遅れ、マルウェア等の影響、撮影画像が端末に保存されることによる想定外の情報拡散等が挙げられる。災害写真には、住居・車両・人物等が写り込む可能性もあり、個人情報やプライバシーへの配慮が必要である。

また、私用端末を使用する場合の運用が職員個々の判断に委ねられる場合には、セキュリティ確保やインシデント対応等の観点で不確実性を高める。

## 3 改善の方向性検討

本件は、災害対応上の即時性を確保しつつ、情報セキュリティ対策基準との整合を図る必要がある。県として、次の観点を参考に検討を行い、実務に即した形でルール化することが望ましい。

### ① 端末利用方針の明確化【監査意見8】

原則、県支給端末の利用とし、災害対応等やむを得ない場合に限り私用端末の利用を例外的に認める、あるいは一定の要件を満たす場合に限り条件付きで許容する、などの基本方針を検討し明確化する必要がある。

### ② 運用ルール・手続の整備【監査意見9】

私用端末での利用を認める場合には、事前申請・承認、利用端末の台帳管理等を定める。また、最低限の安全管理要件として、端末の画面ロック（パスワード・生体認証）、OS・アプリ更新の徹底、紛失時の即時報告等を明確にする。退職者・異動者・機種変更時に、アプリ削除やアカウント無効化が確実に実施されるよう台帳管理するなど、運用手続きを整備する。

### ③ 職員への教育・周知【監査意見10】

ルールを整えても、現場での理解と実践が伴わなければ実効性は確保されない。定期的な災害研修などの機会を通じて、当該アプリを県支給端末で利用する場合や私用端末で利用を認める場合の基本ルール（情報漏洩・個人情報保護に関する事項等を含む）について職員へ周知徹底する必要がある。

## 4 まとめ

本件は、国推奨アプリを活用した迅速な情報共有という効果がある一方、私用端末利用に関するルールの不平等により、様々なリスクや運用上の課題が残る状況になっている。県として、上記①～③の観点を参考に検討を行い、安全かつ持続可能な運用体制を早期に構築することが望まれる。

## 8. 事項名) 治山事業費

(1) 事業の概要について

所管部署	農村森林整備課
事業の概要	森林の維持造成を通じて山地災害から生命・財産を守りつつ、水源涵養や生活環境の保全・形成を図る。

### ア. 事業内容

下記参照
------

### イ. 予算の推移及び決算額 (単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	当予算	決算額	主な内容
4,461,588	3,723,019	3,709,286	3,252,278	・ 治山施設（谷止工、山腹工等）の設置 ・ 保安林の整備

### (2) 事業の内容

1) 治山事業の概要について (8. 治山事業費、9. 災害関連緊急治山等事業費及び10. 直轄治山事業負担金で共通)

#### ① 目的・役割

治山事業は、森林の維持造成を通じて山地災害から生命・財産を守りつつ、水源涵養や生活環境の保全・形成を図る国土保全政策であり、法的には森林法等に基づく保安施設事業・地すべり防止工事等で構成される。

福岡県地域域強靱化計画でも同様の観点から、保安林・治山施設の整備と施設の予防保全型メンテナンスを、山地災害対策の柱の一つとして位置付けている。

#### ② 実施体制 (県の所管)

農林水産部の「農村森林整備課」が治山・林道事業、および林道・治山施設等の整備計画・実施、災害復旧等を所掌する。

#### ③ 対象地域・リスク情報の公開 (山地災害危険地区)

福岡県は、山地災害による被害軽減には「日頃からの備え」と「早めの避難」が重要であるとして、山地災害危険地区に関する位置情報を公開している。危険地区は「山腹崩壊危険地区」「地すべり危険地区」「崩壊土砂流出危険地区」の3類型とされ、県内民有林の情報は「ふくおか森林オープンデータ」等で閲覧可能にしている。

#### ④ 施設整備の内容

福岡県が公表する「治山施設個別施設計画」(令和3年2月)では、県が管理する治山施設の範囲(保安施設事業施設、地すべり防止施設等)を定義した上で、計画対象施設を7,635施設(令和2年3月時点台帳等に基づく)としている。

同計画における種別・工種の整理例としては、

- ・溪間工（治山ダム工〔谷止工・床固工、スリットダム工〕、護岸工、流路工等）
- ・山腹施設（落石対策工、土留工・法枠工、地すべり防止工〔アンカー工、集水井工〕等）
- ・海岸施設（防潮護岸等）

が挙げられ、施設数の内訳（溪間工7,200、山腹施設409、海岸施設26）も示されている。

#### ⑤ 維持管理・更新（予防保全への転換）

福岡県の治山施設個別施設計画では、計画期間を令和2年度～令和8年度とした上で、メンテナンスサイクル（計画作成→点検→健全度評価→維持管理対策）に基づき優先順位を付け、目視を基本とする定期点検や災害後の緊急点検等を行う方針を示している。

福岡県地域強靱化計画でも、同様に「個別施設計画に基づく予防保全型インフラメンテナンスへの転換」を明記しており、整備と維持管理を一体で進める方向性が読み取れる。

#### ⑥ まとめ

福岡県の治山事業は、上記のように、山地災害リスクの高い区域を念頭に施設整備等を進める枠組みを設定し、地権者、国や市町村等と連携し、事業を推進している。

### 2) 各治山事業の概要

令和6年度の治山関係として、「治山事業費」・「県単治山事業費」の事業が予算化されており、各々の事業の概要は以下の通りである。

#### ① 治山事業費

##### i) 事業の目的

- ・山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る目的で、「治山激甚災害対策特別緊急事業」「山地治山総合対策事業」「水源地域等保安林整備事業」「農山漁村地域整備交付金」に区分して事業を実施する。
- ・「治山激甚災害対策特別緊急事業」は、台風、集中豪雨等により著しく甚大な災害が発生した地区において、一定の計画に基づき緊急かつ集中的に復旧・整備を行う事業。災害発生年度は災害関連緊急治山事業で実施し、次年度以降おおむね3箇年で実施。
- ・「山地治山総合対策事業」は荒廃山地や荒廃危険山地等の復旧・整備等を行う事業。
- ・「農山漁村地域整備交付金」は、森林の山地災害防止機能を確保するため荒廃地の崩壊防止や森林整備等を行う事業。

##### ii) 事業の概要

「山地治山総合対策事業」

・事業主体 福岡県

・事業内容

- a 復旧治山…荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図る。
- b 緊急総合治山…災害関連緊急治山事業を実施した地区において、同事業に引き続き荒廃地の復旧や荒廃危険山地の崩壊等を防止する。
- c 緊急予防治山…山地災害の発生が特に懸念される山地災害危険地区において崩壊等を未然に防止する。
- d 緊急機能強化・老朽化対策 …山地災害の発生が特に懸念される山地災害危険地区において、既存の治山施設を有効活用して山地災害を未然に防止す

る。  
 e 防災林造成…保安林機能が失われた森林における森林の造成・整備、又は海岸保安林における潮風等の被害を防止するための事業を実施する。

f 保安林整備…荒廃した保安林の復旧整備や治山事業施行地の保育事業を実施する。

g 流域保全総合治山…重要な水源地域において、水資源確保と国土保全に資するため、荒廃地等の復旧整備を総合的に実施する。

#### 「農山漁村地域整備交付金事業」

・事業主体 福岡県  
 ・事業内容

a 予防治山…荒廃危険山地の崩壊等を未然に防止する。

b 緊急防災減災対策総合治山…荒廃危険地等の集中した地域や火山地域における荒廃地の復旧等を総合的に実施する。

c 機能強化・老朽化対策…既存の治山施設を有効活用して山地災害を未然に防止する。

d 林地荒廃防止…激甚災害により被災した地域等において山地災害を未然に防止する。

#### ② 県単治山事業費

##### i) 事業の目的

国庫補助の対象とならない箇所、荒廃地の復旧等を県と市町村で適切に役割分担して復旧し、公共の利益の保護、林業生産基盤の確保及び民生の安定を図る。

##### ii) 事業の概要

・事業主体 福岡県、市町村

・事業内容 荒廃地の復旧及び県が実施した治山施設の災害復旧工事並びに維持工事を計画的に実施。

##### a. 対象となる災害

防風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じた災害

##### b. 対象となる災害復旧事業

・施設維持管理事業

箇所の全体計画の工事費用等が300万円以上であること。

・県単独補助治山事業

箇所の年度計画の工事費用等が100万円以上であること。

##### c. 「施設維持管理事業」と「県単補助治山事業」の区分

・施設維持管理事業…保安林(保安林指定が確実なものを含む)内の事業で、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧工事

・県単補助治山事業…林地に係る災害で、国庫補助の対象とならず、林地崩壊防止事業で採択できない小規模な災害復旧工事

#### (風水害時の緊急対策工事について)

風水害時において、福岡県民の生命、財産を守り、安全な社会経済活動が行えるように、農林事務所等が管理する公共施設、区域の機能を保持し、または速やかな復旧を図るために必要な緊急対策工事等を迅速かつ適切に実施するための取扱要領が定められ、これに基づき対応が実施されている。

#### ③ 自然災害防止事業費

##### i) 事業の目的

国庫補助の対象とならない箇所、荒地等の復旧、予防工事を実施することで、公共の利益の保護、林業生産基盤の確保及び民生の安定を図る。

ii) 事業の概要

自然災害防止事業

・事業主体 福岡県

・事業内容 災害対策基本法に基づく地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止する小規模な治山事業を実施。

a. 対象となる災害

防風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じた災害

b. 対象となる復旧(予防)事業

1 箇所の全体計画の工事費等が300万円以上であること。

3) 治山事業の課題

治山事業は、市町村からの要望を受け、現地調査の上で採択要件に合致する場合に事業計画を作成し、国の審査を経て事業化し、翌年度に工事を実施する運用が基本となっている。一方、事業確定後に実施する立木等補償の承諾段階において、地権者等が難色を示し、事業廃止を余儀なくされる事例が一定程度発生しているとのことである。

また、計画箇所の測量・設計は、県単治山事業(施設維持管理事業、事務費等)を活用して先行実施することが多いところ、近年は国庫補助事業においても測量試験費の先行計上が可能となっているが、これを活用した場合、工事の速やかな実施が強く求められる。加えて、工事単価の上昇等により1箇所当たり事業費は増大傾向にある一方、国庫補助事業の当初予算の大幅な増加は見込めないため、補正予算を計画的に活用した箇所管理と年度調整の重要性が高まっている。

以上を踏まえると、従来の単年度中心の計画・調整では、(1)地元関係者との合意形成不足による事業の不確実性、(2)事業廃止に伴う行政コストの損失、(3)測量設計費の先行実施箇所において廃止のリスクが顕在化する可能性がある。

(3) 監査の結果及び意見

①中期計画の作成及び運用【監査意見111】

県において、治山事業の計画的・効率的な推進と事業不確実性の低減を目的として、中期計画(市町村から要望を受け調査し、採択基準に適合した箇所について、治山事業計画案を作成し市町村は実施の可否(土地使用の承諾や保安林指定の同意取得が可能か含む)を調査し報告、その結果を反映し農林事務所長が作成する中期計画)を策定し、地元市町村及び関係者との協議を事前に深化させるための取組を検討しているが、事業の有効性・効率性の観点から必要かつ合理的である。

特に、中期計画を通じて、事業着手前に同意取得上の論点(保安林指定同意、土地使用承諾、補償承諾等)を把握し、合意形成上のボトルネックを早期に顕在化させることは、事業廃止の発生抑制に資する。また、実施確度の高い計画を前提に測量試験費を国庫補助事業へ計上できる状態を整えることは、財源の適正化と必要な防災対策の充実にもつながらる。さらに、計画箇所を一覧化し、年度調整のルールを明確化することで、補

正予算への迅速対応や、対外説明の透明性向上が期待できる。

県は、治山事業の実施に伴うリスク（地権者等の同意・補償、測量試験費の先行実施、予算確保・年度調整等）を箇所別に整理して見える化し、当該リスクに対する対応策、実施時期等を中期計画に織り込むことにより、事業の確実性をより高める運用となるよう引き続き検討を進めていただきたい。

9. 事項名) 災害関連緊急治山等事業費

(1) 事業の概要について

所管部署	農村森林整備課
事業の概要	<p>災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又は地すべり地で、次に該当する箇所を緊急に復旧整備する。</p> <p>1. 次期降雨により荒廃の拡大若しくは、土砂、土石、流木の流出のおそれが認められるもの。</p> <p>2. 公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもの。</p>

ア. 事業内容

下記参照
------

イ. 予算の推移及び決算額 (単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	決算額	当初予算	決算額
724,543	724,543	724,543	-	・ 治山施設（谷止工、山腹工等）の設置

(2) 事業の内容

i) 事業の目的

災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又は地すべり地で、次に該当する箇所を緊急に復旧整備する。

- 1 次期降雨により荒廃の拡大若しくは、土砂、土石、流木の流出のおそれが認められるもの。
- 2 公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもの。

ii) 事業の概要

災害関連緊急治山等事業

・ 事業主体 福岡県

・ 事業内容 県は、溪流での土砂等の流出防止や山腹崩壊の拡大防止のため、緊急に復旧整備を行う。

a 対象となる災害

防風、こう水、高潮、地震、その他の異常な天然現象に因り生じた災害。

b 対象となる災害復旧事業

- 1 箇所の復旧事業費が600万円以上のもの。人家10戸以上に被害を与えると認められたもの。

- c 「災害関連緊急治山事業」と「災害関連緊急地すべり防止事業」の区分  
・災害関連緊急治山事業…民有林等において、災害により新たに発生し、又は拡大  
した荒廃山地又はなだれ発生地につき、当該発生年に緊急に行う復旧整備に係る  
保安施設事業。  
・災害関連緊急地すべり防止事業…地すべり等防止法第3条の規定により指定  
された林野庁所管に係る地すべり防止区域(当該年度内に地すべり防止区域の指  
定を行うことが確実な区域を含む)内において、緊急に地すべり防止工工事を行う  
事業。

d 補助率 2/3

(3) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒア  
リング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項  
はなかった。

10. 事項名) 直轄治山事業負担金

(1) 事業の概要について

所管部署	農村森林整備課
事業の概要	平成29年7月九州北部豪雨により、朝倉市などの山間部において、多数の山腹崩壊やそれに伴う土石流及び流木の発生により、人的及び家屋等に甚大な被害が発生した。 上記災害の復旧対策については、規模が大きく早期復旧を図る必要があることから、朝倉市のうち、旧朝倉町及び旧杷木町については、民有林直轄治山事業を国に要請し事業を計画的に実施することにより、本地区の安全を早期に確保する。(民有林直轄治山事業負担金の支払)

ア. 事業内容

下記参照
------

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	決算額	当初予算	決算額
418,167	418,167	418,167	130,367	主な内容 ・国が実施する治山事業に 対する負担金の支払い

(2) 事業の内容

(事業の目的・概要)

本災害の復旧対策については、規模が大きく早期復旧を図る必要があることから、朝倉市のうち、旧朝倉町及び旧杷木町については、民有林直轄治山事業を国に要請し事業を計画的に実施することにより、本地区の安全を早期に確保する。

- ・民有林直轄治山事業負担金の支払 (実施主体：国)
- ・支払期間：平成29年度～令和9年度
- ・総事業費：8,996,014千円
- ・支払総額：2,998,664千円
- ・負担割合 国2/3、県1/3

(3) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

## 11. 事項名) 耕地災害復旧事業費

(1) 事業の概要について

所管部署	農村森林整備課
事業の概要	下記参照

## ア. 事業内容

下記参照
------

## イ. 予算の推移及び決算額 (単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	決算額	当初予算	主な内容
5,169,976	5,190,614	5,217,022	1,587,931	・農地(田・畑)や農業用施設(ため池、井堰、農業用水路など)の復旧工事

## (2) 事業の内容

## 1) 災害別被害概要

近年、福岡県においては、平成29年7月の九州北部豪雨以降も毎年のように多くの災害が発生している。

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(暫定法)の適用対象の各年災毎(平成29年以降)の農地・農業用施設における被害額、申請額、査定額は以下の通り。

## 各年度ごとの農地・農業施設災害推移

	被害額		申請額		査定額	
	箇所	金額(千円)	箇所	金額(千円)	箇所	金額(千円)
平成29年災	9,054	34,324,044	1,516	13,598,212	1,516	12,560,327
平成30年災	2,712	6,833,708	655	2,896,127	655	2,845,378
平成31年災	848	3,256,520	220	1,793,947	220	1,785,157
令和2年災	1,587	6,984,310	400	2,588,469	400	2,523,520
令和3年災	670	3,453,758	221	1,408,940	195	1,077,166
令和4年災	338	861,310	67	229,311	67	218,413
令和5年災	6,277	22,109,417	936	8,759,272	936	7,880,574
令和6年災	240	935,100	63	321,635	63	318,673

## 2) 耕地災害復旧関連事業の概要

令和6年度の耕地災害復旧関連事業として、「団体営耕地災害復旧事業費」・「県営耕地災害復旧事業費」・「農地災害復旧緊急支援事業費」の事業が予算化されており、各々の事業概要は以下の通りである。

① 団体営耕地災害復旧事業費

(事業の目的)

異常な天然現象によって発生した災害により被害を受けた農地及び農業用施設を原形に復旧すること(原形に復旧することが不可能な場合は従前の効用を回復するために必要な施設を作る工事)を目的とする。

(事業の概要)

団体営耕地災害復旧事業費は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(暫定法)に基づき、田、畑などの「農地」やため池、井堰、農業用水路、揚水機、農道などの「農業用施設」の天災による被害に対して、国庫補助を受け市町村や土地改良区等が復旧工事を実施するもの。

i) 対象となる要件

- 一) 1 箇所の工事費用が 40 万円以上のもの  
 ※1 つの施設において被災した箇所が 150m 以内の範囲の間隔で連続している場合も 1 箇所とする。
- 二) 【降雨】被災時における最大 24 時間雨量が 80mm 以上  
 ※ただし、最大 24 時間雨量が 80mm 未満であっても、連続雨量又は時間雨量 (20mm/h 以上) が大であった場合
- 三) 【洪水】河川の出水による被害は、被災箇所の推移が警戒水位以上
- 四) 【暴風】最大風速 15m (10 分間平均) 以上
- 五) 【干害】連続干天日数 (日雨量が 5mm 未満の日を含む) が 20 日以上
- 六) 【地震】震度の定めはない

ii) 補助率

暫定法による基本補助率

区分	事業費		県分事務費	
	国	事業主体	国	県
農地	50%	50%	0%	100%
施設	65%	35%	0%	100%

\*県分事務費=事業費×4.5%以内

## iii) 補助率の増高

市町村別に被災した農家一戸当たりの災害復旧事業費が8万円を超えるものについて補助率の増高がある。

## 令和6年度団体営災害復旧事業決算調査書

(単位:円)

年災	区分	予算額(2月補正後)				決算額		
		工事費	事務費	事業費	工事費	事務費	事業費	
29	農地	252,302,000	11,563,000	263,865,000	20,726,739	5,627,000		
	施設	675,623,000	30,433,000	706,056,000	298,937,855	14,809,000		
	計	927,925,000	41,996,000	969,921,000	319,664,594	20,436,000	340,100,594	
2	農地	0	0	0	0	0	0	
	施設	308,710,000	13,919,000	322,629,000	267,472,000	11,983,000	279,455,000	
	関連	141,811,000	6,869,000	148,680,000	111,557,000	5,463,000	117,020,000	
	計	450,521,000	20,788,000	471,309,000	379,029,000	17,446,000	396,475,000	
3	農地	0	0	0	0	0	0	
	施設	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	
4	農地	0	0	0	0	0	0	
	施設	3,846,000	178,000	4,024,000	3,422,000	178,000		
	計	3,846,000	178,000	4,024,000	3,422,000	178,000	3,600,000	
5	農地	621,585,000	29,106,000	650,691,000	351,624,593	14,164,000		
	施設	1,909,484,000	86,882,000	1,996,366,000	335,203,615	34,669,000		
	生活関連	4,469,000	402,000	4,871,000	4,063,000	383,000		
	計	2,535,538,000	116,390,000	2,651,928,000	690,891,208	49,216,000	740,107,208	
過 年	総計	3,917,830,000	179,352,000	4,097,182,000	1,393,006,8	87,276,000	1,480,282,802	
	農地	123,670,000	6,107,000	129,777,000	23,151,852	1,595,000		
	施設	262,356,000	12,196,000	274,552,000	67,054,597	2,060,000		
	査定委託	50,000,000	4,500,000	54,500,000	11,095,000	2,692,000		
	計	436,026,000	22,803,000	458,829,000	101,301,449	6,347,000	107,648,449	
	合計	4,353,856,000	202,155,000	4,556,011,000	1,494,308,251	93,623,000	1,587,931,251	

## ② 県営耕地災害復旧事業費

## (事業の目的)

異常な天然現象によって発生した災害により被害を受けた農地及び農業用施設を原形に復旧すること(原形に復旧することが不可能な場合は従前の効用を回復するために必要な施設を作る工事)を目的とする。

## (事業の概要)

- 県営耕地災害復旧事業は、下記内容で国庫補助を受け、県が復旧工事を実施するもの。
- i) 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(暫定法)に基づき、県営事業実施中(県管理を含む)の農地、農業用施設の災害復旧事業
  - ii) 「公共土木施設災害復旧事業費国庫補助負担法」(負担法)に基づき、県管理の農地海岸保全施設、地すべり施設の災害復旧事業

iii) 一定の要件を満たし、高度な技術を要するもの。

一) 対象となる要件

(一)暫定法は、1箇所の工事費用が40万円以上のもの。負担法は、1箇所の工事費用が120万円以上のもの

※暫定法は、1つの施設において被災した箇所が150m以内(負担法100m以内)の範囲の間隔で連続している場合も1箇所とする。

(二)降雨、洪水、暴風、干害、地震、その他異常な天然現象により生じた災害である事

【降雨】被災当時ににおける最大24時間雨量が80mm以上

※ただし、最大24時間雨量が80mm未満であっても、連続雨量又は時間雨量(20mm/h以上)が大であった場合

【洪水】河川の出水による被害は、被災箇所の水位が警戒水位以上

【暴風】最大風速15m(10分間平均)以上

【干害】連続干天日数(日雨量が5mm未満の日を含む)が20日以上

【地震】震度の定めはない

(三)A. 県防災重点ため池(堤高が15m以上または堤高10m以上かつ貯水量が10万m<sup>3</sup>以上のため池)が被災を受けたもの。

B. 貯水量が5万m<sup>3</sup>以上でかつ、ため池堤体と洪水吐、もしくはため池堤体と取水設備の複合施設に甚大な被災がある高度な技術を要するため池。

C. 知事が特別に認めたもの。

二) 補助率

暫定法による基本補助率

区分	事業費		県分事務費	
	国	県	国	県
農地	50%	50%	0%	100%
施設	65%	35%	0%	100%

\* 県分事務費=事業費×4.5%以内

負担法による基本補助率(農地海岸保全施設、地すべり施設)

区分	事業費		県分事務費	
	国	県	国	県
施設	66.6%	33.4%	0%	100%

\* 県分事務費=事業費×4.5%以内

三) 補助率の増嵩について

暫定法(市町村別に算出)、負担法(農地海岸保全施設、地すべり施設)のそれぞれについて、災害復旧費が一定値を超えるものについて補助率の増嵩がある。

(令和6年度の実績)

令和6年度の実績はなし(当初予算額104,638千円)。

本事業は、対象となる災害が発生した場合に対応するもので、令和6年度に関しては、該当がなかった。

### 3) 県の耕地等災害対応体制

#### ①現状と課題認識

県の耕地等災害対応は、限られた人員体制（担当係3名、各農林事務所3名体制が平成29年災以降大きな変動なし）の下で運用されている。一方で、近年は毎年のように大規模農地災害が発生し、初動対応（被害把握・査定準備・国協議等）に加えて、過年度災害の復旧業務が累積し、平時から業務負荷が高止まりしていると思われる。

特に、災害発生後概ね3週間以内に被害報告（確報）することが望ましいとされる中で、市町村側の負担は大きく、報告漏れや把握遅れのリスクがある。また、市町村職員は事務職が中心で、技術系知識・経験が十分でない場合、被害額算定や復旧工法検討を短期間で実施することが困難となり、県への支援要望が急増する構造にある。

#### ②現状の取組

##### i) 業務のデジタル化による効率化期待

国が開発中の災害復旧事業支援システム（被害状況把握、災害事務効率化等の目的）を今後一部運用予定とされ、将来的には補助金事務まで一連化する開発が進む見込みである。県としても期待は大きく、市町村・県・国の負担軽減、早期被害把握に資する方向性は妥当である。

##### ii) ノウハウの蓄積・共有

担当者間の引継ぎ、災害派遣から帰庁した職員による経験報告の場を設けており、災害対応ノウハウの蓄積・共有化が図られている。

##### iii) 研修体制（スキル向上）

国主催研修（梅雨前）に加え、県単の防災・災害支援事業として県・市町村向け研修会を年1、2回実施しており、継続的な取組がある。

##### iv) 応援体制

災害時の各係からの応援や、地方公共団体間の職員派遣制度を活用できる体制があり、一定の臨機応変性は確保されている。

#### (3) 監査の結果及び意見

頻発化・激甚化する災害に対して、限られた人員下でも持続可能な執行体制を確立できるために、以下のような点について検討を進めることが望ましい。

##### 1) デジタル化への提案【監査意見12】

国が被害把握から補助金事務まで一連化されたシステムを開発中である現状は、県・市町村の課題（報告期限、被害額の算定、添付資料、査定・補助金事務の一連化等）を整理し、また、試行段階のシステムについては使用感などについて、体系的に国へ提案

することができる良い機会である。今後も被害把握から補助金事務までの一気通貫に管理できるシステムになるように、県として継続的に意見提案していくことが望ましい。

2) ノウハウ蓄積共有、研修への展開【監査意見13】

経験談報告会については、経験知を体系化し、検索可能な形で蓄積する仕組み（事例データベース、復旧工法の判断事例、査定時の質疑応答、災害規模別の体制例）を整備することが重要である。このように蓄積された実践ノウハウ等についての研修の機会を設け、災害対応職員全体のレベルアップを図ることが望ましい。

## 1 2. 事項名) 農地災害復旧緊急支援費

(1) 事業の概要について

所管部署	農村森林整備課
事業の概要	下記参照

ア. 事業内容

下記参照
------

イ. 予算の推移及び決算額 (単位: 千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	決算額	当初予算	主な内容
27,832	14,435	8,644	24,477	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の災害復旧に要する経費に対する助成</li> <li>・土地利用計画に要する経費に対する助成</li> </ul>

(2) 事業の内容

農地災害復旧緊急支援事業費

(事業の目的)

重要な生産基盤である農地とともに、作付けされている農作物、ハウス等が一体的に被害を受けているため、農業者の災害復旧に要する費用の負担軽減を図り、経営意欲の減退による離農を防止する。

また、甚大な被害を受けた農地等について、区画整理型による復旧事業を推進するた  
めに、地元が負担することになる換地経費を補助し、被災地の早期復旧を図る。

(事業の概要)

区分	事業主体	事業内容
1 農地災害復旧緊急支援事業	市町村	永年作物及びハウス等と一緒に被災した農地の災害復旧に要する経費に対する助成 実施要件：(1) 激甚指定された災害であること (2) 農地の災害復旧事業のうち、永年作物又はハウス等が同時に被害を受けたもの 事業主体：市町村 補助率：地元負担額の 1/2
2 土地利用計画策定事業	市町村	換地を伴う復旧事業にかかると地域の土地利用計画に要する経費に対する助成 実施要件：(1) 激甚指定された災害であること (2) 農地災害復旧事業のうち、土地利用計画策定が必要なもの 事業主体：市町村 補助率：事業費の 1/2

(令和6年度の実績)

農地災害復旧緊急支援事業 144,789 円 (令和5年災)  
 土地利用計画策定事業 8,499,000 円 (平成29年災)

(3) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

## 13. 事項名) 道路管理情報の一元化事業費

(1) 事業の概要について

所管部署	道路維持課
事業の概要	道路台帳を基盤とし、3次元点群データや防災情報等を紐付けて一元管理するシステムを構築する。

ア. 事業内容

下記参照
------

イ.

予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	決算額	当初予算	決算額
-	-	81,000	81,000	81,000
				主な内容 ・システム開発 ・データ実装

(2) 事業の内容

地図図面上で、各種情報が同時に確認でき、現地確認や資料探索の時間の縮減効果を得るとともに、防災情報を紐づけることで、災害時に迅速な対応が可能となるための事業費である。

システム上で一元管理されるものは、下記の情報である。

- ・ 地図図面
- ・ 道路台帳 (基盤)
- ・ 3次元点群データ：道路の3次元の位置情報、地形を立体的に把握可能なもの
- ・ 防災情報：緊急輸送道路箇所、防災点検箇所等
- ・ その他の道路管理情報：占有情報 (電柱、埋設管等)、道路施設情報 (橋梁・トンネル等)、補修履歴、苦情・要望履歴等

ここに、令和7年度の重点目標としては、国・警察の道路交通情報等のシステムと連携することを予定している。

当該事業に関しては、令和6年度から制度設計及びシステム開発を行い、一部運用開始をされており、令和10年度を目途に一元化事業を行い、令和11年より本格運用を目指している。

(3) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかつた。

#### 1 4. 事項名) 道路施設維持管理推進費

(1) 事業の概要について

所管部署	道路維持課
事業の概要	道路施設構造物が老朽化していく中、総合的な「アセットマネジメント」を行う必要がある。

#### ア. 事業内容

道路施設構造物が老朽化していく中、客観的な把握・評価、中長期的な施設の状態予測など、総合的な「アセットマネジメント」を行い、道路施設構造物の適切な維持管理を行っていく。

#### イ. 予算の推移及び決算額 (単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	決算額	当初予算	決算額
400,000	400,000	400,000	347,133	主な内容 ・道路施設の点検 ・道路施設の維持補修

#### (2) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

15. 事項名) 道路防災事業費

(1) 事業の概要について

所管部署	道路維持課
事業の概要	道路交通の安全確保、災害に強い道路環境の整備を行う。 落石・法面崩壊等の災害の発生を未然に防ぎ、道路利用者や地域住民の人名・財産を守る。 災害時における緊急車両や救援物資の輸送路として位置づけられている橋梁を優先に、耐震補強工事を行う。

ア. 事業内容

【道路災害防除費】

- ・福岡県地域防災計画に基づき、道路の法面防災工事を実施する。

【道路防災費】

- ・県管理道路の法面防災工事、モルタル吹付工、落石防護柵等を実施する。

【橋りょう震災対策費】

- ・県管理道路における橋梁の耐震補強等に関する事業を実施する。

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	当予算	決算額	主な内容
1,938,409	1,941,409	1,948,085	1,428,777	・法面防災工事 ・道路防災点検

(2) 事業の内容

1) 道路災害防除費

平成18年度以降に実施している道路防災点検の結果、風化や豪雨等により落石や法面崩壊等の災害の発生恐れがある、危険箇所が457か所で確認されている。また、災害発生時には道路の封鎖による集落の孤立等も懸念されている。そこで、事業のねらいとしては、落石・法面崩壊等の災害の発生を未然に防ぎ、道路利用者地域住民の人命・財産を守ることを目的とされている。

福岡県地域防災計画に基づき、道路の法面防災工事を3か所(八女香春緑・湯之原合川線・北矢部冬野黒木線)順次実施している。

## 2 国・県（道路維持課、道路建設課）・市町村・警察（公安委員会）

道路防災対策 風水害等時における道路機能の確保のため、所管道路について、道路防災点検を実施し、対策工事の必要な箇所を指定して、道路の整備を推進する。

### ア 道路防災点検

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、「道路防災点検」を実施する。

### イ 道路の防災工事

アの調査に基づき、道路の防災工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行いその対策工事を実施する。特に、緊急輸送道路の法面未対策箇所の整備について、計画的に推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け換え等の対策を推進するものとする。

（出所：福岡県地域防災計画を一部抜粋）

## 2) 道路防災費

風化やゲリラ豪雨により、そのまま放置すれば法面の崩壊・落石等の災害が発生する恐れがある箇所が残っており、道路の通行に危険がある状況がある。事業の狙いとしては、道路交通の安全確保、災害に強い道路環境の整備を目的としている。

実際の点検補修に関しては、県の出先機関である15か所（実働は14か所）にて、県管理道路の法面防災工事、モルタル吹付工事、落石防護柵等を実施されている。

## 3) 橋りょう震災対策費

福岡県管理道路（国道・県道）の供用延長は年々増加しており、管理延長は約3,500kmで、道路施設は年々老朽化しており、古い基準で建設され、地震等災害時の安全性が十分でない橋梁があるようである。事業の狙いとしては、災害時における緊急車両や救援物資の輸送路として位置付けられている橋梁を優先に、耐震補強工事を行ってゆくことを目的とされている。

## (3) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

16. 事項名) 河川改修費

(1) 事業の概要について

所管部署	河川管理課、河川整備課
事業の概要	<p>現在、劣化による不具合が発生している管理ダムの各種設備について、更新・改良を行うことで、安全性や信頼性の確保、操作性の向上及び管理コストの削減を図る。</p> <p>河道の流下断面の確保や施設の機能維持を行いながら、適正な維持管理に努める。</p> <p>河川法第16条河川整備基本方針及び、第16条の2河川整備計画等に沿った、事業の推進を図る。</p> <p>河道堀削、橋梁架け替え、排水機場の更新等により河川の流下能力を向上させ、治水安全度を向上させる。</p> <p>河道拡幅に伴う橋梁架け替え等により河川の流下能力を向上させ、治水安全度を向上させる。</p>

ア. 事業内容

下記参照
------

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	決算額	当初予算	決算額
9,426,813	8,971,905	8,600,867	4,389,953	主な内容 ・河道堀削 ・拡幅等

(2) 事業の内容

【河川の現況について】

1) 概要

日本の国土の70%は山地及び急傾斜地であるが、福岡県は面積の44%が山地部で、平坦部が残りをおよそ比較的平地に恵まれている。この山地を源とする河川は、東は周防灘、西は有明海、北は玄界灘及び響灘に注いでいる。本県の一級河川は筑後川をはじめ4水系、二級河川は御笠川、多々良川、釣川、紫川、今川をはじめ、52水系があり、合計341河川となっている。

河川には、「河川法」により、その種類や管理者が下表のように定められている。

【河川の種類と河川管理者の一覧表】

河川の種類		内容	河川管理者
一級河川	直轄管理区間	国土保全上又は国民経済上特に重要な水系(政令で指定)で国土交通大臣が指定した一級河川のうち、重要度の高い区間で、国土交通大臣が直接的、全面的に管理する区間	国土交通大臣
	指定区間	国土交通大臣が指定する区間(指定区間)で大臣の権限に属する事務の一部を都道府県知事又は政令指定都市の長が行う区間	国土交通大臣 (ただし、事務の一部は知事又は政令指定都市の長が権限を行使する。)
二級河川		一級河川に指定された水系以外で公共の利害に重要な関係があり、都道府県知事が指定した河川	知事
準用河川		一級河川及び二級河川以外の河川の中から市町村長が指定、河川法を準用する河川	市町村長
普通河川		河川法の対象とならない河川	市町村長

【福岡県内河川延長】 ※R4.4.30時点

種別	水系名	河川数	河川延長 (km)	管理区分			
				国(km)	県(km)	市町村(km)	
一級河川	山国川	6	37.8	0.0	37.8	—	
	遠賀川	76	497.3	133.8	363.5	—	
	筑後川	86	549.4	106.5	442.9	—	
	矢部川	24	218.3	23.2	195.1	—	
	4水系	192	1,302.8	263.5	1,039.3	—	
二級河川	室見川	12	50.3	—	50.3	—	
	那珂川	4	42.3	—	42.3	—	
	御笠川	11	48.6	—	48.6	—	
	多々良川	14	92.0	—	92.0	—	
	釣川	11	55.5	—	55.5	—	
	紫川	6	39.0	—	39.0	—	
	今川	6	55.7	—	55.7	—	
	その他45	85	492.6	—	492.6	—	
	52水系	149	876.0	—	876	—	
	一級・二級計	341	2,178.8	263.5	1,915.3	—	
	準用河川	一級水系4	176	240.9	—	—	240.9
		二級水系29	85	150.6	—	—	150.6
		単独水系38	45	76.0	—	—	76.0
71水系		306	467.5	—	—	467.5	
合計	127水系	647	2,646.3	263.5	1,915.3	467.5	

【福岡県内主要河川図】



2) 河川管理の目的

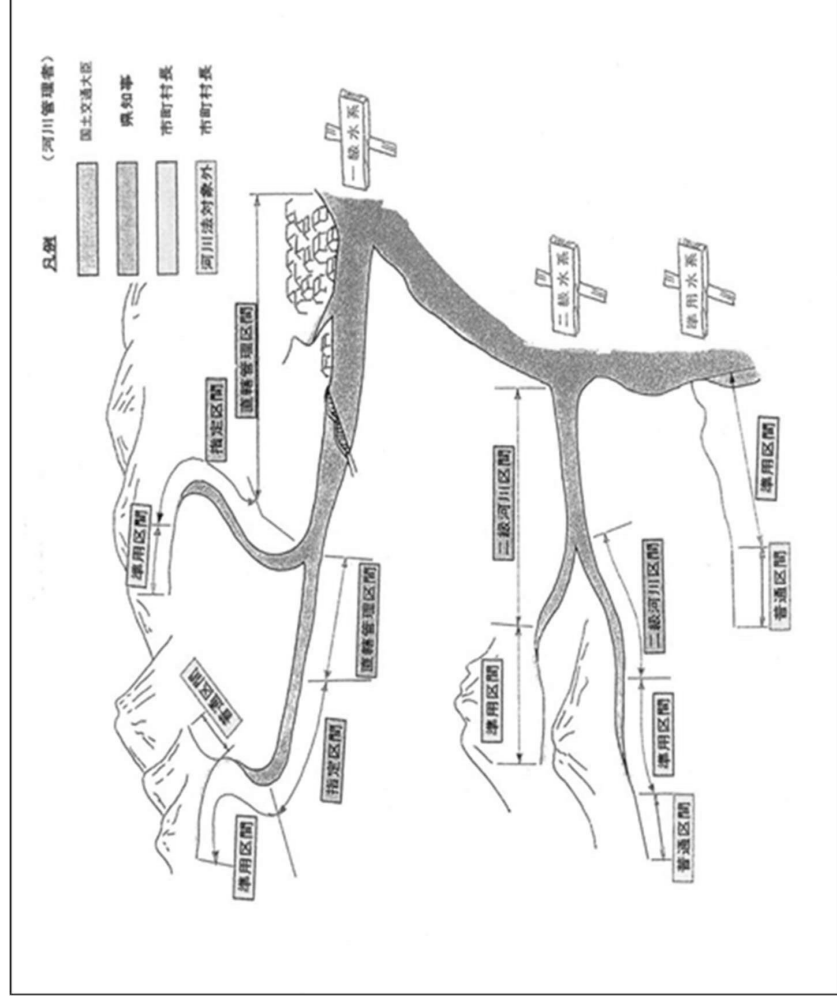
河川について、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。(河川法第1条)

洪水、高潮等による災害発生防止	ダム、堤防等の河川管理施設の新築、河床掘削、放水路開削、河川に影響を及ぼす行為の規制 etc.
河川の適正利用	河川流水の占用の許可、河川敷の占用の許可、河川の清潔の維持、河川環境の保全、台帳の調製 etc.
流水の正常な機能の維持	一定水位の保持、河川の自然浄化作用の維持 etc.
河川環境の整備と保全のための総合的に管理	除草、河川愛護活動支援、自然型・親水型工法の採用 etc.

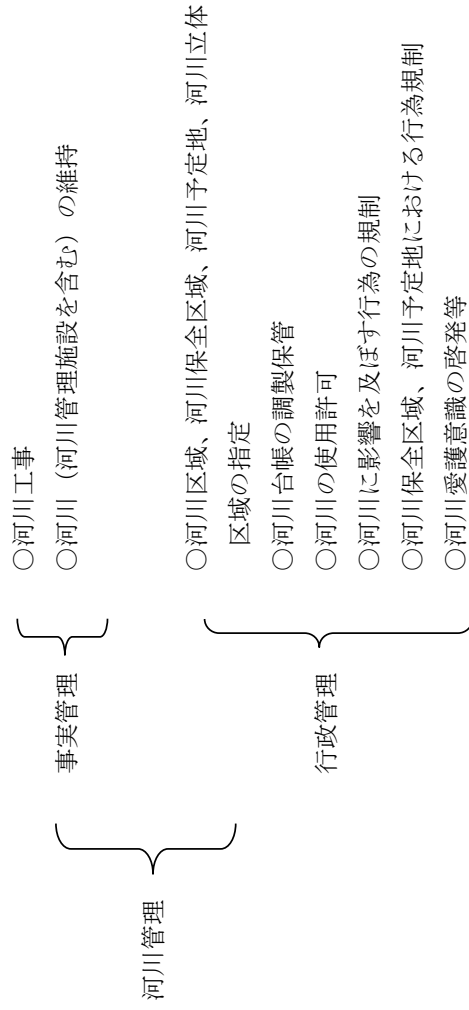
### 3) 河川の管理（水利権、施設の管理）

河川においては、上水道、かんがい、工業用水等の河川の流水の利用や河川区域内の土地の利用、土砂の採取等の排他独占的な利用のほか、漁業等との利用関係も存在しており、河川管理者として護岸、堤防等の河川管理施設の維持管理はもとより、これら利用者間の調整を図り、河川の持つ公共用物としての機能を適切に管理することも重要である。また、河川管理施設の中でも、排水機場、水門、ダム等の洪水調節施設は、その効用が長期にわたり発揮できるように、十分な管理が必要となる。

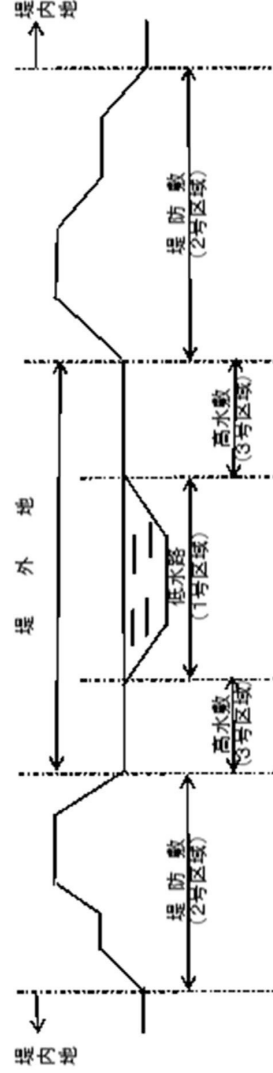
#### 【河川管理の模式図】



4) 河川管理の内容



5) 河川区域



- 1号区域：河状を呈している土地の区域
- 2号区域：堤防等の河川管理施設の敷地である土地の区域
- 3号区域：堤外の土地（堤防より河川側の土地）の区域のうち、1号地と一体として管理を行う必要のあるものとして河川管理者が指定した区域

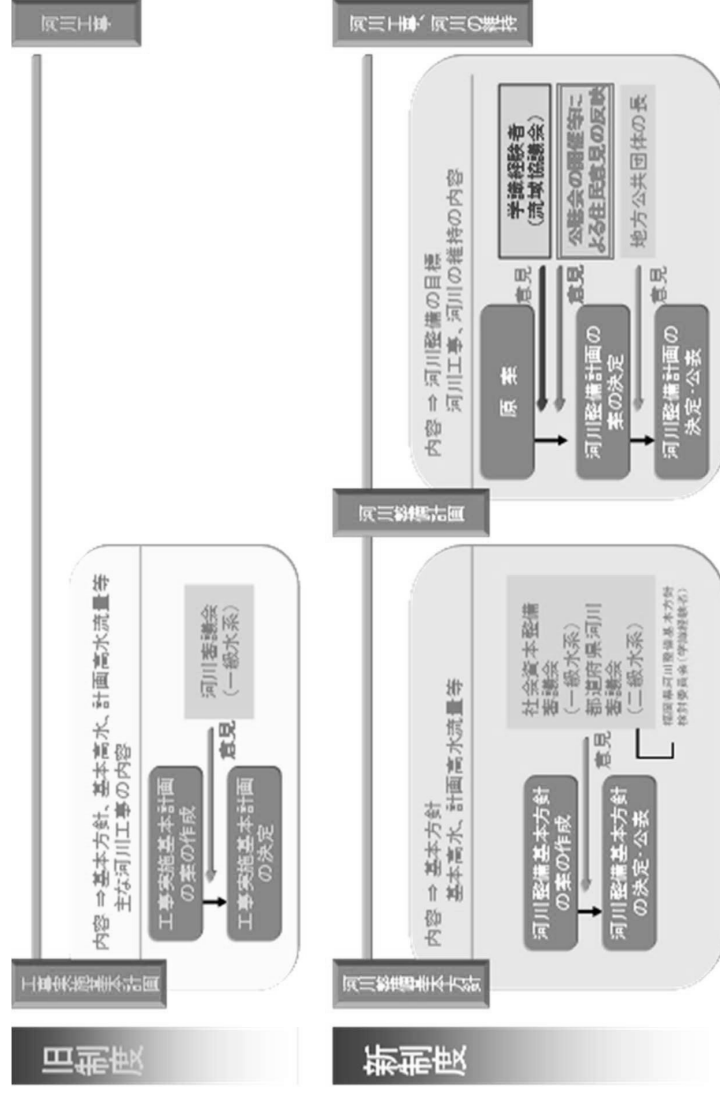
6) 河川法の変遷と改正河川法

河川法は、我が国で最初の近代的な公物管理制度であり、河川管理についての体系的な制度として明治29年に制定された。その後、昭和39年に新河川法が制定され、数回の小改正を経て、平成9年に大々的な河川法の改正が行われ、現在に至っている。さらに平成25年度には、近年頻発する水害や構造物の老朽化等を踏まえ、新たに「維持」が目的として加えられた「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が公布され、河川管理施設等の維持又は修繕の義務の明確化及び技術的基準の策定並びに従属発電に係る流水の占用の登録に係る改正が行われた。

この背景には、河川環境に対する人々の意識の高まりが挙げられる。更に、河川は貴重な水と緑の空間として人々にうるおいを与え、様々な生物の多様な生息・生育環境を

形成するものとしてその役割が大きく見直されている。現在にいたる過程において、河川が地域文化を形成する重要要素であることが再認識され、地域の個性を生かした川づくりが求められている。

この河川法改正に伴い、河川の整備計画制度の見直しもなされた。従来は「河川工事実施基本計画」に基づき河川改修等の方針が定められていたが、改正河川法では、治水・利水のみではなく河川環境面にも配慮した長期的計画である「河川整備基本方針」を定めるとともに、その方針の具体的な実施項目を定めた中期的計画である「河川整備計画」の策定が義務付けられている。



### (3) 監査の結果及び意見

#### ①河川整備基本方針の作成について【監査意見14】

福岡県では、流域面積・流域の都市化状況・氾濫区域の想定資産額(被害額)・既往洪水の状況等を考慮し、順次「河川整備基本方針」の策定を進めている。令和7年6月現在の作成状況は、以下のとおりである。

	策定済	未策定	合計	策定率
水系	21	31	52	40%
流域面積(km <sup>2</sup> )	1,300	500	1,800	72%

注：流域面積は、概算である。

表のように、作成を義務付けた河川法の改正から25年以上が経過しているにもかかわらず、「河川整備基本方針」の策定が完了していない。

現状では、策定未了の河川については関連する事業について、期待される目的を達成するための最適な執行がなされているとは必ずしも言えないと考えられる。また、少ない費用で効果を上げる経済性に関しても、目に見える形ではないにしろ、長期的観点からは影響を与えている可能性があると考えられる。よって、策定計画を立てる等、「河川整備基本方針」策定に向けた取り組みを進めるべきである。

なお、国土交通省の資料を基に作成した令和5年4月現在の状況を記載した西日本新聞記事によると、九州の河川整備基本方針策定率は20.4%、全国は28.5%である。表記載の福岡県の状況が記事の2年後時点ではあるものの、河川整備基本方針策定率が40%であることから、福岡県は九州、全国の策定率を大幅に上回っている。ただ、同記事では宮城県と東京都の河川整備基本方針策定率が100%としており、すでに策定が完了した自治体があることを報じている。

#### (河川整備基本方針)

第16条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めておかなければならない。

2 河川整備基本方針は、水害発生の状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、かつ、国土形成計画及び環境基本計画との調整を図って、政令で定めるところにより、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。

3～6 (略)

(出所：河川法)

#### (河川整備基本方針及び河川整備計画の作成の準則)

第十条 河川整備基本方針及び河川整備計画は、次に定めるところにより作成しなければならない。

一 洪水、津波、高潮その他の天然現象（以下この号において「洪水等」という。）による災害の発生の防止又は軽減に関する事項については、過去の主要な洪水等及びこれらによる災害の発生の状況並びに流域及び災害の発生を防止すべき地域の現在及び将来の気象の状況、土地利用の現状及び将来の見通し、地形、地質その他の事情を総合的に考慮すること。

二 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項については、流水の

占用、舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持その他の事情を総合的に考慮すること。

三 河川環境の整備と保全に関する事項については、流水の清潔の保持、景観、動植物の生息地又は生育地の状況、人と河川との豊かな触れ合いの確保その他の事情を総合的に考慮すること。

(出所：河川法施行令)

②押印と日付の記載漏れについて【監査意見15】

副所長欄に押印のない工事設計書チェックシートがあった。また、決裁日付に記載のない監督員(変更)任命兼監督員(変更)通知何書があった。2つの書類は同じ工事に関するものであり、起工伺の添付資料として回覧されている。起工伺には副所長の印が押されており決裁日付も記載されていることから実質的な問題は生じていないと思われるが、それぞれ単独の書類としては未完成であり、単独の書類としても完成させる必要がある。

③工事打合せ簿の確認について【監査意見16】

「材料承認願い このことについて別添のとおり提出いたします。また、下記については、不使用方法等を添付いたします。」と記載がある受注者の作成した工事打合せ簿があった。この工事打合せ簿には、総括監督員、主任監督員、担当監督員である県職員3名の印が押されている。しかしながら、県産資材不使用方法の添付が不要のため、県産資材不使用方法の添付がなかった。また、この別添である材料承認願には全て県産資材を使用するにもかかわらず、「全て県産資材使用：いいえ」との記載があった。受注者からの提出書類は不備がないかどうかを、慎重に確認する必要がある。また、不備がある場合には適切に訂正を依頼する必要がある。なお、工事完成後に作成される工事成績採点表には担当監督員の所見として、「提出書類に不備があった」との記載がある。不備の多い受注者の提出資料は、より注意して確認する必要がある。

④落札者提出書類の確認について【監査意見17】

落札法人の商号または名称及び代表者の氏名、押印、所在地の記載のない説明書(対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明する書類)があった。また、この説明書の添付資料として「別表1(建築物に係る解体工事)」にチェックマークが付してあるものの、実際に添付されている書類は「別表3(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))」であった。落札者からの提出書類は不備がないかどうかを確認する必要がある。また、不備がある場合には適切に訂正を依頼する必要がある。

## ⑤県産資材の不適用理由について【監査意見18】

## (県産資材の優先使用)

第13条 1. 工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたものの(以下「県産資材」という)の使用に努めなければならない。

また、県産資材の調達が困難な資材については、県内中小企業から調達するよう努めなければならない。

2. 請負者は、前項で定めた県産資材を使用しない場合は、「県産資材不適用理由書」を監督員に提出すること。

(出所：楠田川護岸整備工事特記仕様書)

県産資材不適用理由書には「弊社取引業者が県内にならない為」と記され、県外生産資材を入手している例がある。しかしながら、取引業者が県内にならないからといって県産品を扱っていないとは限らない。監督員は、不適用理由の内容が特記仕様書と矛盾せず、合理的な説明がなされているかを確認する必要がある。

## 17. 事項名) 河川災害関連等事業費

(1) 事業の概要について

所管部署	河川管理課、河川整備課
事業の概要	<p>災害復旧事業では、被災した施設等を原形に復旧することを原則とするため、事業の効果が限定されることがあるため、このような場合に、未被災箇所も含めて一連区間について災害防止と安全度の向上を図るために一定計画等に基づき復旧を行う。(令和5年7月の大雨により、大規模に被災した朝倉・久留米の河川施設)</p> <p>中小河川の氾濫により深刻な影響が生じた地域において、概ね5年間で緊急的かつ集中的な河川整備等をおこなうことで再度災害の防止を図る。</p> <p>特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域で流域水害対策計画の策定を行い、河川の整備、雨水貯留浸透施設の整備、土地利用規制と併せた二線堤の築造や排水施設整備などを計画的・集中的に実施することで、早期に治水安全度を向上させ浸水被害を軽減させる。</p>

ア. 事業内容

## 【河川災害関連事業費】

・令和5年7月の大雨により、特に朝倉・久留米では河川施設の大規模な被災が発生している。そのため、本事業により被災箇所を含めて改良復旧を行うことにより、治水安全度の向上、再度災害の防止・軽減を図る。

## 【浸水対策重点地域緊急事業費】

・令和6年度に、築堤、護岸、放水路等の工事を行い、事業進捗を図る。対象河川は、庄内川・金丸川・池町川他3河川。

## 【浸水対策重点地域緊急事業（受託）】

・令和6年度当初予算において、排水機場の整備等を行い、事業進捗を図るものである。排水機場の整備等を行う理由から、施設管理者である久留米市の費用負担により受託事業を行う。対象河川は金丸川・池町川である。

## 【特定都市河川浸水被害対策事業費】

・令和6年度、流域水害対策計画の査定を行う。対象河川は、久留米市の下弓削川流域及び金丸川流域（池町川流域を含む）。

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度 当初予算	令和6年度	
		当初予算	決算額
7,055,426	4,576,950	11,739,878	4,950,819
			・護岸工・放水路

				・特定都市河川の指定による流域水害対策計画の作成
--	--	--	--	--------------------------

(2) 監査の結果及び意見

①委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリストについて【監査意見19】

第3章 個人情報取扱特記事項の順守

第2条 前条の特記事項の順守事項を確認するため、「委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト記載要領」を参照し、「委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト」で自己点検を行い、その結果を提出すること。

(出所：下弓削川流域水害対策計画策定業務委託特記仕様書)

特記仕様書にて提出を求めている「委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト」の提出を受けていない契約があった。

当該契約については契約者との打ち合わせの中で問題のない旨を確認しているが、特記仕様書通りに提出を受け書面にて確認する必要がある。

## 18. 事項名) 土木災害復旧事業費

(1) 事業の概要について

所管部署	河川管理課
事業の概要	令和4年度、5年度及び6年度に発生した豪雨等により被災した河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路等の公共土木施設の早期復旧を図る。

ア. 事業内容

## 【令和4年災害土木施設費】

・大海、防風、洪水、高潮、地震等の異常な天然現象によって、被災を受けた県管理の公共土木施設を原形に復旧させる。

## 【令和5年災害土木施設費】

・大海、防風、洪水、高潮、地震等の異常な天然現象によって、被災を受けた県管理の公共土木施設を原形に復旧させる。令和5年7月7日から10日にかけて西日本から東北地方付近に梅雨前線が停滞したため、記録的な大雨が発生した。特に久留米・朝倉周辺で大きく被災している。

## 【令和6年災害土木施設費】

・大海、防風、洪水、高潮、地震等の異常な天然現象によって、被災を受けた県管理の公共土木施設を原形に復旧させる。  
 ・過去30年間の平均査定額程度を確保することで、補正予算を計上することなく着実な進捗を図れるようにする。  
 ・過去10年間の初年度災害復旧費所要額の平均を工事費で計上する。

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	決算額	当初予算	主な内容
3,656,000	3,863,107	8,753,640	3,453,174	・災害復旧（護岸工等）

## (2) 監査の結果及び意見

## ①特記仕様書の作成について【指摘事項1】

## 2. 対象工事

福岡県土整備部が発注する建設工事を対象とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 通常、仮設トイレが設置されずに施工される工事（緊急対応工事等）
- (2) 主たる工種が屋外作業でない工事
- (3) 災害復旧工事

（出所：建設現場に設置する「快適トイレ」の実施要領）

対象外である災害復旧工事であるにもかかわらず、対象である通常の工事と誤認し快適トイレの設置を可能とする特記仕様書にて契約している工事があった。結果的に当該工事で快適トイレの設置は行われなかったが、特記仕様書は実施要領に従う必要がある。なお、建設現場に設置する「快適トイレ」の実施要領は改訂されており、令和7年4月1日以降指名通知又は入札公告する工事に対しては災害復旧工事を対象外から外していることから、現在では災害復旧工事も快適トイレの対象工事となっている。

## 19. 事項名) 流域治水推進費

(1) 事業の概要について

所管部署	河川整備課
事業の概要	安全、安心に暮らせる生活環境の確保のため、自然環境との調和に配慮した治水対策及び水辺環境整備を実施する。

ア. 事業内容

## 【通常事業・臨時河川等整備事業】

(改修事業系) 治水効果を図るため、河道掘削・拡幅等を行う。  
 (環境整備系) 緩傾斜護岸や階段設置など川とふれあえる親水空間づくりや魚道整備などの生態系に配慮した川づくりを行う。

イ. 予算の推移及び決算額 (単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	決算額	当初予算	決算額
47,314	164,689	173,000	1,170	主な内容 ・雨水貯留浸透施設整備への補助

(2) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

20. 事項名) 河川総合流域防災事業費

(1) 事業の概要について

所管部署	河川整備課
事業の概要	河道拡幅、橋梁架け替え等により河川の流下能力を向上させ、治水安全度を向上させる。

ア. 事業内容

【河川総合流域防災事業費】

・令和6年度当初予算において、河道掘削やそれに伴う護岸工事等を行い流下能力を向上させ、事業進捗を図る。対象河川は、戸切川他10河川である。

【河川総合流域防災事業費(受託)】

・令和6年度当初予算において、橋梁架替工事等を行い、事業進捗を図る。橋梁の架替等を伴う理由から、道路管理者である鞍手町他2市町の費用負担により受託事業を行う。対象河川は、西川他2河川である。

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	決算額	当初予算	主な内容
2,076,530	2,266,769	2,669,625	1,657,294	・河道拡幅 ・橋梁架替

(2) 監査の結果及び意見

①後閲の取扱いについて【監査意見20】

往査県土整備事務所の事務書面において副所長欄に「後閲」としているところ、押印がないままとなっているものがあった。

後閲とされた副所長欄に押印がない状態であり、副所長が当該文書を閲覧したのか、閲覧しているものの押印を失念しているのかは不明である。後閲とされた者は当該内容を把握する必要があることから、後閲を行う必要がある。その際に押印を怠れば、本来文書の保管ができていないはずであり、自身が内容を把握したことを示し、文書を保管できる状態に完成させるためにも後閲者は押印する必要がある。

## 21. 事項名) 直轄河川事業費負担金

(1) 事業の概要について

所管部署	河川整備課
事業の概要	直轄河川災害復旧事業により、被災した護岸や堤防を修復し、従来の状態へ回復を図る。

### ア. 事業内容

令和6年度に被災を受けた直轄管理の公共土木施設を原形に復旧させる。  
対象は、限上川である。

### イ. 予算の推移及び決算額 (単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	決算額	当初予算	主な内容
3,965,272	3,770,000	3,554,506	5,780,874	・河道掘削 ・築堤

### (2) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

2.2. 事項名) 直轄河川災害復旧事業費

(1) 事業の概要について

所管部署	河川整備課
事業の概要	直轄河川災害復旧事業により、被災した護岸や堤防を修復し、従来の状態へ回復を図る。

ア. 事業内容

令和6年度に被災を受けた直轄管理の公共土木施設を原形に復旧させる。  
対象は、限上川である。

イ.

予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	20,808	令和5年度		令和6年度	
		当初予算	決算額	当初予算	決算額
20,808	20,808	20,808	94,665		・災害復旧（護岸工等）

(2) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

### 23. 事項名) 海岸整備事業費

(1) 事業の概要について

所管部署	港湾課
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した海岸保全施設の長寿命化を計画的に推進し、ライフサイクルコストの低減を図るとともに、背後地の人命や資産を防護する。</li> <li>・既設護岸高さが低い海岸保全施設の高上げを実施し、台風等による高潮被害から人命や資産を防護する。</li> <li>・侵食傾向にある海岸を保全し、背後地の人命や資産を防護する。</li> </ul>

ア. 事業内容

#### 【海岸高潮対策事業費・港湾海岸高潮対策事業費】

・令和6年度当初予算において、護岸、堤防の高上げや老朽化した施設の補修を行い、背後地の防護を図る。対象海岸は柳川海岸他10海岸である。

#### 【海岸調査費(交付金)】

・令和6年度当初予算において、気候変動の影響を踏まえた海岸保全基本計画の改定に向けた検討や、施設の長寿命化計画策定を行う。

#### 【海岸災害防除対策事業費】

・令和6年度当初予算において、護岸、堤防の築造、補修を行い、背後地の防護を図る。対象箇所は長井海岸や姫島海岸、和白海岸外12海岸である。

#### 【海岸調査費】

・令和6年度当初予算において、侵食傾向にある海岸の保全対策を検討するため、地形測量や波浪解析等の調査を行う。対象海岸は玄界灘沿岸である。

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

	令和6年度	
	当初予算	決算額
令和4年度当初予算	1,334,867	
令和5年度当初予算	1,331,205	
令和6年度当初予算	1,326,480	651,429
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸高潮対策事業</li> <li>・港湾海岸高潮対策事業</li> </ul>	

(2) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

24. 事項名) 港湾保安対策管理費

(1) 事業の概要について

所管部署	港湾課
事業の概要	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づき策定した埠頭及び水域保安規程で定める、苅田港及び三池港の制限区域(埠頭・水域)において、テロ等の危害行為を未然に防止するため、各種の保安措置を講ずる。

ア. 事業内容

下記参照
------

イ. 予算の推移及び決算額 (単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	当初予算	決算額	主な内容
88,837	103,593	136,424	89,192	・苅田港及び三池港の国際港湾施設保安(監視)業務

(2) 事業の内容

SOLAS 条約に対応するために苅田及び三池港の保安管理に要するものである。

1) 苅田港務所費 (国際港湾施設保安業務)

重要港湾苅田港において、年間12回以上外貿貨物を取り扱う岸壁を、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づき制限区域として設定し、制限区域ごとに策定した保安規程に基づき必要な保安措置を講じている。

制限区域は南港10号岸壁、南港7C岸壁、本港7・10・13号岸壁及び、松山木材岸壁、新松山13号岸壁の5箇所である。

本業務委託は、保安規程に基づき実施する制限区域(埠頭及び水域施設)の出入管理(人又は車両)、内外監視、貨物等の管理等の業務を委託するものである。

2) 港湾管理費 (SOLAS)

重要港湾三池港において、年間12回以上外貿貨物を取り扱う岸壁を、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づき制限区域として設定し、制限区域ごとに策定した保安規程に基づき必要な保安措置を講じている。

制限区域は公共埠頭における内港北岸壁及び荷捌き地である。

本業務委託は、保安規程に基づき実施する制限区域(埠頭及び水域施設)の出入管理(人又は車両)、内外監視、貨物等の管理等の業務を委託するものである。

(3) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

25. 事項名) 砂防事業費

(1) 事業の概要について

所管部署	砂防課
事業の概要	<p><b>【通常砂防事業費】</b> 流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守ることを主たる目的とする。</p> <p><b>【地すべり対策事業費】</b> 地すべり対策事業を実施して地すべり防止施設の設定等を行うことにより、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他の施設に対する地すべり等による被害を除去し、又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。</p> <p><b>【急傾斜地崩壊対策事業費】</b> 急傾斜地崩壊防止施設の設定等を行うことにより、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護し、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。</p> <p><b>【砂防事業費】</b> 治水上、砂防設備を必要とするが、規模・経済効果等の面から国庫補助事業の対象とならない箇所について、県単独事業として砂防事業の施工することを目的とする。</p> <p><b>【砂防調査費】</b> 砂防関係事業の施工上必要な事前調査（平面、縦断及び横断測量等）に施工することを目的とする。</p> <p><b>【県単急傾斜地崩壊対策事業費】</b> 国庫補助事業の対象とならない小規模の急傾斜地崩壊対策事業で、災害から住民の生命を保護し、民生の安定を図るため、市町村が施行する事業に補助する。</p>

ア. 事業内容

<p><b>【通常砂防事業費】</b> 砂防施設、床固工等の砂防設備の整備及び必要に応じた除石工事を実施する事業である。</p> <p><b>【地すべり対策事業費】</b> 国土交通大臣が指定する地すべり防止区域において、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設し、又は改良する事業、その他地すべり等を防止するために実施する事業である。</p> <p><b>【急傾斜地崩壊対策事業費】</b></p>
---

自然がけに対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難な場合、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の設置その他急傾斜地の崩壊を防止する工事を行う事業である。

**【砂防事業費】**

土石流等の土砂災害から県民を守るために砂防施設等を整備し、災害による被害を未然に防止する事業である。

**【砂防調査費】**

土石流等の土砂災害から県民の生命・財産を守るために砂防設備等を整備する必要がある、その事業に先立ち測量・調査・設計を行う。

**【県単急傾斜地崩壊対策事業費】**

がけ高が比較的低く、保全戸数が少ないなど小規模な箇所について、急傾斜地の所有者等による崩壊防止工事の実施が困難な場合に、市町村が事業主体となり、擁壁工、排水工、法面工その他必要な急傾斜地崩壊防止施設を整備し、がけ崩れによる被害の防止を図る事業である。

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	決算額	当初予算	決算額
6,295,446	6,077,058	6,119,821	3,273,976	主な内容 ・砂防施設等の整備 ・市町村が行う急傾斜対策の支援

(2) 監査の結果及び意見

文書の日付等が鉛筆若しくは消せるボールペン等、容易に修正が可能な筆記具で記入されている事案が4件(①文書の記載方法について(2件)、②文書の記載内容の修正方法と記載方法について(2件))あった。

① 文書の記載方法について【監査意見21、22】

i) 事案1

日付の記載が鉛筆によってなされており、容易に削除・修正ができる状態になっていた。

令和7年2月21日	急傾斜地崩壊対策事業
令和5年補助第34050-001号	愛宕2丁目地区急傾斜地崩壊対策工事(2工区) 変更設計書

上記の文書は課長による決裁が行われているものであり、その日付はいつ決裁が行われたのかを示す重要なものとなる。

本事案のように、鉛筆による記載が行われた場合、担当者が決裁権者の承認を経ることなく容易に起案内容の削除・修正を行うことも可能となることから、記載方法としては適切でない。

今後は、ボールペン等の容易に削除・修正できない方法でなされるべきである。

ii) 事案2

所管	朝倉県土整備事務所
起工番号	42669-001
事業	地すべり対策事業費
目的	高山地区地すべり対策工事(10工区)
債権者	K社
請負金額	43,670,000

以下の文書において、消せるボールペンで記載されている箇所があった。

工事打合せ簿(発議年月日：令和6年5月24日)

→発注者の欄の記載内容について、消せるボールペンで記載されている

記載内容が消せるボールペンで記載されている場合、担当者が決裁権者の承認を経ることなく容易に内容の削除・修正を行うことが可能となることから、記載方法としては適切でない。

よって、文書の記載方法としては、ボールペン等の容易に削除・修正できない方法で記載されるべきである。

② 文書の修正方法と記載方法について【監査意見23、24】

以下の事案において、修正者の記載がなされずに修正されているものと、①と同様に加筆・修正の内容を消せるボールペンで記載されているものがあった。

i) 事案1

所管	朝倉県土整備事務所
起工番号	506-38080-301
事業	通常砂防事業費
目的	寺村上谷川砂防管理用道路工事積算補助業務委託

債権者	G社
請負金額	2,200,000

以下の文書において、修正者の記載がなされずに修正されている箇所と、加筆・修正の内容を消せるボールペンで記載されている箇所があった。

#### 業務計画書

##### 1-4. 対象工事の概要

起工番号：未定 → 506-38080-301 【加筆】

工事名：寺村上谷川 砂防管理用道路工事 → 工事用道路工事 【修正】

工事箇所：朝倉郡東峰村福井 地内

工事区分：道路改良

まず、文書の内容の修正方法については、福岡県文書管理規程にて、以下のように定められている。

##### (起案の内容の修正及び廃案)

第二十六条 起案の回議又は合議を受けた者は、当該起案の内容を修正するときには、文書管理システムに修正する内容を登録しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、書面による起案の回議又は合議を受けた者は、当該起案の内容を修正するときは、当該起案文書に修正する内容を記載しなければならぬ。この場合において、起案者は、修正された箇所及び当該修正をした者を明らかにしておくなければならない。

(出所：福岡県文書管理規程)

文書の内容を修正する際には、その修正を行った担当者が誰であるかを明らかにしなければならない。

本草案のように、誰が修正を行ったかが明らかでない場合、担当者が決裁権者の承認を経ることなく起案内容の修正を行うことも可能となることから、修正方法としては適切でない。

また、加筆・修正の内容が消せるボールペンで記載されている場合、担当者が容易に内容の削除・修正を行うことが可能となることから、記載方法としては適切でない。

よって、修正を行う際には、担当者が押印を行うなどによって、誰が修正を行ったかを明らかにするべきである。そして、修正内容などを記載する際には、ボールペン等の容易に削除・修正できない方法で記載されるべきである。

## ii) 事案2

所管	朝倉県土整備事務所
起工番号	506-38080-001
事業	通常砂防事業費
目的	寺村上谷川砂防管理用道路工事
債権者	S 社
請負金額	45,723,700

以下の文書において、修正者の記載がなされずに修正されている箇所と、消せるボールペンで記載されている箇所があった。

1. 工事打合せ簿（発議年月日：令和6年8月9日）  
→発注者の欄の確認日の修正について、修正者が明らかにされていない
2. 工事打合せ簿（発議年月日：令和7年2月5日）  
→発注者の欄の記載方法について、消せるボールペンで記載されている

まず、文書の内容の修正方法については、福岡県文書管理規程にて、以下のように定められている。

（起案の内容の修正及び廃案）

第二十六条 起案の回議又は合議を受けた者は、当該起案の内容を修正するときは、文書管理システムに修正する内容を登録しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、書面による起案の回議又は合議を受けた者は、当該起案の内容を修正するときは、当該起案文書に修正する内容を記載しなければならない。この場合において、起案者は、修正された箇所及び当該修正をした者を明らかにしておくなければならない。

（出所：福岡県文書管理規程）

文書の内容を修正する際には、その修正を行った担当者が誰であるかを明らかにしなければならぬ。

本事案のように、誰が修正を行ったかが明らかでない場合、担当者が決裁権者の承認を経ることなく起案内容の修正を行うことも可能となることから、修正方法としては適切でない。

また、記載内容が消せるボールペンで記載されている場合、担当者が容易に内容の削除・修正を行うことが可能となることから、記載方法としては適切でない。

よって、修正方法としては、担当者が押印を行うなどによって、誰が修正を行ったかを明らかにするべきである。そして、文書の記載方法としては、ボールペン等の容易に削除・修正できない方法で記載されるべきである。



・・・・・・・・・・・・・・・・（略）・・・・・・・・・・・・・・・・

## 2 保有個人情報の取扱いを伴う事務を委託する場合の留意点について 別紙2の通り

### 【主なポイント】

#### 委託契約締結前の留意点

##### (ア) 委託先の選定

過去、同一の委託事業について、保有個人情報の漏えい等が発生した者を選定する場合、特に次の「特記事項及び安全管理措置に係る内容の周知」を入念に行うこと。

##### (イ) 委託先に対する安全管理措置に係る内容の周知

保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる義務があることを説明する際、委託先が講ずるべき措置の具体的な内容について把握できるように、「委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト」や「個人情報保護マニュアル」を手交して説明すること。

#### 委託契約締結後の留意点

##### (ウ) 実地調査による確認の対象事例

特定個人情報や要配慮個人情報等を取り扱う場合、1,000件以上の保有個人情報を取り扱う場合、提出されたチェックリストに疑義がある場合等は、原則として実地調査を行うこと。

##### (エ) 委託先で漏えい等が発生した場合の報告

県が主体となって初期対応を行う必要があるため、直ちに県に概要を一報するよう指導すること。

個人情報を取り扱う委託業務については、特記事項に合わせてチェックリストを配付し、業務委託先における個人情報の管理体制の整備状況や、その運用状況を確認しなければならぬ。そして、提出されたチェックリストにおいて何らかの疑義が生じる場合は、実地調査を行うことが必要となる。

県の資料を閲覧し、担当者へのヒアリングを行った結果、委託業務のうち、個人情報を取り扱う業務と判断したものについては、特記事項を契約書に添付するとともにチェックリストも配付することとされている。

本事業は、保有個人情報を取扱う事務と判断されたことから、特記事項を契約書に添付していたが、チェックリストの配付は行っていなかった。

今後は、特記事項とともにチェックリストを配付することによって、業務委託先における個人情報取扱いの取扱いに関する責任者等を含め、個人情報の管理体制全般を確認する必要がある。

④不十分な内容の文書が承認されていることについて【監査意見26】

所管	福岡県土整備事務所
起工番号	505-34050-001
事業	急傾斜地崩壊対策事業費
目的	愛宕2丁目地区急傾斜地崩壊対策工事(2工区)
債権者	F社
請負金額	44,702,900

以下に記載した、内容が不十分であるにもかかわらず、上席者が確認印を押印して承認がなされている事案があった。

**(急傾斜地崩壊対策事業費)**

1. 工事打合せ簿（発議年月日：令和6年9月25日）  
→担当監督員の押印がなされていないまま、総括監督員が押印・承認している。
2. 工事打合せ簿（発議年月日：令和6年7月1日）  
→「発議者」の欄にチェックがなされていないことから、発注者と受注者のどちらが発議した文書であるのか不明である。  
→「処理・回答」の欄において、発注者と受注者ともに、日付をはじめとする記載が全くなされていない。  
→主任（監理）技術者および現場代理人の押印がなされていない。  
→当該文書には「後日」と書かれた付箋が張られているが、上記のなされるべき対応が未了のまま、総括監督員が押印・承認している。

決裁・承認は、文書に記載されるべき内容が漏れなく記載されているか、そして記載された内容が正当なものであり問題ないかを十分に確認したうえでなされるべきである。

今後は、上席者は各種文書の内容が十分であることを確認したうえで決裁・承認を行う必要がある。

## 2.6. 事項名) 砂防災害関連等事業費

(1) 事業の概要について

所管部署	砂防課
事業の概要	<p><b>【特定緊急砂防事業費】</b> 土砂災害発生箇所への応急的対策のみならず、周辺地域を含めた対策の集中的・重点的实施により、甚大な土砂災害が発生した地域の災害防止対策を図る。</p> <p><b>【災害関連地域防火がけ崩れ対策事業費】</b> がけ崩れは直接人家等に被害を及ぼすおそれがあるため小規模であっても人命の損失に結びつくことが多い。したがって、がけ崩れが発生もしくは発生するおそれが顕著な地域における安全性確保に万全を期すためには、小規模であっても地域防災上重要な箇所の復旧整備を重点的に推進する必要がある。このため、がけ地の崩壊等が発生している箇所に ついて、がけ崩れ防止工事を行い、次期降雨等による再度災害を防止し、もって民生の安定を図ることを目的とする。</p> <p><b>【災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業】</b> 風水害、震災等が発生した地域について、急傾斜地崩壊防止施設を緊急的に施工することにより、再度災害の防止を図り、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。</p> <p><b>【災害関連緊急砂防事業】</b> 風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等危険な状況に緊急に対処するための砂防設備の設置を目的とする。</p>

了。事業内容

<p><b>【特定緊急砂防事業費】</b> 土石流等により人的被害、家屋被害等が発生した一定の地区において、被害をもたらした同規模の土石流が再び発生した場合でも、安全が確保されるよう災害関連緊急事業と一体的な計画に基づき、一定期間内に緊急的に施設整備を実施する。</p> <p><b>【災害関連地域防火がけ崩れ対策事業費】</b> 「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)による市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、又は記載されることが確実であるがけ地のうち、激甚災害に伴い崩壊等が発生し、これを放置すると人家2戸以上又は公共的建物に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において、直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事を実施する。</p> <p><b>【災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業】</b> 当該年発生 of 風水害、震災等により急傾斜地に新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により被害を与えるおそれがある場合に、緊急的に急傾斜地崩壊防止工事を実施す</p>
--

る。

**【災害関連緊急砂防事業】**

砂防設備を緊急に設置する。

イ. 予算の推移及び決算額 (単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	当予算	決算額	主な内容
171,174	102,000	681,180	271,637	・被災箇所への復旧と併せて、土砂・流木を捕捉する砂防ダム等の整備

(2) 監査の結果及び意見

①文書の記載内容の修正方法について【監査意見27】

所管	朝倉県土整備事務所
起工番号	505-43238-301
事業	特定緊急砂防事業費
目的	迫谷川3砂防用地測量業務委託
債権者	G社
請負金額	14,685,000

以下の通り、修正者の記載がなされずに修正されている事案があった。

調査員変更通知何書（令和6年4月12日起案・決裁）

→工事番号および工事名について、二重線を引いて修正を行っているが、修正者が誰であるか明らかでない。

文書の内容の修正方法については、福岡県文書管理規程にて、以下のように定められている。

(起案の内容の修正及び廃案)

第二十六条 起案の回議又は合議を受けた者は、当該起案の内容を修正するときは、文書管理システムに修正する内容を登録しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、書面による起案の回議又は合議を受けた者は、当該起案の内容を修正するときは、当該起案文書に修正する内容を記載しなければならない。この場合において、起案者は、修正された箇所及び当該修正をした者を明らかにしておかなければならない。

(出所: 福岡県文書管理規程)

文書の内容を修正する際には、その修正を行った担当者が誰であるかを明らかにしなければならない。

本事業のように、誰が修正を行ったかが明らかでない場合、担当者が決裁権者の承認を経ることなく起案内容の修正を行うことも可能となることから、修正方法としては適切でない。

よって、修正を行う際は、担当者が押印を行うなどによって、誰が修正を行ったかを明らかにするべきである。

②保有個人情報の取扱状況チェックリストについて【監査意見28】

受注者から交付を受けた保有個人情報の取扱状況チェックリストに関して、チェック項目欄のうち2か所においてチェックマークがなされていない事案があった。

個人情報を取り扱う委託先の監督について、総務部県民情報広報課長より以下の内容の文書が発行されている。

本庁各課(室)長 各出先機関の長	殿	5広第824号 令和5年10月10日
総務部県民情報広報課長		
<b>保有個人情報の取扱いを伴う事務を委託する場合の監督の徹底について(通知)</b>		
.....(略).....		
記		

## 1 「保有個人情報取扱特記事項」の一部改正について

令和5年10月10日以降に保有個人情報の取扱いを伴う事務を委託する場合は、改正後の特記事項を契約書に添付し、契約締結後速やかに委託先における保有個人情報の管理体制及び実施体制について、報告書（委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト等）又は実地調査により、必ず確認してください。

既に改正前の特記事項を添付して委託契約を締結している場合は、特記事項の差替えは不要です。

※ただし、委託先における保有個人情報の管理体制及び実施体制について、報告書（委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト等）又は実地調査により、必ず自認してください。

・・・・・・・・・・・・・・・・（略）・・・・・・・・・・・・・・・・

## 2 保有個人情報の取扱いを伴う事務を委託する場合の留意点について

### 別紙2の通り

#### 【主なポイント】

##### 委託契約締結前の留意点

##### (ア) 委託先の選定

過去、同一の委託事業について、保有個人情報の漏えい等が発生した者を選定する場合は、特に次の「特記事項及び安全管理措置に係る内容の周知」を入念に行うこと。

##### (イ) 委託先に対する安全管理措置に係る内容の周知

保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる義務があることを説明する際、委託先が講ずるべき措置の具体的な内容について把握できるように、「委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト」や「個人情報保護マニュアル」を手交して説明すること。

##### 委託契約締結後の留意点

##### (ウ) 実地調査による確認の対象事例

特定個人情報や要配慮個人情報等を取り扱う場合、1,000件以上の保有個人情報を取り扱う場合、提出されたチェックリストに疑義がある場合等は、原則として実地調査を行うこと。

##### (エ) 委託先で漏えい等が発生した場合の報告

県が主体となって初期対応を行う必要があるため、直ちに県に概要を一報するよう指導すること。

提出されたチェックリストにおいて何らかの疑義が生じる場合は、実地調査を行うことが必要となる。

今後は、当該チェックリストの提出を受けた際には、何らかの疑義が生じていないいかも含めて、チェック項目に不備がないことを確認する必要がある。

なお、上記の特定個人情報等を取り扱う業務委託に関する実地調査等及び委託先による再委託先の監督とチェックリストによる確認の徹底について、令和6年度の行政監査の結果に記載があり、令和7年6月16日付けで発出した通知において、実地調査の意義等の意義等に対する周知とともに実地調査を適切に行うように指示するという措置が実施されている。また、再委託する際の委託先による再委託先へのチェックリスト等により確認を行う必要性改めて周知し、再委託先から委託先に提出されたチェックリスト等を県に提出し、再委託先に対する監督を適切に指示するという措置が実施されている。

7広第659号  
令和7年6月16日

本庁各課(室)長 } 殿  
各出先機関の長 }

総務部県民情報広報課長

**保有個人情報の取扱いを伴う事務を委託する場合の適切な監督について (依頼)**

・・・・・・・・・・・・・・・・(略)・・・・・・・・・・・・・・・・

**(2)実地調査について**

業務委託において、特定個人情報や要配慮個人情報等を取り扱う場合、1,000件以上の保有個人情報を取り扱う場合、提出されたチェックリストに疑義がある場合等は、原則として年1回以上実地調査を行う必要がありますので、以下を参考に適切に実施してください。

・・・・・・・・・・・・・・・・(略)・・・・・・・・・・・・・・・・

## 27. 事項名) 砂防総合流域防災事業費

(1) 事業の概要について

所管部署	砂防課
事業の概要	総合流域防災事業は、個々の事業規模が小さいこと等から個別箇所ごとの予算管理を行う必要性が低い事業について、流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を行う事業に対し、国が交付を行う制度を定めることにより豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進することを目的とする。

## ア. 事業内容

土砂災害対策施設である砂防堰堤等を整備することで土砂災害による被害を防止し、またソフト対策として土砂災害警戒区域の指定を行い、危機の周知等を行うことで防災対策を推進し、安心安全な県民生活の確保を図るものである。

## イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	決算額	当初予算	主な内容
657,660	866,430	808,767	370,251	・土砂災害警戒区域等の指定

## (2) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

## 28. 事項名) 原子力災害対策費

(1) 事業の概要について

所管部署	防災危機管理局防災企画課
事業の概要	<p>防災活動資機材等を整備し、緊急時における住民の安全確保及び防災業務に従事する者の安全確保を図る。</p> <p>原子力防災訓練の実施により、防災業務関係者の原子力災害対策への習熟、防災関係機関相互の連携協力体制の強化、県民の原子力防災意識の向上を図る。</p> <p>上記訓練の実施により、県地域防災計画（原子力災害対策編）や原子力災害広域避難基本計画、糸島市の広域避難個別計画の実効性を検証する。</p> <p>原子力防災業務に従事する県・市町村職員等に、放射線、原子力防災に関する知識を習得させ、資質の向上を図る。</p>

ア. 事業内容

### 【原子力災害対策費（資機材等整備費）】

- 1) 原子力防災活動資機材等の整備・管理に係る経費
  - ・防災業務に従事する者の安全を確保するための資機材の整備・管理
- ① 個人線量計、放射線測定器の保守点検料、校正費（隔年点検により増減する）
- ② 衛星携帯電話利用料
- ③ 原子力防災資機材総合管理システム（NEMS）ライセンス契約
- ④ 防護服、防護マスク等防災従事者用防護資機材整備
- 2) 福岡県原子力発電施設緊急時安全対策補助金
  - ① 防災活動資機材等整備事業（離島における放射線防護対策施設の保守・点検費等）
  - ② 緊急時対策調査・普及等事業（福岡県原子力防災訓練経費等）
- 3) 緊急時に防災業務に従事する者の免許・資格取得に係る経費
  - ① 大型バスで避難住民を輸送する糸島市職員の大型一種自動車運転免許の取得費
  - ④ 国との連絡調整
- ① 道府県原子力防災担当者会議への参加等

### 【原子力災害対策費（教育訓練費）】

- 1) 計画及び広域避難基本原子力防災訓練（地域防災計画に基づく実動訓練）
 

原子力防災に特化した訓練を3県連携して10月～11月に実施

  - ① 関係機関協議費
    - 関係機関（県・糸島市・16市町・警察・消防等）における協議の実施
    - 全体会議：訓練参加機関による訓練実施要領等を決定する
    - 調整会議：訓練種目ごとの参加機関が訓練の詳細を検討する

他道府県訓練視察：他道府県の原子力防災訓練を視察する

② 実動訓練の実施

原子力災害情報収集・伝達訓練：九州電力及び玄海原子力規制事務所から収集した異常時・非常時の情報を関係機関へ伝達する。

緊急時モニタリング訓練：モニタリングポストによる空間放射線量の測定、県内全域でのサーベイメーターによる空間放射線量の測定を行う。

2) 原子力防災に関する研修への職員派遣及び県主催による研修会開催

原子力防災業務に従事する県・市町村職員、地域の防災活動をリードする消防団や自主防災組織、防災士などに、放射線、原子力防災に関する知識を習得させ、資質の向上を図る。

- ① 原子力防災訓練図上演習委託（委託費）
- ② 原子力安全技術センター等が主催する研修講座への参加に係る経費（旅費、負担金、資料代等）
- ③ 県が主催する講習会の経費（委託費）

イ. 予算の推移及び決算額

（単位：千円）

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	決算額	当初予算	主な内容
43,574	36,830	52,645	38,130	<ul style="list-style-type: none"> <li>・UPZ内の住民の避難誘導等に必要な資機材の整備</li> <li>・原子力防災研修の開催</li> </ul>

(2) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

29. 事項名) 原子力防災ネットワーク運営費

(1) 事業の概要について

所管部署	防災危機管理局防災企画課
事業の概要	原子力災害の危機管理体制に必要な情報インフラを整備し、原子力災害時における体制の基盤整備を強化する。

ア. 事業内容

【原子力防災ネットワーク運営費】

原子力災害に備えた緊急時通信回線網（「統合原子力防災ネットワーク」）は、国の機関と各地のオフサイトセンター（緊急事態応急対策等拠点施設）を接続する（「広域系ネットワーク」）と、オフサイトセンターと各地方公共団体を接続する（「地域系ネットワーク」）で構成される。

このうち、「地域系ネットワーク」については、関係道府県が、交付金を活用して整備・運用することとされており、本県では、県庁、佐賀県オフサイトセンター、糸島市庁を専用回線で結んでいる。

また、連絡手段の多重化の観点から、通信回線について、地上系と衛星系の2つを整備・運用している。

本県地域「地域系ネットワーク」に係る地上系回線、衛星系回線の維持・運用に係る経費である。

一 地上系回線に係る経費

- ① 専用回線の使用料：長期継続契約の更新
- ② 制御装置、電話機、ファクシミリ、テレビ会議システムのリース料の更新

一 衛星系回線に係る経費

専用回線の使用料、保守点検料

イ. 予算の推移及び決算額 (単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	決算額	当初予算	主な内容
23,389	29,819	55,219	53,098	・原子力防災ネットワーク 運営費

(2) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

### 30. 事項名) 防災対策費

(1) 事業の概要について

所管部署	防災危機管理局防災企画課
事業の概要	防災会議の開催、防災訓練の実施

ア. 事業内容

#### 【防災対策費】

- ・ 防災会議の開催
- ・ 災害危険個所の調査
- ・ 災害の状況及び被害状況の調査
- ・ 災害対策本部及び地方本部の設置
- ・ 災害応急対策の要望書の作成・陳情
- ・ 風水害対策の推進

#### 【防災訓練費】

- ・ 福岡県防災訓練の実施

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	決算額	当初予算	決算額
10,547	10,635	11,994	14,780	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県防災会議運営費</li> <li>・ 防災訓練費</li> </ul>

(2) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

3 1. 事項名) 防災情報発信強化費

(1) 事業の概要について

所管部署	防災危機管理局防災企画課
事業の概要	防災情報等メール配信システムや防災アプリ等の運用

ア. 事業内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災情報等メール配信システムの運用に要する経費</li> <li>・ 防災ホームページの運用に要する経費</li> <li>・ 防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」の運用に要する経費</li> </ul>
--

イ. 予算の推移及び決算額 (単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	決算額	当初予算	決算額
45,448	30,539	22,693	22,692	主な内容 ・ 防災情報等メール配信システムの運用 ・ 防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」の運用

(2) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

### 3 2. 事項名) 防災行政無線業務費

(1) 事業の概要について

所管部署	防災危機管理局防災企画課
事業の概要	福岡県防災行政無線局を運営する。

ア. 事業内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>福岡県防災行政無線局の管理運営及び保全業務の実施を実施する。</li> </ul>
--

イ. 予算の推移及び決算額 (単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	決算額	当初予算	決算額
174,818	177,765	183,230	199,944	・ 防災行政無線の維持管理

(2) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

## 33. 事項名) みんなで備える地震対策費

(1) 事業の概要について

所管部署	防災危機管理局防災企画課
事業の概要	<p>福岡県では、平成23年に東日本大震災を契機に地震防災アセスメント調査を実施しており、当時の調査では、想定されていない地震等について、被害想定等を調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ地震（本県は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、国は令和6年3月末を中途に基本計画を策定予定していた）</li> <li>・新たに国の主要活断層に追加された県内の3つの断層（①福智山、②宇美、③日向峠-小笠木峠）</li> <li>・前回調査した県内の4つの断層（①警固、②小倉東、③西山、④水縄）</li> </ul> <p>また、能登半島地震を踏まえ、海城活断層による地震・津波被害想定調査の必要性を判断するための予備調査を実施する。</p> <p>調査結果を踏まえて、県・市町村の地震対策強化や県民への啓発を図る。</p>

## ア. 事業内容

1) 地震防災アセスメント調査	<p>南海トラフ地震及び新たに追加された県内主要活断層等の被害想定を調査し、県や市町村の地域防災計画等へ反映させる。</p> <p>委託内容) 各断層等及び市町村ごとの被害想定（建物・人的被害等）を調査対象断層等) 南海トラフ地震、福智山断層帯、宇美断層、日向峠-小笠木峠断層帯、警固断層帯、小倉東断層、西山断層帯、水縄断層帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の被害想定に追加された項目や考え方を踏まえて、調査を実施する。</li> </ul> <p>2) ふくおか防災ナビ・まもるくん機能強化</p> <p>「ふくおか防災ナビ・まもるくん」に地震メニューを追加し、調査結果を反映し、県民への啓発を図る。</p> <p>委託内容) 現在地や登録地域の断層別「想定震度」や「液状化想定」を地図で知らせる。また、「災害時徒歩帰宅者支援ステーション」を地図で知らせる。</p> <p>3) 地震対策の啓発強化</p> <p>令和6年度能登半島地震等を踏まえ、子どもから大人までを対象に地震防災の啓発及び「ふくおか防災ナビ・まもるくん」を広める「防災フェア」を11月頃に開催する。</p> <p>委託内容) ①地域の自主防災組織や消防団の活動紹介、②防災車両展示、企業・団体ブース出展、③「ふくおか防災ナビ・まもるくん」登録サポーター及び登録者へのノベ</p>
-----------------	---

ルレイ配布（エコバック）及び④著名人によるステージショー

4) 海域活断層の予備調査

能登半島地震を踏まえ、海域活断層の予備調査を実施する。

委託内容) 各断層の震度分布や津波高等を調査

対象断層) 福岡県近海の9つの海域活断層

イ. 予算の推移及び決算額 (単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	当初予算	決算額	主な内容
-	-	60,584	79,221	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震被害想定調査</li> <li>・地域防災計画の見直し</li> <li>・防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」への地震メニュー追加</li> </ul>

(2) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

34. 事項名) デジタルでまもる防災推進費

(1) 事業の概要について

所管部署	防災危機管理局防災企画課
事業の概要	福岡県では、大雨災害発生時に増水した河川等に近づかないよう、不要不急の外出を控えることを強く呼びかけているが、毎年のように屋外での人的被害が発生している。また、災害規模が大きいかいほど情報整理に時間を要し、迅速な初動対応に影響を及ぼしている。そのため、AI等DX技術を活用し、災害情報の可視化・予測できる環境の整備により、県民の早期避難支援や発災時の初動対応の迅速化、災害の未然防止を図る。

ア. 事業内容

1) AI防災・危機管理情報サービス「Spectee (スペクテイ)」の活用拡大による初動対応の教化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Specteeを県防災情報システムと連携し、庁内関係課、県関係出先機関、市町村等へ活用を拡大することで県全体の初動対応（通行規制、流域治水、救命・救助等）の強化を図る。</li> </ul>
工事内容) 県防災情報システムの改修及びSpecteeの配信サーバーの新設	
2) 河川カメラを活用した早期避難支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ふくおか防災ナビ・まもるくん」を改修し、県内164か所に設置されている河川カメラ画像を県民が容易に確認できる機能を追加する。</li> </ul>
委託内容) 「防災ナビ・まもるくん」に現在地や登録地域の河川カメラ画像等を表示する機能を追加する。	
3) AI技術を活用した災害リスク予測システムの実証導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去の災害・気象情報からAIが災害リスクを分析・予測するシステムを、県防災情報システムへ令和7年度に導入するための実証調査</li> </ul>
委託内容) AI技術を活用した災害リスク予測システムの実証導入調査	
4) 災害時における衛星データの利活用実証	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託内容) 災害時における浸水被害の状況把握等に関する衛星データの利活用実証</li> </ul>

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	決算額	当初予算	主な内容
-	-	57,135	62,544	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ AI防災・危機管理サービスの活用拡大</li> <li>・ 衛星データの利活用実証</li> </ul>

(2) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

35. 事項名) 消防へり応援体制強化費

(1) 事業の概要について

所管部署	防災危機管理局防災企画課
事業の概要	福岡県は消防へりを保有しておらず、両政令市(福岡市、北九州市)に対して、へりの維持管理経費の一部を補助することで、県内市町村等が費用負担無くへりの応援要請をできる仕組みを継続するとともに、両政令市保有のへりの安全運航を確保する。 近隣県の消防へりとの応援体制を構築し、県内のへりが運行できない場合においても、大規模災害時等におけるへりの対応を迅速かつ円滑に行う。

ア. 事業内容

1) 両政令市(福岡市2台、北九州市1台)が保有する消防へりの維持管理経費 両政令市が保有する消防へりの維持管理経費の一部を補助する(1機あたり30百万円)ことで、両政令市のへり安全運航の取組が円滑に行われるとともに、県内市町村が躊躇なくへり応援要請をすることができる。 2) 「防災消防へりコプター相互応援協定」の事務打合せ会議への参加費 両政令市と連携して近隣県と締結する「防災消防へりコプター相互応援協定/九州(福岡県に加えて長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、佐賀県が加入)」の事務打合せ会議に参加し、平時から各県との連携体制を確保することで、へりが必要な大規模災害時等における対応を迅速かつ円滑に行う。
--

イ. 予算の推移及び決算額

(単位:千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	決算額	当初予算	主な内容
413,469	90,000	90,027	90,000	・両政令市所有の消防へりの維持管理経費の補助

※令和4年度は、政令市の消防へりの維持管理経費に対する助成90百万円に加えて、福岡市の消防へり機体更新に対する助成323百万円が予算化された。

(2) 監査の結果及び意見

①防災消防へりについて【監査意見29】

防災消防へりは、消火活動などのために大人数が搭乗できるといいう有用性は認められるものの大変高額な機体であるため、その購入は財政上の負担が大きい。一般的には、新機体1機の価格は、約20億円から30億円以上かかるものと言われている。

福岡県は、県独自には防災消防へりを保有していない。福岡市(2機)及び北九州市(1機)の消防機関が保有するへりの維持管理に要する経費の一部負担を行い、へりの

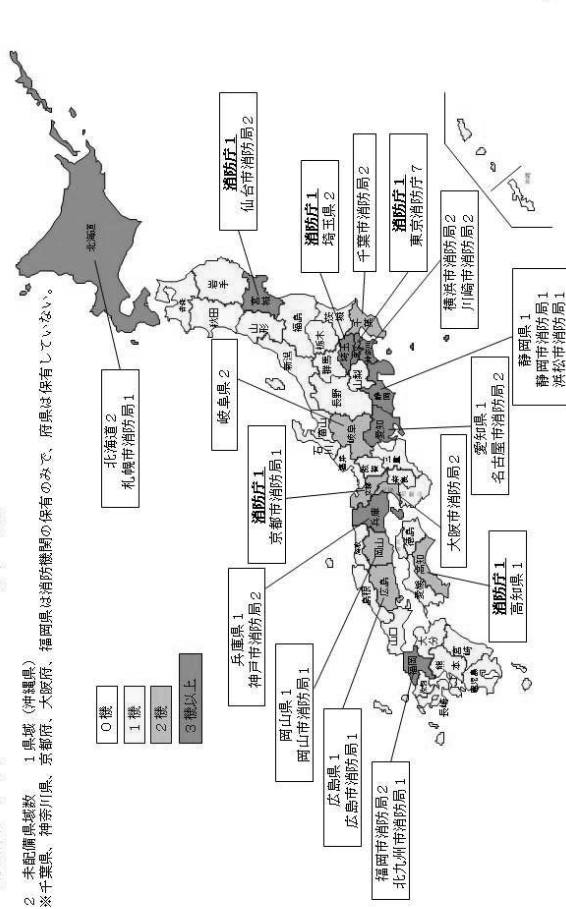
安全運航を支援するとともに、県内の市町村が要請しやすい状況を作っている。両政令市の維持管理経費は、年間で1機あたり少なくとも2億円から3億円は必要とされている。そのため、県からの助成だけでは不足するため、将来において、政令市から助成のアップを要請される可能性も考えられる。また、安全運航のための機体・エンジンの点検や耐空検査も義務付けられ使用できない機体も出るため、近隣県との消防へりの相互応援協定を結んでいる。

防災消防へりを保有するか否かも含め、現状のような運用を続けていくのか、防災の観点から、また、長期的な観点から定期的な検討を行っていくことが望ましいと考える。

### 消防防災へりコプターの整備状況

FDMA  
REG-C-01C

- 令和7年5月1日現在整備状況
  - 77機 (4,6都道府県, 55運航可体)
  - 消防防災へりコプター
  - 消防機関保有へりコプター
  - 運航保有へりコプター
- 未配備機関数
  - 1機 茨城県、神奈川県、京都府、大阪府、福岡県は消防機関の保有のみで、府県は保有していない。
  - ※千葉県、神奈川県、京都府、大阪府、福岡県は消防機関の保有のみで、府県は保有していない。



(出所：全国航空消防防炎協議会消防・防災へりコプターの配備状況 (令和7年5月1日現在))

## 36. 事項名) 救急業務高度化推進費

(1) 事業の概要について

所管部署	防災危機管理局消防防災指導課
事業の概要	<p>救急救命士の充足率を高め、福岡県における救急業務の高度化を図り、プレホスピタルケアの充実を図る。</p> <p>平成14年度から本県においても県及び地域のメデイカルコントロール協議会(MC協議会)を設置し、課題①医師からの直接的指示、指導・助言体制の構築、②救急救命士の再教育、③救急活動に対する事後検証)について検討を行い、MC体制を構築するとともに、救急救命士が実施できる救命処置の中でも、より高度な処置(気管挿管、薬剤投与)が可能な救急救命士を早急に育成し、プレホスピタルケアの充実を図る。</p>

ア. 事業内容

## 【救急業務高度化推進事業費】

・救急救命士要請を目的として全国都道府県の共同出資により設立された救急振興財団の都道府県負担金であり、東京・九州研修所の事業推進等に要する財団運営費に充当する。

実施主体) 一般財団法人救急振興財団

実施箇所) 救急救命東京研修所、救急救命九州研修所

## 【救急業務高度化推進事業費(救急業務高度化連絡調整費)】

- 1) 県の(※)メデイカルコントロール(以下MCと略す)協議会の実施
  - ・県のMC体制の構築を図り、救急医療機関医師の指示・指導・助言体制や事後検証、救急救命士等に対する再教育の諸課題を検討する。
- 2) 県内4地域のMC協議会の実施
  - ・各地域のMC体制の構築を図るため、事後検証、再教育、各種プロトコル等の検討を行う。
- 3) 気管挿管認定登録委員会の実施
  - ・気管挿管の実施ができる救急救命士の認定と同救急救命士の再教育等について検討を行う。

4) 全国MC協議会

・都道府県、全国救急医学会等で組織する全国MC協議会(H19年度に設置)へ参加し、県MC、地域MCのレベルアップを図る。

(※)メデイカルコントロール(MC)

・救急現場から医療機関へ搬送されるまでの間において、救急救命士等に医行為の実施が委ねられる場合、医行為を医師が指示又は指導・助言並びに検証してそれらの医行為の質を保証することを意味する。

## イ. 予算の推移及び決算額 (単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	決算額	当初予算	主な内容
17,858	17,888	17,863	17,542	・救急振興財団への負担金 ・MC協議会の開催

## (2) 監査の結果及び意見

県の担当者より事業の概要を聴取し、入手した資料の閲覧を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した結果、事業が適正・効率的に実施されており、特に記載すべき事項はなかった。

37. 事項名) 消防連絡調整費

(1) 事業の概要について

所管部署	防災危機管理局消防防災指導課
事業の概要	消防団は、消防本部(局)と連携して、消火活動や風水害、林野火災などの消防防災面で幅広く活動している。その消防団員が減少しているなかで、地域防災の要である消防団員を維持し活性化させるため、消防団員の訓練上達、士気高揚を図る消防協会等の関係機関の事業を支援する。

ア. 事業内容

【消防関係団体育成事業費】

・地域防災の要である消防団員の維持、活性化を図り消防団員の福利厚生や技能向上功績の表彰等を行う経費に対する助成を行う。

【消防学校運営費】

・福岡県消防学校の運営を行う上で必要な経費

「福岡県消防学校における派遣職員の身分の取扱等に関する協定書」に基づき県内の消防本部職員3名(福岡市消防局1名、北九州市消防局1名及び22消防本部から1名(輪番))の派遣を受け、消防学校派遣教官を受け入れている。

消防学校における調理業務の円滑な運営体制の確保及び入校生に対する適切な給食の提供を図る。

消防学校での教育に必要な呼吸器等の器具を準備する。

イ. 予算の推移及び決算額

(単位:千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	決算額	当初予算	決算額
131,929	133,086	137,025	128,807	主な内容 ・福岡県消防学校の運営に要する経費 ・派遣教官に係る県負担金

(2) 監査の結果及び意見

①消防学校の給食業務の契約について【監査意見30】

消防学校の給食業務に関して、従前の業者の中には、調理員の不足により業務への支障が生じて賃金支払い遅延等もあり、その後も選定業者の辞退が多く、予算額との関連から、適切に業務を遂行する業者が多くなかった。

当時実施していた指名競争入札は、価格を最優先とすることから、経費削減にはつながらず、調理体制に無理が生じる場合が少なくなかった。

そのため、令和4年度の契約(令和4年度～令和6年度)からは、民間の技術等を活

用すべく、公募型プロポーザル方式による随意契約を実施している。

複数の審査員により、選定基準（経営方針、理念、実績や給食業務実施体制、衛生管理体制、給食提供）に点数を付して、合計点数を争う方式である。

令和4年度の契約では、応募申請が4社あったが、そのうち1社は辞退があった。そのため、プレゼンテーションは3社により行われている。

その結果、S社㈱（東京本社、福岡に九州沖繩支店）に決定している。

その後、令和7年度契約が実施されているが、応募が1社のみであり、前契約者のS社のみであった。年間の委託料は約16%程度、前回の契約より増額されている。そもそも、プロポーザル方式を採用したのは、価格のみでなく給食実施体制や衛生管理体制等も総合判断して給食業務を委託しようとしていたのに、応募者が1社のみでは競争原理が働かないというデメリットが生じていると思われる。更なる周知（契約応募の）等を行うのが望ましいと考える。

38. 事項名) 救急医療情報センター運営費

(1) 事業の概要について

所管部署	医療指導課
事業の概要	救急患者への医療の確保及び災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、医療機関の応需情報を収集し、消防機関や医療機関への情報提供を行うことが必要である。また、県民が適切な医療機関を選挙できるよう、医療機関情報を提供することが必要である。

ア. 事業内容

【救急医療情報センター】

- ・(公財) 福岡県メディカルセンターに業務委託して、「福岡県救急医療情報センター」を設置し、次の業務を行う。
  - ① 同センターのホストコンピューターと県内救急医療機関(約400施設)をインターネットで結び、救急医療機関の救急患者応需情報を消防機関に提供する。また、県民からの救急医療機関の照会について、オペレーターが24時間年中無休で対応する。
  - ② 災害発生時において、災害拠点病院(31施設)を中心とした救急医療機関の受入可能患者数や医療スタッフの提供可能数等の情報を収集し、関係機関に提供するとともに、県民に対しNHK地上デジタルデータ放送等を通じて提供する。
  - ③ ホームページにおいて、県民が医療機関を選択する際の一助となる医療機関情報を提供する。

【救急医療電話相談(＃7119)】

- ・(公財) 福岡県メディカルセンターに業務委託し、「福岡県救急医療情報センター」において、看護師による「救急電話相談」(県民に対する救急車の利用や医療機関受診の緊急の助言)を実施する(24時間年中無休)。

イ. 予算の推移及び決算額

(単位: 千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	決算額	当初予算	主な内容
289,629	289,629	289,644	289,113	・救急医療情報センター運営事業 ・救急医療電話相談事業

(2) 監査の結果及び意見

① 随意契約に係る業務の再委託に関する検討および再委託の承認に関する決裁スケジュールについて【監査意見31】

受託業者は、福岡県広域災害・救急医療情報システム運営事業のうち、システム及びネッ

トワークの保守、管理、点検に関する業務を再委託している。令和6年4月1日に受託業者から県へ再委託の承認を申請し、令和6年4月1日に県から委託業者へ再委託承認書を発行している。

#### 福岡県随意契約ガイドライン 第4 留意事項

(6)不適切な再委託がないよう厳正な取扱いとし、やむを得ず再委託する場合は、委託契約内容の大部分又は業務の根幹が委託契約の相手方からさらに第3者に再委託されることがないように留意すること。再委託を行う場合には、再委託の合理的理由や契約方式、契約金額、再委託先が適切な業務遂行能力を有しているかについて記載した書面を委託契約の相手方に提出させ、再委託先と随意契約等競争性のない契約方式による場合は、その適切性も含め慎重に審査した上で承認を行うこと。また、県の書面による承認を事前に受けることを再委託を行う際の手続きとして契約書の記載を義務付けること。なお、再委託が見受けられる部分については、再委託先との直接契約を検討すること。

と規定されているが、承認に際して、再委託する業務内容が委託契約内容の大部分ではないかどうかの検証、業務の根幹ではないかどうかの検討、再委託先との直接契約の検討などの具体的な過程を確認できなかった。随意契約は、競争入札を経ずに特定の相手と契約する例外的な契約であり、そのため、契約の透明性や公平性を確保するために厳格な運用が求められるべきである。

したがって、不適切な再委託を防ぐために、再委託業務に相当する金額や業務における再委託割合などを検討し、委託契約内容の大部分又は業務の根幹が委託契約の相手方からさらに第三者に再委託されることがないようにすべきである。また、再委託が見受けられる部分について、再委託先との直接契約の是非についても検討すべきである。

また、本件の承認手続きに関して、下記のスケジュールで行われている。

文書番号	所属名	件名	備考
6医指第343号	保健医療 介護部 医 療指導課 災害医療係	再委託承認書	再委託承認申請：R06/4/1 再委託承認書発行日：R06/4/1 起案日：R06/4/25 決裁日：R06/4/26

委託事業者からの再委託承認申請およびそれに対する県からの再委託承認書について、両者とも令和6年4月1日となっているが、電子決裁では、起案は令和6年4月25日、決裁は令和6年4月26日に行われており、事後決裁となっている。随意契約の再委託については、福岡県随意契約ガイドラインにより、厳正な取扱いを求められており、決裁手続きは、日程を含め厳正に行われるべきである。

39. 事項名) 原子力災害医療対策費

(1) 事業の概要について

所管部署	医療指導課
事業の概要	<p>原子力発電所の事故等により、糸島市の住民及び防災業務関係者等の放射性物質の汚染に対する安全確保を図るため、避難退域時検査における汚染拡大防止資機材、簡易除染のための資機材及びこれらの資機材を保管する棚等を整備する。</p> <p>毎年必要となる原子力防災訓練で使用する単回使用の資機材を整備する。</p> <p>放射性物質の汚染に適切に対応するための人材を育成するため、被ばく医療に関する研修会への参加・派遣を行う。</p> <p>原子力災害拠点病院の指定及び原子力災害医療協力機関の登録に伴い、原子力災害医療のための必要な整備を行う。</p>

ア. 事業内容

【防災活動資機材等整備事業等】

(原子力発電施設等緊急時安全対策交付金)

- ・玄海原子力発電所の事故等の緊急時における玄海原子力発電所周辺の避難住民及び防災業務関係者の安全確保に必要な資機材の整備等を行う。

イ. 予算の推移及び決算額

(単位：千円)

令和4年度 当初予算	令和5年度		令和6年度	
	当初予算	決算額	当初予算	決算額
31,833	42,249	54,754	22,497	主な内容 ・緊急時防護措置準備区域 (UPZ) 内の医療体制の強化に必要な資機材の整備等

※監査対象所属のみの記載であるため、令和6年度当初予算の編成概要に記載の金額と異なる。

(2) 監査の結果及び意見

①資機材の運用および管理について【監査意見32】

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金で整備した資機材等について、各地の保健福祉事務所に配置されている。このうち、福岡県糸島総合庁舎内の福岡県糸島保健福祉事務所に  
おいて現地調査を実施した。



福岡県糸島総合庁舎 外観

糸島保健福祉事務所には、GM サーベイメータ（小型の放射線測定器）30台が配備されている。内訳としては、15台ずつを時期が異なる2回に分けて購入している。当該資機材については、2年に一度、不具合がないかどうか点検校正を外部に委託している。

通年のスケジュールは、30台のうち15台について

時期	作業内容	
1年目	12月	点検校正を外部業者に委託する。
	3月	点検校正完了。合格品と不合格品ともに返却される。
2年目	10月	県の予算書編成の際、点検校正において不合格となったものの修理費用を見積もる。
	2月	国へ交付金の交付申請
3年目	12月	不合格品を修理委託する。合格品の点検校正を外部業者に委託する。

という流れである。このため、毎年3か月程度は、点検のため15台が手元にならない状況である。さらに不合格品については修理をするのは翌々年度であり、1年以上修理されない状況である。

調査実施時点（2025年11月）では、今年度修理予定の不合格品5台（合格品は10台）、翌年度修理予定の不合格品10台（合格品は5台）があり、使用可能なものは30台中

15台であった。また、前者の合格品10台が今年度の点検校正に出されることになるため、今年度の点検校正期間は後者の合格品5台のみが使用可能な状況になる。

※平成25年～26年度に購入した機器であり、経年劣化による不備が最も多い年度であった。

修理金額の推移	修理金額 (千円)
R4年度	933
R5年度	1,970
R6年度	545
R7年度 (調査年度)	3,153

このため、現状では、実際に当該資機材が必要になった場合、必要数が確保できない可能性が高い。したがって、点検校正及び修理にかかるスケジュールを改善する、今後買い替えの際に故障しにくいデジタル式の放射線測定器を導入する、機材使用場面を含むスキームを見直すなどの当該資機材を必要数確保する手段を検討すべきである。

また、点検校正が必要な資機材等については、定期的なメンテナンスは実施されているが、その他の資機材等について使用可能かどうか、棚卸表の保有数が正しいかどうかということについては、各地の保健福祉事務所が自主的に実施しており、一律の実施時期や実施回数には決まっていない状況である。使用する段階で使用不能や個数不足などがないように、実地棚卸は定期的の実施すべきである。

②決裁スケジュールについて【監査意見33】

文書番号	所属名	件名	備考
6医指第2283号	保健医療介護部 医療指導課	福岡県原子力災害医療地域連携ネットワーク会議業務委託契約について(押印依頼)	押印依頼文：R07/01/10 決裁日：R07/01/14
6医指第2196号	保健医療介護部 医療指導課	放射線測定器修理業務の委託業務の委託契約について(押印依頼)	契約書：R06/12/24 決裁日：R06/12/26

「福岡県原子力災害医療地域連携ネットワーク会議業務委託契約について(押印依頼)」について、押印依頼文は、令和7年1月10日付で出されているが、令和7年1月14日が

決裁日であり、事後決裁となっている。

また、「放射線測定器修理業務の委託業務の委託契約について（押印依頼）」についても、契約は令和6年12月24日に締結されているが、決裁日は令和6年12月26日であり、事後決裁となっている。

事後稟議については、事後稟議となった経緯を把握し、原因を突き止め、再発防止に努めるべきである。

#### 4 0. 福岡県備蓄基本計画について

##### 1. 福岡県備蓄基本計画を選定した理由

昨今、全国各地で地震、台風、洪水などの自然災害や火災、陥没などの人為災害などの大規模災害が頻発している。災害発生時における被災者の避難生活に必要な物資の備蓄体制を構築することは防災対策として重要視されている。

福岡県地域防災計画に基づき、災害発生時における被災者の避難生活に必要な物資に関し備蓄に関する各主体の役割や、県・市町村が実施すべき施策の基本的な方向性を示す基本計画として平成26年3月に福岡県備蓄基本計画が策定されている。

その運用状況・管理状況について監査をおこなうものである。

##### 2. 福岡県備蓄基本計画（以下、「基本計画」という）の概要

###### 1) 基本計画策定の趣旨

大規模災害時に被災者の安全・安心を確保するためには、県、市町村、自主防災組織、事業所（団体、学校、病院等を含む）、県民等の各主体の連携・協力が重要である。

この計画は、福岡県地域防災計画に基づき、被災者の避難生活に必要な物資に関し、本県内で見込まれる最大規模の災害にも対応できる備蓄体制を構築するため、過去の災害を踏まえ、備蓄に関する各主体の役割や、県・市町村が実施すべき施策の基本的な方向性を示すことを目的とする。

###### 2) 計画策定に当たったつの考え方

大規模災害時には、流通機能が麻痺し、発災から3日間程度は被災地外からの支援が行き届かず、被災地二 zones の確な把握が困難な状況が続くことを想定する必要がある。

このため、本計画は、発災から3日間を想定した自助・共助・公助による備蓄のあり方を定めるものとする。

###### 3) 県としての備蓄・調達

###### 第1 基本的な考え方

県は、市町村が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や協定事業者等からの調達が困難になった場合などに備え、広域自治体として市町村を補完する立場から、物資の備蓄の充実とともに、調達体制の整備を図る。

###### 第2 備蓄・調達の考え方

賞味期限が短い、保管に広い場所が必要ななど備蓄に適さない物資、大量に必要ですべてを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努める。

発災時に必要な物資を速やかに調達できるよう、優先的な物資供給を定めた関係事

業者等との協定締結に努める。大規模災害時には、協定事業者が被災し、調達が困難となることも想定されるため、多様な調達先の確保に努める。

県民の持参物資、市町村、県による備蓄・調達等で必要な物資が確保できない場合は、国や他の都道府県等に支援を求める。

### 第3 品目

発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料、飲料水、生活必需品、感染症対策用物資、避難所運営に必要な資機材を備蓄する。

具体的な品目の選定に当たっては、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いを踏まえるとともに、通信網の寸断等により被災地の需要把握が困難な場合に要請を待たずに物資を供給することも想定し、汎用性の高い物とする等の配慮を行う。

食料については、要配慮者に配慮して飲み込みやすいもの、アレルギー対応食品も含めるほか、発災直後は十分な量の水や湯、熱源が確保できない場合もあることから、これらが必要としないものとするよう努める。

飲料水については、被災市町村からの要請に応じて、隣接水道事業者や他地方自治体への応援給水の要請を行う。

避難所運営資機材については、避難者の生命・身体を守るもののほか、良好な生活環境を確保するため、仮設トイレ、発電機、投光器や、授乳室、男女別の更衣室等を確保するためのパーテーションなどを計画的に整備する。

発電機等については、カセットガス式など備蓄が容易な燃料で稼働するものを確保するよう努める。

### 第4 必要量及び目標量

必要量は県内で想定される最大の避難者数をもとに見積もる。

(参考)『地震に関する防災アセスメント調査報告書』(平成24年3月、福岡県)

最大想定避難者数 46,566 人 (警固断層南東部中央下部震源の地震)

食料等の物資は想定される最大避難者数の1日分の3分の1を、避難所運営資機材は最大規模の災害発生時に必要と想定される量の3分の1を、現物で備蓄する。ただし、衣料品や生活用品等で、保管に広い場所が必要など備蓄に適さない物資、大量に必要で全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保可能数も含め目標量を備蓄する。

### 第5 保管・輸送体制

物資の保管場所は、耐震性があること、津波・洪水等の際に浸水しないこと等に留意して選定する。

物資の保管・輸送のため、物流事業者と協定を締結するよう努める。

被災者に迅速に物資を提供し、保管場所の被災による物資の滅失リスクを低減するため、県災害対策地方本部を単位とした分散備蓄を実施する。

他の都道府県や協定事業者等からの物資を集積する拠点を予め定めるよう努める。

集積拠点は県有施設を充てるほか、必要に応じて協定物流事業者等の協力を得て確

保する。

物資の輸送は原則として市町村の集積拠点までとし、その後に必要な輸送は市町村が行うこととする。輸送体制の整備に当たっては、県地域防災計画に基づき、協定物流事業者や防災関係機関の協力を得ることとする。

#### 第6 災害対応職員用の備蓄

災害対応を行う職員を対象とした3日以上の飲料水、食料、生活物資の備蓄に努める。

#### 第7 その他

##### ① 市町村との連携

平常時から、備蓄物資の品目や数量、保管場所等、県・市町村間における必要な情報の共有を図る。

##### ② 医薬品等の供給体制

大規模災害時における初動医療救護のため、医薬品及び医療機器等（以下「医薬品等」という。）の安定供給体制を確保する。

##### i) 医薬品等の備蓄

福岡県医薬品卸業協会及び福岡県医療機器協会に委託し、大規模災害発生直後の初期医療救護に必要な医薬品等を備蓄し、定期的な点検及び更新を行うなど、備蓄医薬品等の計画的な管理に努める。

##### ii) 医薬品等の供給

福岡県医薬品卸業協会及び福岡県医療機器協会と協定を締結し、大規模災害発生時には、両協会が、備蓄医薬品等や必要が生じて両協会が調達した医薬品等を被災地の医療救護所等へ搬送する。

#### (1) 監査の概要

##### 1) 監査対象部局

- ・ 総務部 防災危機管理局 防災企画課
- ・ 福祉労働部 福祉総務課

##### 2) 監査対象備蓄拠点

- ・ 県消防学校
- ・ 県本庁舎

##### 3) 監査の実施期間

令和7年6月13日から令和7年11月30日

##### 4) 監査の実施方法

- ・ 備蓄拠点を訪問し、備蓄物資の帳簿数量と現物数量との確認、管理状況の確認
- ・ 備蓄品の購入手続の確認

## 5) 備蓄物資一覧 (福祉総務課所管分)

備蓄物資一覧

(令和7年7月8日)

品名	必要数量	数量	1箱の数量	消防学校	根本庁舎	五代合同庁舎	八幡合同庁舎	行橋合同庁舎	田川合同庁舎	朝倉合同庁舎	八女合同庁舎
パン	43,200個	43,258個		21,800		3,838	3,610	3,600	3,610	3,600	3,600
		11,008個	50個	0		2,688	2,760	1,800	2,760	0	1,800
		16,000個		16,500							
		7,000個		4,200							
		2,055個	50個	800		950	850	1,800	850	3,600	1,800
おかゆ	3,800個	3,870個		2,030		300	320	300	320	300	300
		1,050個	50個	760		100	200	100	200	100	100
		2,320個	40個	1,280		200	120	200	120	200	200
新表シート	47,000個	47,012個	24缶	18,308		14,500	2,308	2,904	2,308	3,840	2,844
		32,085個		16,668		5,992	840	1,980	840	3,840	1,920
		14,927個		1,640		8,508	1,468	924	1,468		924
乳児用ミルク		144個	24個			144					
乳児用ミルク (アレルフリー)		72個	18個			72					
哺乳瓶		96個	96個			96					
トレットペーパー		800個	100個		800						
毛布	4,220枚	5,072枚	10枚	2,070	502		500	500	500	500	500
タオル	14,000枚	14,000枚	200枚	6,800	1,200		1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
ジーゼンM-L 上、下各4,700枚	4,700組	7,800組	10組	2,300	400	3,100	400	400	400	400	400
男性用下着	2,350組	2,350組	100枚	1,150	200		200	200	200	200	200
		2,350組		1,150	200		200	200	200	200	200
		2,350組		1,150	200		200	200	200	200	200
		2,350組		1,150	200		200	200	200	200	200
		2,350組		1,150	200		200	200	200	200	200
給水袋	15,700枚	15,700個	100枚 200枚	7,400	1,800		1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
食器セット (乳幼児用)	15,700組	15,789組	100人分	7,900	1,389		1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
紙おむつ (乳幼児用)	5,500枚	6,060枚		2,424		606	606	606	606	606	606
紙おむつ (大人用)	3,260枚	5,568枚		2,436		522	522	522	522	522	522
除とりパッド	8,200枚	8,208枚		3,888		720	720	720	720	720	720
生理用品	21,800個	22,200個		11,544		1,776	1,776	1,776	1,776	1,776	1,776
簡易トイレ	25,000個	25,000個	200枚	13,000	2,000		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
ブルーシート	1,910枚	1,910枚	10枚/5枚	1,010	150		150	150	150	150	150
缶切り	3,000個	3,000個		1,200	300		300	300	300	300	300
マスク (子ども用)	-	19,800枚		19,800							
マスク (大人用)	-	43,500枚		43,500							

6) 備蓄物資一覧 (防災企画課所管分)

備蓄物資一覧 (R7.3.31現在)

品名	必要数量	数量	消防学校	熊本庁舎	備蓄品倉庫	千代	八幡	戸橋	田川	柳井	八女
						倉庫貯蔵	倉庫貯蔵	倉庫貯蔵	倉庫貯蔵	倉庫貯蔵	倉庫貯蔵
単立式トイレ	60台	60台									
便器トイレ (便ホール)	—	60台									
簡易トイレ (ラップホン)	—	70台	38	6			5	5	5	7	9
ラック 置 品 ホ ン	ラックアーム	—	36	5			5	5	5	7	8
	取っ手	—	33	7			7	7	7	15	7
	ダンパー-2	—	62台		3		5	5	5	5	9
	アジャスト ロール	—	40個	17	6		3	3	3	3	3
洗濯機 (ガンリン式)	60台	60台	30	5			5	5	5	9	
洗濯機 (ガンリン式)	—	2台									
洗濯機 (ガンリン式)	—	60台	30	5			5	5	5	9	
洗濯機 (ガンリン式)	—	6台	1				1	1	1	1	
エアネット	—	6台									
ハーネーション (運転席用)	180台	182台	90	14			15	15	15	15	15
ハーネーション (運転なし)	60台	60台	30	5			5	5	5	5	
除菌剤 (ハイパーイソジオン)	—	96台	30								
除菌剤 (ハイパーイソジオン)	—	82台	50								
介護ベッド	—	2台	2								
介護ベッド	—	1台									
マスク (大人用)	136,900枚	127,200枚	63,560			10,750	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500
マスク (子供用)	14,100枚	16,600枚	8,900			1,100	1,050	1,100	1,100	1,100	1,100
介護用品 (手拭)	940台	989台	510				80	80	80	80	80
介護用品 (手拭)	22,400枚	22,400枚				22,400					
介護用品 (手拭)	44,800枚	46,000枚				46,000					
介護用品 (手拭)	5,600枚	5,600枚				5,600					
介護用品 (手拭)	2,000枚	2,000枚				2,000					

※在庫内訳書に基づいては、守ま1階・備・高さの部を記載していません。重箱・箱





(2) 監査の結果及び意見

(1) 備蓄物資の帳簿数量と現物数量との確認、管理状況の確認

1) 福岡県消防学校

①在庫数量について

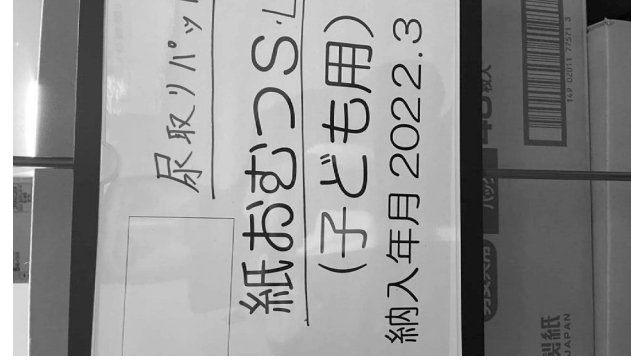
備蓄物資一覧（令和7年7月8日）福祉総務課所管分リスト及び備蓄物資一覧（令和7年3月31）防災企画課所管分リストに基づいて実際の数量の確認をおこなった。

品名、数量について確認を行なった結果、リスト記載の数量との相違は認められなかった。

②管理状況について

新備蓄倉庫 配置図に沿って品目別に①平置き、②ラック棚、③かご台車で保管されており品目と数量の確認は行いやすい管理状況となっていた。倉庫内の掃除及び整理整頓も行なわれており、災害発生時の払出に關しても特に問題なく行い得る状況となっていた。

③倉庫内の状況





#### ④情報の共有について【監査意見3 4】

福岡県消防学校に保管されている備蓄品に関しては、大量の物品等を置いておく場所、県内各所に備蓄品を分散させる狙いもあると思われる。基本的には、消防学校の職員は備蓄品には関与しておらず、購入時の検品等も本庁から県職員が訪れて実施しているとのことである。また、在庫リストに関しても消防学校では、県庁側から入手しており、備蓄品の増減があるたびに随時データが送られてくることになっている。

今回、監査で訪問を行った際に、在庫のテストカウントを行うために、在庫リストを依頼したが、当日に県庁から送ってもらったようであった。

備蓄品が必要な災害時には緊急性が要求されることも多いが、本庁から消防学校までは、自動車で1時間20分かかる遠方（下記の地図参照）であり緊急の場合も多いため、日常の情報共有は必要である。災害時に本庁からの指示等が無ければ対応できないといった状況にならないように、消防学校の倉庫内の備蓄品の種類、数量及び保管場所に関して、情報の共有には留意していただきたいと考える。



③倉庫内の状況 本庁9階倉庫



④管理状況について 本庁地下駐車場出納事務局物品返納倉庫

本庁地下駐車場（出納事務局物品返納倉庫レイアウト）に沿って品目別に①平置き、②ラック棚で保管されており品目と数量の確認はおこないやすい管理状況となっていた。倉庫内の掃除及び整理整頓もおこなわれており、災害発生時の払出に関しても特に問題なくおこなえる状況となっていた。

⑤倉庫内の状況 本庁地下駐車場出納事務局物品返納倉庫



## (2) 備蓄品の購入手続の確認

## 1) 防災企画課

防災企画課 年度別 備蓄品購入リスト

年度	購入物資	数量	購入金額	購入先	購入プロセス
令和3年度	チョコチップ	1箱	8,800円	A社	随意契約(10万円以下)
令和3年度	缶入りカンパン	12箱	66,000円	A社	随意契約(10万円以下)
令和3年度	フェイスマスク	2,000枚	301,400円	A社	随意契約(見積合わせ)
令和3年度	ダスター	448ケース	77,504円	B社	随意契約(10万円以下)
令和3年度	水	18箱	29,160円	A社	随意契約(10万円以下)
令和3年度	グローブ	4,500枚	148,500円	A社	随意契約(見積合わせ)
令和3年度	エプロン	5,600枚	190,960円	A社	随意契約(見積合わせ)
令和4年度	缶入りカンパン	40箱	171,072円	C社	総務事務厚生課へ物品購入請求
令和4年度	缶入りパン	2箱	14,299円	C社	総務事務厚生課へ物品購入請求
令和4年度	水	3箱	3,110円	C社	総務事務厚生課へ物品購入請求
令和4年度	水	45箱	72,900円	A社	総務事務厚生課へ物品購入請求
令和5年度	缶入りパン	3箱	22,939円	C社	随意契約(10万円以下)
令和5年度	水	25ケース	26,406円	C社	随意契約(10万円以下)
令和7年度	ひだまりパン	360袋	88,257円	C社	随意契約(10万円以下)
令和7年度	水	23箱	25,187円	C社	随意契約(10万円以下)
令和7年度	組立てトイレ	171式	48,906,000円	D社	一般競争入札

## ① 購入プロセスについて

防災企画課において令和3年度から令和7年度に購入した備蓄物資については、以下の手続きで購入されていた。

i) 総務事務厚生課へ物品購入請求

ii) 防災企画課での購入

- ・ 随意契約（1件10万円以下のもの。見積書の徴取不要。）
- ・ 随意契約（1件10万円を超え、160万円以下のもの。見積り合せを行う。）
- ・ 一般競争入札（160万円を超えるもの。）

## ② 購入プロセスの確認の結果

令和3年度から令和7年度までの防災企画課所管の備蓄品の購入プロセスの確認を

おこなった。物品購入同書、支出負担行為決議書兼支出命令書、会計事務チェックシート、見積書等の書類を確認した結果、防災企画課での随意契約、総務事務厚生課への物品購入請求については適正なプロセスを経て購入がおこなわれていた。

防災企画課での一般競争入札で調達がおこなわれていたのは令和7年度購入の災害用組立てトイレの1案件のみであったが、入札者が1社のみであったため結果的には同社が落札した。単独の入札になったことについて確認をおこなったが、福岡県のホームページにより一般競争入札の公告をおこない、複数の業者から問い合わせがあったが結果的に1社になったことについて、各事業者の判断であり担当課では理由はわからないとのことであった。

## 2) 福祉総務課

福祉総務課 年度別 備蓄品購入リスト

年度	購入物資	数量	購入金額	購入先	購入プロセス
令和3年度	生理用品	600パック	171,600円	E社	随意契約（見積合わせ）
令和3年度	レトルトパン	16,600個	3,531,816円	C社	総務事務厚生課へ物品購入請求
令和3年度	大人用・子供用おむつ他	528パック	868,560円	C社	随意契約（見積合わせ）
令和4年度	尿取りパッド	51パック	84,150円	C社	随意契約（10万円以下）
令和4年度	レトルトパン	7,800個	2,047,032円	E社	総務事務厚生課へ物品購入請求
令和4年度	副食レトルト	32,080個	5,504,500円	E社	総務事務厚生課へ物品購入請求
令和4年度	おかゆ	1,550個	318,060円	F社	総務事務厚生課へ物品購入請求
令和5年度	副食レトルト	14,992個	6,128,092円	C社	総務事務厚生課へ物品購入請求
令和5年度	ジャージ	6,200枚	11,048,400円	A社	総務事務厚生課へ物品購入請求
令和6年度	ブルーシート	1,000枚	2,150,500円	G社	総務事務厚生課へ物品購入請求
令和7年度	トイレットペーパー	8箱	72,600円	H社	随意契約（10万円以下）
令和7年度	液体ミルク他	312個	99,964円	C社	随意契約（10万円以下）
令和7年度	レトルト米粉パン	7,050個	3,426,300円	C社	総務事務厚生課へ物品購入請求
令和7年度	おかゆ	2,320個	415,929円	C社	総務事務厚生課へ物品購入請求

### ① 購入プロセスについて

福祉総務課において令和3年度から令和7年度に購入した備蓄物資については、以下の手続きで購入されていた。

- i) 総務事務厚生課へ物品購入請求
- ii) 福祉総務課での購入
  - ・ 随意契約（1件10万円以下のもの。見積書の徴取不要。）
  - ・ 随意契約（1件10万円を超え、160万円以下のもの。見積り合せを行う。）

## ② 購入プロセスの確認の結果

令和3年度から令和7年度までの福祉総務課所管の備蓄品の購入プロセスの確認をおこなった。物品購入伺書、支出負担行為決議書兼支出命令書、会計事務チェックシート、見積書等の書類を確認した結果、総務事務厚生課への物品購入請求、福祉総務課での随意契約については適正なプロセスを経て購入がおこなわれていた。

# 公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第157号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第13条において準用する同規則第2条の規定により公示する。

令和8年6月19日

福岡県公安委員会

### 1 講習の区分

機械警備業務管理者講習

### 2 講習の期日、時間及び場所

講習期日	講習時間	講習場所
令和8年7月29日（水） から同年7月31日（金） までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（ 最終日の講習については、午後3時40 分までとし、その後修了審査を実施す る。）	北九州市門司区小森江三 丁目9番1号 福岡県警察警備員教育セ ンター

### 3 受講定員

36名

### 4 受講申込手続等

#### (1) 事前（電話）受付期間

##### ア 受付日

令和8年7月6日（月）及び同年7月7日（火）

##### イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

#### (2) 受付場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部4階 生活保安課

#### (3) 必要書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号） 1通

※ 申込書には、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

#### (4) 講習受講手数料

39,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

#### (5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず4(1)の受付期間内に、受付専用電話（080-4059-9319）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後4時00分までの間に、受付場所である福岡県警察本部生活保安課に赴き、受付番号を申告するとともに、4(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

※ 書類持参以外（郵送等）の申込みは、一切受け付けない。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

#### 5 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了審査を実施する。

(2) 機械警備業務管理者講習の課程を修了し、かつ、修了審査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。

#### 6 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。
- (2) 講習に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。
- (5) 講習期間中の施設内については、冷房運転を実施しているものの、屋外の気温は非常に高くなることが予想されることから、こまめな水分補給のほか、涼しい服装で受講する等熱中症対策に留意すること。

**福岡県公安委員会告示第158号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和8年6月19日

福岡県公安委員会

- 1 検定の種別  
交通誘導警備業務2級
- 2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
令和8年9月29日（火）	午前9時00分から 午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
予備日 令和8年9月30日（水）		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。  
また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

- 3 受検定員  
15名  
※ ただし、受検申請が多数の場合は、予備日に追加実施することとする。  
予備日の受検定員についても15名とする。
- 4 受検資格  
福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員
- 5 検定の方法  
検定は、学科試験及び実技試験により行う。  
なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。
- 6 学科試験及び実技試験
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 車両等の誘導に関すること。
    - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 車両等の誘導に関すること。
    - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 7 検定申請手続等
  - (1) 事前（電話）受付期間
    - ア 受付日  
令和8年8月24日（月）及び同年8月25日（火）
    - イ 受付時間  
午前9時00分から午後4時00分までの間
  - (2) 受検申請手続期間

- 事前（電話）申込日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間
- (3) 受検申請手続場所
- ア 住所地を管轄する警察署
- イ 営業所を管轄する警察署
- (4) 必要書類
- ア 必須書類
- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- イ 必要に応じて添付すべき書類
- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合  
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合  
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (5) 検定手数料  
14,000円
- ※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。  
また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。
- (6) 申請方法
- ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず7(1)の事前（電話）受付期間内に、受付専用電話（080-4059-9319）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。
- ※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
- イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間に、

7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法による申込み（郵送等）は、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、7(2)の受検申請手続期間（2日間）内に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

#### 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

#### 9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛及び雨具（雨天時）を持参し、実技試験については、動きやすい服装（靴）で受検すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。

(5) 検定日の実技試験は、原則として屋外で実施するものとするが、気温が非常に高くなることが予想されることから、こまめな水分補給のほか、涼しい服装、帽子の着用等熱中症対策に留意すること。

雑 報

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和8年6月19日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2536回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円  
1組10万通 40組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和8年10月21日から  
令和8年11月17日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 171,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 25,421,990円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 41,760,000円
- 9 受託申請期限 令和8年7月6日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和8年6月19日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長

の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2537回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 600,000,000円  
1組10万通 30組
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和8年11月4日から  
令和8年11月23日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 268,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 36,141,490円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 58,200,000円
- 9 受託申請期限 令和8年7月6日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和8年6月19日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2538回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 350,000,000円  
1組10万通 35組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円

- 4 発 売 期 間 令和8年11月18日から  
令和8年12月15日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 147,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 22,244,640円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 36,540,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和8年7月6日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和8年6月19日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2539回西日本宝くじ
- 2 発 売 総 額 及 び 通 数 240,000,000円  
120万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和8年12月2日から  
令和8年12月22日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 114,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び

- 当せん金支払手数料 発売総額に対し 24,314,400円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 15,148,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和8年7月6日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和8年6月19日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2540回西日本宝くじ
- 2 発 売 総 額 及 び 通 数 400,000,000円  
200万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和8年12月16日から  
令和9年1月12日まで
- 5 当 せ ん 金 の 総 額 発売総額に対し 190,000,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売 り さ ば き 及 び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 39,644,000円
- 8 そ の 他 発 売 経 費 発売総額に対し 23,620,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和8年7月6日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第

3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和8年6月19日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2541回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 1,800,000,000円  
1組10万通 90組
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和8年12月26日から  
令和9年1月19日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 811,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 107,428,090円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 174,600,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和8年7月6日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和8年6月19日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2542回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 250,000,000円  
1組10万通 25組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和9年1月6日から  
令和9年1月26日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 107,400,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 15,862,440円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 26,100,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和8年7月6日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和8年6月19日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2543回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 1,400,000,000円  
1組10万通 70組
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和9年1月13日から

令和9年2月8日まで

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 630,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 84,402,890円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 135,800,000円
- 9 受託申請期限 令和8年7月6日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和8年6月19日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2544回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円  
150万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 令和9年1月20日から  
令和9年2月16日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 142,500,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 29,442,600円

- 8 その他発売経費 発売総額に対し 17,801,000円
- 9 受託申請期限 令和8年7月6日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和8年6月19日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2545回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 300,000,000円  
1組10万通 30組
- 3 証票金額 1枚 100円
- 4 発売期間 令和9年2月17日から  
令和9年3月9日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 134,900,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 19,057,390円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 31,320,000円
- 9 受託申請期限 令和8年7月6日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申

請されたい。

令和8年6月19日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2546回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 250,000,000円  
1組10万通 25組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和9年3月10日から  
令和9年3月30日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 109,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 15,991,690円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 26,100,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和8年7月6日

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和8年6月19日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2547回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 1,000,000,000円  
1組10万通 50組
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和9年3月13日から  
令和9年3月31日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 444,900,000円
- 6 委 託 対 象 事 務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 60,761,690円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 97,000,000円
- 9 受 託 申 請 期 限 令和8年7月6日

### 再 掲

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和25年福岡県条例第46号）第3条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

#### 福岡県告示第415号

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

令和8年6月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 特定危険薬物の名称
  - (1) 化学名 2 - { 2 - [ (ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール - 5 - イル) メチル ] - 5 - ニトロ - 1 H - ベンゾ [d] イミダゾール - 1 - イル } - N , N - ジエチルエタン - 1 - アミン及びその塩類
  - (2) 化学名 2 - { [ 4 - ( 2 - フルオロエトキシ ) フェニル ] メチル } - 5 - ニトロ - 1 - [ 2 - (ピロリジン - 1 - イル) エチル ] - 1 H - ベンゾ [d]

] イミダゾール及びその塩類

(3) 化学名 N- [2- (5-メトキシ-1H-インドール-3-イル) エチル] プ  
ロパン-2-アミン及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に  
基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

令和8年6月18日